

証券取引等監視委員会の活動状況

平成20年 8 月

証券取引等監視委員会

《ご意見、情報等の連絡先》

郵 送：〒100-8922 東京都千代田区霞が関 3-2-1

証券取引等監視委員会事務局 総務課

代表電話：03-3506-6000

本書に対するご意見 情報公開・個人情報保護係 内線 3021

直 通：03-3581-6648

F A X：03-5251-2151

情報受付

情報処理係 内線 3091、3093

直 通：03-3581-9909

F A X：03-5251-2136

インターネット：<https://www.fsa.go.jp/sesc/watch>

《証券取引等監視委員会ホームページ》

<http://www.fsa.go.jp/sesc/index.htm>

(新着情報配信サービス)

<http://www.fsa.go.jp/haishin/sesc/index.html>

証券取引等監視委員会の活動状況

平成 20 年 8 月

証券取引等監視委員会

金融庁設置法（平成10年法律第130号）第22条の規定に基づき、平成19年7月1日から平成20年6月30日までの期間における証券取引等監視委員会の事務の処理状況を公表する。

平成20年8月

証券取引等監視委員会

委員長 佐 渡 賢 一

目 次

はじめに（公正な市場を求めて）	1
第1章 組織	7
第1 証券監視委	7
1 委員会	7
2 事務局	7
第2 地方の事務処理組織	7
第2章 市場分析審査	8
第1 概説	8
第2 一般からの情報の受付	8
1 情報の受付の概要	8
2 情報の受付状況	8
第3 取引審査等	12
1 取引審査等の概要	12
2 法令上の根拠	12
3 自主規制機関との緊密な連携	12
4 取引審査等実績	13
第3章 証券検査	15
第1 概説	15
第2 証券検査基本方針及び証券検査基本計画	17
第3 金融商品取引業者等検査マニュアルの策定	22
1 策定の経緯	22
2 策定のポイント	22
3 改正	22
第4 検査実績	23
1 検査計画及びその実施状況	23
2 1 検査対象当たりの平均延べ検査投入人員	25
第5 テーマ別検査	25
1 信用取引に係る顧客管理態勢と与信リスク管理態勢等についての検査 （オー・エイチ・ティー株式関連）	25
2 外国為替証拠金取引業者のリスク管理等についての検査	27
第6 検査結果の概要	29
1 第一種金融商品取引業者等に対する検査	29

2	投資運用業者、投資助言・代理業者等に対する検査	34
3	自主規制機関等に対する検査	37
第7	証券検査の結果に基づく勧告	37
1	第一種金融商品取引業者等に対する検査結果に基づく勧告	37
2	投資運用業者、投資助言・代理業者等に対する検査結果 に基づく勧告	54
3	自主規制機関等に対する検査結果に基づく勧告	57
第8	平成20事務年度証券検査基本方針及び証券検査基本計画	59
第4章	不公正取引及びディスクロージャーに関する調査等	64
第1	概説	64
第2	課徴金調査等	64
1	課徴金制度の目的	64
2	課徴金の対象となる行為及び課徴金額	65
3	課徴金調査の権限等	66
4	開示検査	66
第3	犯則事件の調査	69
1	犯則事件の調査の目的	69
2	犯則事件の調査の権限及び範囲等	69
第4	不公正取引に対する勧告・告発	69
1	課徴金納付命令に係る勧告	69
2	犯則事件の調査・告発実績	81
第5	ディスクロージャーに関する勧告・告発	86
1	課徴金納付命令に係る勧告	86
2	有価証券報告書等の訂正報告書等提出命令に係る勧告	97
3	犯則事件の調査・告発実績	97
第5章	建議	99
第1	概説	99
第2	建議の実施状況及び建議に基づいて執られた措置	99
1	平成18事務年度までの建議の実施状況及び建議に基づいて 執られた措置	99
2	平成19事務年度における建議の実施状況等	100
第6章	監視活動・機能強化への取組み等	101
第1	市場監視体制の充実・強化	101
1	組織の充実	101
2	情報収集・分析能力の向上	101
第2	市場参加者・投資者への情報発信等の取組み	102

1	概説	102
2	市場参加者・投資者への意見交換・講演会等の開催状況	102
3	講演会、インターネット等による情報提供の呼びかけ	103
4	ホームページの充実	103
第3	関係当局等との連携	103
1	概説	103
2	金融庁関係部局との連携	104
3	自主規制機関との緊密な情報交換	104
4	海外証券規制当局との連携	104
第7章	金融商品取引法改正による業務の拡大等	107
第1	概説	107
第2	金融商品取引法改正による業務の拡大	107
1	課徴金制度の見直し	107
2	違反行為の禁止・停止の裁判所に対する申立て	109
	おわりに（個人投資家の皆様へ）	110

【附属資料編】

1	証券監視委の組織・事務概要	117
1-1	組織及び事務概要	117
1-2	証券取引等の監視体制の概念図	119
1-3	証券監視委の機能強化	120
1-4	証券監視委と内閣総理大臣、金融庁長官及び財務局長等の関係の概念図	121
1-5	証券監視委及び財務局等監視官部門の定員の推移	122
1-6	機構図	123
1-7	組織・事務に係る法令の概要	125
1-8	証券監視委と自主規制機関との関係の概念図	136
2	証券監視委の活動実績等	137
2-1	証券監視委の活動状況	137
2-2	取引審査実施状況	138
2-3	証券検査実施状況	139
2-4	勧告実施状況	151
2-5	告発実施状況	185
2-6	建議実施状況	214
2-7	金融商品取引法改正後の権限及び範囲	219
3	自主規制機関の活動実績	224
3-1	日本証券業協会の活動状況	224
3-2	証券取引所の活動状況	225
3-3	金融先物取引業協会の活動状況	229
3-4	東京金融取引所の活動状況	230
○	公正な市場の確立に向けて～「市場の番人」としての今後の取組み～	231
○	証券検査に関する基本指針	233
○	オー・エイチ・ティー株式に係る証券会社検査結果の概要について	245
○	外国為替証拠金取引業者に対する検査結果の概要について	251
○	証券検査に関する「よくある質問」	259
○	金融商品取引法における課徴金事例集	265

凡 例

設 置 法	金融庁設置法（平成10年法律第130号）
金 商 法	金融商品取引法（昭和23年法律第25号。平成18年法律第65号により「証券取引法」を改題）
証 取 法	証券取引法（昭和23年法律第25号）
外 証 法	外国証券業者に関する法律（昭和46年法律第5号）
金 先 法	金融先物取引法（昭和63年法律第77号）
犯罪収益移転防止法	犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第23号）
本 人 確 認 法	金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律（平成14年法律第32号）
投 信 法	投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）
投 資 顧 問 業 法	有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律（昭和61年法律第74号）
S P C 法	資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）
保 振 法	株券等の保管及び振替に関する法律（昭和59年法律第30号）
社 振 法	社債等の振替に関する法律（平成13年法律第75号）
社 登 法	社債等登録法（昭和17年法律第11号）
金 商 法 施 行 令	金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号）
証 取 法 施 行 令	証券取引法施行令（昭和40年政令第321号）
外 証 法 施 行 令	外国証券業者に関する法律施行令（昭和46年政令第267号）

金 先 法 施 行 令	金融先物取引法施行令（平成元年政令第53号）
金 商 業 等 府 令	金融商品取引業者等に関する内閣府令（平成19年内閣府令第52号）
行 為 規 制 府 令	証券会社の行為規制等に関する府令（昭和40年大蔵省令第60号）
外 証 法 府 令	外国証券業者に関する内閣府令 （平成10年総理府令・大蔵省令第37号）
金 先 法 施 行 規 則	金融先物取引法施行規則（平成元年大蔵省令第18号）

はじめに（公正な市場を求めて）

証券取引等監視委員会（以下「証券監視委」という。）は、平成4年の発足以来の大きな転機を迎えることになりました。これは、平成19年7月、委員長及び両委員の交代を経て、第6期目の新体制に入ったことだけでなく、今から遡ること60年前に制定された旧証券取引法下の長い時代に終わりを告げ、金融商品取引法（以下「金商法」という。）が同年9月に施行されたこと、そして、この大改革を推し進める背景となった金融・資本市場の変化が劇的に進んでいるためにほかなりません。

1. 金融・資本市場の変化

金融・資本市場を巡る環境は、外国為替の自由化、日本版ビッグバン以降の規制緩和やIT技術の進展を背景として、金融商品取引業者の参入・退出数の増加やインターネット取引、クロスボーダー取引の増加、ファンド等を使った複雑な取引の増加、デリバティブを組み込んだ複雑な商品の出現などにより、劇的に変化しています。

昨年（平成19年）は、米国を震源地とするいわゆるサブプライムローン問題が発生しました。この問題は、米国だけに止まらず、瞬く間に世界を巻き込む金融危機へと発展する事態となりました。およそ10年前、我が国において発生した金融危機が、大手銀行を含む金融機関が相次いで破綻するなど、銀行を中心とする金融システムの危機であったとするならば、今回の米国住宅ローン市場に端を発する国際的な金融危機は、緊密に関連する各国金融・資本市場の様相を如実に示した、グローバル化した証券化商品市場における危機といえるものです。金融技術の発達によりリスクの分散を図るという証券化手法が、結果的にリスクの拡散をもたらし、問題の所在を複雑にしました。

このように金融・資本市場の変化が劇的に進んでいる中で、これまで貯蓄の世界にいた多くの人々が、投資家として安心して市場を利用できるように公正な市場を確保しなければなりません。

2. 「市場の番人」としての今後の取組み

市場の公正性・透明性を維持し、投資者の適正な保護を確保していく必要がますます高まる中、証券監視委は、我が国において市場の番人としての役割を担う唯一の機関として、その使命を着実に果たしていくことを今まで以上に強く求められています。このような期待に応えていくため、中期的な活動方針として「公正な市場の確立に向けて」（以下「活動方針」という。）を昨年9月に公表いたしました。証券監視委は3年の任期毎にこのような活動方針を発表していますが、今回、第6期の活動方針を公表した背景には、特に、近年の金融・資本市場を取り巻く環境の変化、それを受けた昨年（平成19年）9月末の金商法の施行を踏まえ、近年の制度改正において市場監視機能の強化のために与えられてきた証券監視委の権限・資源を最大限に活かし、その機能の十全な発揮を図ろうという強いメッセージを込めています。証券監視委として、個々の検査・調査等の機能を高めていくだけでなく、それらを有機的に組み合わせ、総合的な市場監視機能の向上を図っていく所存です。

活動方針においては、証券監視委が、我が国金融・資本市場を取り巻くダイナミックな変化及びそれを受けた制度改正に適切に対応し、「市場の公正を汚す者には恐れられ、一般投資家には心強い存在」であるべく、次の2つの基本的な柱を立てています。

第一の柱として、「機動性・戦略性の高い市場監視の実現」を掲げています。証券監視委の持つ、市場分析審査、証券検査、課徴金調査、開示検査、犯則調査といった手段を戦略的に活用し、迅速かつ効果的な市場監視を図っていきます。またその際、市場の動きに対してタイムリーかつ機敏に対応するとともに、顕在化しつつあるリスクに対しても将来に備えた機動的な対応を目指していきます。さらに、自主規制機関、海外当局などとの連携を強め、全体としての市場監視の効果を高めていきます。

次に、第二の柱として、「市場規律の強化に向けた働きかけ」を掲げています。これは、検査・調査などの市場監視の結果、得られた問題意識について、個別事案の問題だけにとどまらず、市場や業界一般について改善が必要とされる場合など、建議などを通じ、金融庁をはじめとする関係機関によるルール整備、制度設定に反映させていこうとするものです。また、このような当局に対する働きかけだけでなく、各市場参加者による自主的な取組みを通じた市場規律機能が強化されるよう、取引所などの自主規制機関等を通じて各市場参加者に積極的に働きかけていくことを打ち出しています。さらに、各市場参加者の取組みを推進していくため、市場参加者との対話、市場への情報発信を強化していくこととしています。

これらの2つの柱に盛り込まれた考え方にに基づき、総合的に見て実効性の高い市場監視を実現し、公正・透明な質の高い市場を形成していくことが、我が国市場の活性化、国際競争力の向上に資するものと考えています。

また、活動方針では、上記の2つの柱に基づき、具体的には以下の5つの項目に重点を置き、実効性のある効率的な市場監視を行っていくこととしています。

1点目は、包括的かつ機動的な市場監視の実施です。発行市場及び流通市場の全体に目を向け、直ちに法令違反とは言えないような取引についても幅広く注意を払い、個別取引や市場動向の背景にある問題を分析し、機動的な市場監視に役立てていくことを目指します。

2点目は、課徴金制度の一層の活用です。課徴金は、犯則調査に基づく告発に比べて迅速な対応が可能という特性を活かし、迅速・効率的な調査の実施に努めていきます。また、法制度の見直しに適切に対応していきたいと考えています。

3点目は、金商法の適切な運用です。昨年9月末に金商法が施行されたことにより、証券監視委の行う検査対象範囲が、いわゆる投資ファンド等にも拡大しました。金商法の施行を踏まえ、すでに検査マニュアルを全面的に改訂し、内部管理態勢に着目した検査手法やノウハウの確立に努めているところです。また、開示検査についても、四半期開示制度が導入され、四半期報告書に対する開示検査についても適切な検査の実施に取り組んでいきます。

4点目は、自主規制機関等との連携です。金融・資本市場の参加者は、機関投資家のほか、裾野の広がりつつある個人投資家、国内だけでなく海外からの市場参加者も含まれるなど、多岐に渡っています。このような金融・資本市場の特性を踏まえ、証券監視委単独の活動によるよりも、自主規制機関の行なう考査・監査、ルール整備の面での一層の連携強化を通じて、市場全体としての規律強化を図っていくことが効率的・効果的です。このほか、市場参加者への情報発信の面でも、自主規制機関等との連携を深めていきたいと考えています。

5点目として、グローバル化への対応です。近年、クロスボーダーの取引がますます活発化する中、国境を越えた当局間の情報交換や国際的な電子取引への監視の強化など、海外当局と積極的に連携し、市場監視の空白を作らないよう取り組んでいくことが必要となっています。

以上が活動方針の内容です。証券監視委が設立されてから16年目となりますが、特にこの数年間で、市場監視の実効性を高めるための種々の権限が証券監視委に与えられてきました。これは、「貯蓄から投資へ」という大きな経済・社会の流れを受けてのことであり、日本において金融・

資本市場の重要性が高まる中、市場の公正・投資者保護が適正に確保されなければならないという強い社会的要請によるものです。

3. 今事務年度を振り返って

本公表の対象期間である平成 19 事務年度（「事務年度」とは、7 月 1 日から翌年 6 月 30 日までの期間をいう。以下同じ。）を顧みると、証券監視委は、国内外の金融・資本市場の変化に対応しつつ、前述の活動方針に基づいた市場監視を実施しました。

まず、日常的な市場監視において、不公正な取引の疑いのある事例やインターネットを通じた風説の流布等について幅広い監視を行ったほか、発行市場にも監視の目を向けるとともに、直ちに法令違反とはいえないような取引などについても、幅広く注意を払うよう努めてきました。金融商品取引業者等の検査では、検査対象先等に関する様々な資料・情報等を総合的に勘案して実施する一般検査に加え、市場をめぐる問題や関心事項について横断的なテーマを選定し、共通の課題がある検査対象先に対して行う特別検査を実施しました。また、不公正取引に関する課徴金調査では、迅速・効率的な調査を実施し、昨事務年度に比べ勧告件数も大幅に伸びるとともに、企業の重要情報が集まる報道機関の職員や金融・資本市場のゲートキーパーである（企業会計の適正性をチェックする役割を担う）公認会計士などによる内部者取引事案について課徴金納付命令に係る勧告を行いました。犯則事件の調査（以下「犯則調査」という。）では、事件が地域的な広がりを見せる中、他の捜査機関との連携を図りつつ、効果的・効率的な調査を実施しました。この中には、証券会社の社員による内部者取引事案、相場操縦、虚偽記載といった事案、さらに、複合的な態様が組み合わさった偽計事案についても告発を行いました。自主規制機関との連携では、積極的な意見交換に止まらず、証券監視委の問題意識の共有による、市場全体の規律強化の働きかけを行いました。海外当局との連携においても、平成 20 年 2 月には IOSCO のマルチ MOU 署名国となり、証券規制当局間の情報交換に関するネットワークが拡大し、国境を越えた取引についても市場監視の連携強化の道具立てが整備されました。

市場の公正性・透明性及び投資家保護の確保は、証券監視委の活動のみによって実現できるものではありません。昨今の内部者取引に係る課徴金勧告・告発事案を受けて、日本証券業協会とその協会員が市場の透明性や公正性を確保・向上する観点から、内部者取引の未然防止に向けた、更なる取組みについて検討しています。市場には、上場会社その他の発行体、投資家のほかにも、他当局、金融商品取引所・金融商品取引業協会などの自主規制機関、金融商品取引業者、公認会計士・監査法人、法律事務所など、多様な主体が関与しています。市場規律の維持には、こうした市場参加者それぞれの自己規律の向上のための努力が不可欠です。

証券監視委としては、今後も市場参加者との対話・市場への情報発信に注力するとともに人材の強化を図りつつ、活動方針に基づいた市場監視の定着化と一層の充実を図り、国内外の金融・資本市場の変化に敏速に対応していきます。

証券監視委の活動状況

第1章 組 織

第1 証券監視委

証券監視委は、内閣府設置法第54条及び金融庁設置法第6条等に基づき設置された、委員長及び2人の委員で構成される合議制の機関であり、委員会の事務を処理するため事務局が置かれている。

1 委員会

証券監視委の議事は、2人以上の賛成をもって決せられ、委員長及び委員は、独立してその職権を行使する。委員長及び委員は、衆・参両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。その任期は3年であり、再任されることができる。また、限られた法定の事由がある場合を除き、在任中にその意に反して罷免されることはない。

証券監視委は、平成4年7月に第1期が始まり、平成19年7月20日から6期目に入っており、委員長に佐渡賢一、委員には福田眞也及び熊野祥三がそれぞれ就任している。

2 事務局

証券監視委の事務局には、事務局長、次長（注1）及び国際・情報総括官の下に、総務課、市場分析審査課、証券検査課、課徴金・開示検査課及び特別調査課の5課が置かれている（注2）。事務局の定員は、市場監視体制の整備拡充を図るため、所要の増員（平成19年度（注3）26人、平成20年度22人）が認められ、平成20年度末で合計358人の体制となっている。

（注1）平成19年7月1日から従前の1名から2名に増員された。

（注2）平成18年7月1日に、従来の総務検査課及び特別調査課の2課体制から現行の5課体制に拡充された。

（注3）年度とは、4月1日から翌年3月31日までの期間をいう。以下同じ。

- （1）総務課は、証券監視委全体の総合調整や証券監視委の会議の運営、内閣総理大臣、金融庁長官等に対する建議に関する事務などを行う。
- （2）市場分析審査課は、一般からの情報の受付、証券取引等に係る情報の収集及び分析並びに取引の内容の審査を行う。
- （3）証券検査課は、金融商品取引業者等に対する検査（以下「証券検査」という。）を行う。
- （4）課徴金・開示検査課は、課徴金に係る事件の調査（以下「課徴金調査」という。）や有価証券報告書等の開示書類に関する検査（以下「開示検査」という。）を行う。
- （5）特別調査課は、取引の公正を害する犯則事件の調査を行う。

第2 地方の事務処理組織

地方においては、財務局長、財務支局長及び沖縄総合事務局長（以下「財務局長等」という。）の下に、証券監視委が所掌する事務を専門に担当する組織である証券取引等監視官（部門）が設置されている。定員は、市場監視体制の整備を図るため、所要の増員（平成19年度28人、平成20年度20人）が認められ、この結果、平成20年度末の定員は、合計で282人の体制となっている。

証券取引等監視官（部門）は、取引審査、証券検査、課徴金調査及び開示検査については証券監視委の委任を受けて、犯則事件の調査については証券監視委の指揮監督を受けて、それぞれその職務を行っている。

（注）証券監視委は、検査・調査権限及び報告・資料の徴取権限の一部を財務局長等に委任している（ただし、必要があれば、証券監視委自らその権限を行使することができる。）。

第2章 市場分析審査

第1 概 説

証券監視委は、市場分析審査として、常日頃から幅広く、金融・資本市場に関する様々な資料・情報を収集・分析しており、こうした中で、不公正取引の疑いのある事案についての審査や、市場動向の分析を行っている。

これは、金融・資本市場における取引状況等について幅広く監視を行うことを通じて、市場における取引の公正性の確保を図ろうとするものである。

平成19事務年度の特徴としては、自主規制機関及び海外当局との連携を一層強化しつつ、市場監視の精度の向上を図ってきている。また、発行市場・流通市場全体に目を向けた市場監視を行い、問題点を早期に探知し、迅速に対応することを心がけている。さらに、直ちに法令違反とはいえないような取引についても幅広く注意を払っているほか、個別取引や市場動向の背景にある問題を重点的に分析する等、包括的かつ機動的な市場監視に努めていることが挙げられる。

第2 一般からの情報の受付

1 情報の受付の概要

証券監視委では、資料・情報収集の一環として、一般から広く情報の提供を受け付けている。

一般からの情報提供は、市場における投資者等の生の声であり、証券監視委の市場分析審査、証券検査、課徴金調査、開示検査及び犯則事件の調査を行うに際しての端緒となる場合があり、有用性が高い。

このため、証券監視委では、できるだけ多くの方から情報が寄せられるように電話、文書、来訪、インターネットなど、様々な方法で情報の受付を行っている。

また、従来から政府広報や講演会において情報提供を呼びかけるなど、情報提供件数が増加するよう、積極的に取り組んでいる。

なお、金融商品取引業者と投資者との間のトラブルに関して寄せられた情報については、証券監視委の検査等において有効に活用することはもちろんであるが、情報提供者が個別的な紛争解決を求めている場合には、日本証券業協会において苦情処理体制が敷かれていることから、同協会の「証券あっせん・相談センター」を紹介するなどの対応を行っている。

その他、証券監視委の所管ではない商品先物取引などに関する苦情等についても、適宜、関係する相談窓口を紹介している。

2 情報の受付状況

証券監視委が平成19事務年度において投資者など一般から受け付けた情報は5,841件である。前事務年度と比較すると約1割減少したものの、平成4年の発足以来3番目に多い受付件数となっている。これは、課徴金制度の円滑な実施等により、証券監視委の活動内容への認知が定着してきたものと考えられる。

情報提供手段の内訳をみると、インターネット4,193件、電話766件、文書381件、来訪58件、財務局等から回付を受けたものが443件となっている。このうち、インターネットと電話による受付を合わせると、全受付件数の約9割を占めている。

情報の内訳をみると、個別銘柄に関するものが4,612件、金融商品取引業者の営業姿勢等に関するものが847件、その他の意見等が382件となっている。

このうち、個別銘柄に関するものについては、相場操縦の疑いに関するものが最も多く、全受

付件数の約4割（2,126件）を占めており、投資者の間では市場における価格形成に対しての疑念が多いことを示していると考えられる。次に、風説の流布の疑いに関するものが多く、全受付件数の約2割（995件）を占めており、インターネットの掲示板等への根拠のない噂や投資判断などの書込みについての情報提供が中心である。このほか、インサイダー取引や有価証券報告書等の虚偽記載の疑いに関する情報も多く寄せられている。

また、金融商品取引業者の営業姿勢等に関するものについては、無断売買や取引一任勘定取引、断定的判断を提供した勧誘に関するものや外国為替証拠金取引などに関するものなど多様な情報が寄せられている。（詳細は別図参照）

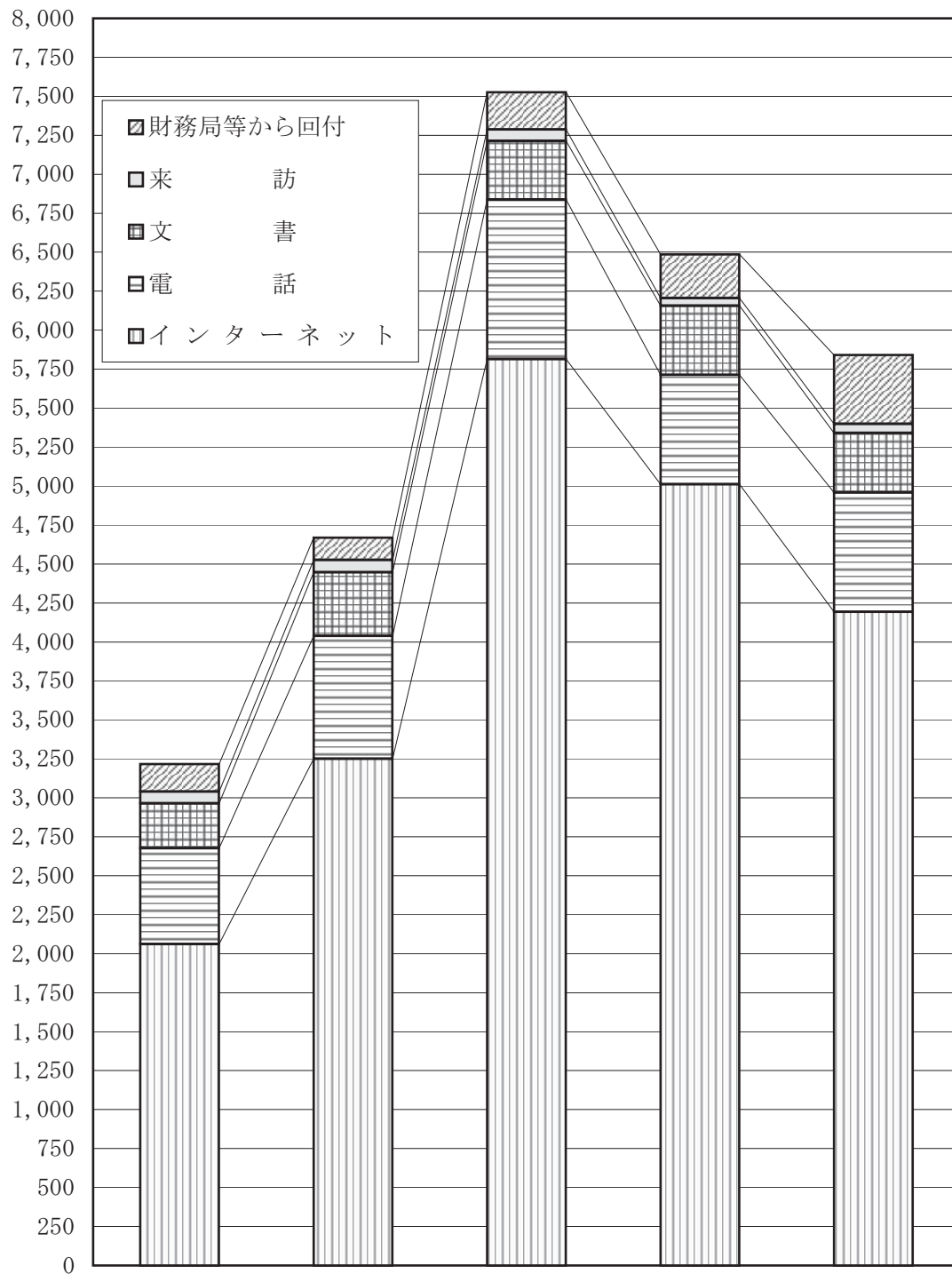
《情報の連絡先》

郵 送：〒100-8922 東京都千代田区霞が関3-2-1
証券取引等監視委員会事務局
市場分析審査課 情報処理係
代 表 電 話：03-3506-6000（内線3091、3093）
直 通 電 話：03-3581-9909
F A X：03-5251-2136
インターネット：<https://www.fsa.go.jp/sesc/watch>

情報の受付状況

(別 図)

(件)



(件)

	15/7 ~16/6	16/7 ~17/6	17/7 ~18/6	18/7 ~19/6	19/7 ~20/6
インターネット	2,061	3,251	5,815	5,011	4,193
電 話	616	787	1,022	702	766
文 書	287	408	377	443	381
来 訪	75	80	73	50	58
財務局等から回付	178	143	239	279	443
合 計	3,217	4,669	7,526	6,485	5,841

情報の内訳

(件)

	1 5 / 7 ～ 1 6 / 6	1 6 / 7 ～ 1 7 / 6	1 7 / 7 ～ 1 8 / 6	1 8 / 7 ～ 1 9 / 6	1 9 / 7 ～ 2 0 / 6
個別銘柄に関する情報	2, 015	3, 339	5, 390	5, 021	4, 612
相場操縦の疑い	680	1, 435	2, 705	2, 678	2, 126
風説の流布の疑い	787	1, 029	1, 614	1, 124	995
内部者取引の疑い	282	510	527	471	558
有価証券報告書等の 虚偽記載の疑い	67	142	290	217	189
損失保証・損失補て んの疑い	18	9	10	4	5
無届募集	34	24	69	15	27
その他	147	190	175	512	712
証券会社等の営業姿勢等 に関する情報	655	620	1, 296	1, 077	847
無断売買	66	63	97	40	41
断定的判断を提供し た勧誘	27	19	28	14	10
顧客の知識に照らし て不当な勧誘	31	28	18	8	7
取引一任勘定取引契 約の締結	22	40	27	16	8
大量推奨販売	3	2	2	2	3
その他	506	468	1, 124	997	778
その他意見等	547	710	840	387	382
合 計	3, 217	4, 669	7, 526	6, 485	5, 841

第3 取引審査等

1 取引審査等の概要

取引審査においては、まず、日常の市場動向の監視や各種情報に基づいて以下のような銘柄を抽出し、金融商品取引業者等から有価証券の売買取引等に関する詳細な報告を求め、又は資料を徴取している。

- (1) 株価が急騰・急落するなど不自然な動きがみられた銘柄
- (2) 投資者の投資判断に著しい影響を及ぼす重要な事実が公表された銘柄
- (3) 新聞、雑誌及びインターネットの掲示板等で話題になっている銘柄
- (4) 一般から寄せられた情報において取り上げられている銘柄

次に、これらの報告・資料に基づいて、市場の公正性を害する、相場操縦やインサイダー取引等の疑いのある取引について審査を行っている。併せて、こうした取引に関与していた金融商品取引業者に行方規制違反等の問題のある行為がなかったかについても審査を行っている。

審査の結果、問題が把握された取引については、担当部門に情報提供した上で、一層の究明がなされることになる。

また、新たな投資商品としてニーズが増加している新商品や、複雑なデリバティブを取り入れた新商品、新たな取引形態等についても、金融商品取引業者等から報告を求め、資料を徴取している。これらの報告・資料に基づき、実態把握が必要な新商品等については詳細な分析を行っている。

2 法令上の根拠

取引審査等においては、金融商品取引等の公正を確保し、投資者の保護を図るため必要かつ適当であると認める場合は、金融商品取引業者等から有価証券の売買取引等に関する報告を求め、資料の徴取を行っている。これらの報告・資料徴取の権限は、金融商品取引法等において規定されている（附属資料126頁以下参照）。

3 自主規制機関との緊密な連携

こうした日常的な市場監視活動は、自主規制機関である金融商品取引所や金融商品取引業協会でも行われており、その取引参加者等が適正に業務を遂行しているかをチェックする機能を有している。近年の金融・資本市場は、新たな金融商品や取引手法の出現等により複雑・高度化しており、自主規制機関による市場監視活動がますます重要になってきている。このため証券監視委では、これら自主規制機関との間で定期的又は随時に必要な連絡を取り、事実関係に関する照会を行うなど、緊密な連携を図っている。

なお、平成21年1月より一部稼働、平成21年5月より全面稼働を予定している「コンプライアンスWAN」を証券監視委及び財務局等も利用し、金融商品取引業者（うち旧証券会社）からの売買取引に関するデータの授受について電子的処理が可能となる予定である。

（注）コンプライアンスWAN：全国の金融商品取引業者（うち旧証券会社）と自主規制機関、証券監視委及び財務局等との間をネットワークで結び、売買審査のための取引に係るデータの授受を電子的、一元的に処理するためのシステム

4 取引審査等実績

(1) 取引審査実績

平成 19 事務年度においては、取引審査事務を大きく以下の内容に分け、早期着手・早期処理の方針の下、効率的かつ機動的な審査を行った。

- ① 価格形成に係る審査
- ② 内部者取引に係る審査
- ③ その他の観点に係る審査

証券監視委及び財務局等の取引審査の実施件数は、以下のとおりである。

審査実施件数	平成 19 事務年度	(参考) 平成 18 事務年度
合 計	1,098	1,039
証券監視委	598	631
財務局等	500	408
(以下審査項目別内訳)		
価 格 形 成	141	141
内部者取引	951	884
そ の 他	6	14

(2) 審査事例

平成 19 事務年度に行った審査事例のうち、主なものは以下のとおりである。

① 価格形成に関して審査を行った事例

イ A 社の株価が、特段の材料がないにもかかわらず出来高を伴いながら急騰したことから、審査を行った。

ロ B 社の株価が、特段の材料がないにもかかわらず出来高を伴いながら急騰し、業界紙等において特定の者の介入が噂されていたことから、審査を行った。

ハ C 社の株価が、特段の材料がないにもかかわらず出来高を伴いながら急騰し、一般投資家から「株価操作が行われているのではないか」との情報提供があったことから、審査を行った。

ニ 金融商品取引業者から「D 社株式について、特定の者により株価操作が行われている疑いがある」との情報提供があったことから、審査を行った。

ホ 一般投資家から、「不自然な買注文の発注と取消しを行っている投資者がいる」との情報提供があったことや、特定の者が以前から同様の手法を用いて関与している状況があったことから、特定の者が売買を行った E 社株式ほか複数銘柄の株式について、審査を行った。

② 内部者取引に関して審査を行った事例

イ F 社が、G 社株式を公開買付けする旨を公表したところ、G 社の株価が大きく上昇したことから、G 社株式の公表前の取引について審査を行った。

ロ H 社が、資本提携を伴う業務提携を公表したところ、その株価が大きく上昇したことから、公表前の取引について審査を行った。

ハ I 社が、株式の分割を公表したところ、その株価が大きく上昇したことから、公表前の取

引について審査を行った。

ニ J 社が、民事再生手続開始の申立てを行った旨を公表したところ、その株価が大きく下落したことから、公表前の取引について審査を行った。

ホ K 社が、業績予想の下方修正を公表したところ、その株価が大きく下落したことから、公表前の取引について審査を行った。

ヘ L 社が、配当予想の上方修正を公表したところ、その株価が大きく上昇したことから、公表前の取引について審査を行った。

ト M 社が、第三者割当による株式の発行を公表したところ、その株価が大きく上昇したことから、公表前の取引について審査を行った。

③ その他の観点から審査を行った事例

イ 一般投資家から、「N 社にとって不利な情報を新聞・雑誌等に掲載させ、株価の変動を図り、利益を得ている者がいるのではないか」との情報提供があったことから、風説の流布の観点から審査を行った。

ロ インターネット上に、O 社株式が大量売却される等の情報が流れ、その後、株価が変動したことから、風説の流布の観点から審査を行った。

(3) 市場動向分析実績

平成 19 事務年度においては、新商品や新たな取引形態等が市場に与える影響、市場の構造的問題となり得る事象等について、幅広く市場動向分析を行った。

〔分析事例〕

平成 19 事務年度に行った主な分析事例は以下のとおりである。

イ 新興市場における新規上場株式及び上場廃止株式の現状について分析を行った。

ロ 急激な円高下における外国為替証拠金取引の状況等について分析を行った。

ハ 海外機関投資家等の利用が急激に増加している電子的発注において利用される F I X プロトコルについて分析を行った。

※ FIX：Financial Information Exchange の略。発注者と受注者があらかじめ定められた規格に基づいて通信することにより、相互に間違いのない発注、受注を可能にするもの。

第3章 証券検査

第1 概 説

証券監視委は、金商法等により内閣総理大臣及び金融庁長官から委任された権限に基づき、金融商品取引業者をはじめとする検査対象先に対して、金融商品取引の公正の確保に係る規定の遵守状況及び財務の健全性等に関し、臨店により検査を行う。

証券監視委は、平成4年の発足以降、取引の公正を確保するための検査を行ってきたが、平成17年7月、市場監視機能の強化を図る観点から整備された改正証取法等が施行され、証券監視委の検査の範囲及び対象先が拡大した。具体的には、それまで金融庁検査局が行ってきた証券会社や金融先物取引業者等の財務の健全性等に関する検査権限や投資信託委託業者等の検査対象先に対する検査権限が、証券監視委に委任されている。同時に、改正金先法が施行され、外国為替証拠金（FX）取引を取り扱う業者が金融先物取引業者として規制の対象となるなど、金融先物取引業者の検査の範囲が拡大した。

また、平成19年9月、金融・資本市場をとりまく環境の変化に対応し、利用者保護ルールの徹底と利用者利便の向上、貯蓄から投資に向けての市場機能の確保及び金融・資本市場の国際化への対応を図ることを目的とした投資者保護のための横断的な法制として、証取法を改組した金商法が全面施行され、証券監視委の検査の範囲及び対象先がさらに拡大した。具体的には、組合契約等に基づく権利を包括的に有価証券の定義に含めるとともに、これらの有価証券及びデリバティブ取引に係る販売・勧誘のほか、投資助言、投資運用及び顧客資産の管理に係る業務を横断的に金融商品取引業と位置付けるなど、制度の見直しが図られた。これにより、集団投資スキーム（ファンド）持分の販売・勧誘行為（自己募集）や集団投資スキーム形態で主として有価証券又はデリバティブ取引に対する投資運用（自己運用）を行う者などが新たに業規制の対象となり、金融商品取引業者や金融商品取引業協会、金融商品取引所等から業務の委託を受けた者に対しても検査を行うことが可能となったことから、証券監視委による検査の範囲がさらに拡大した。

具体的な検査の対象は、以下のとおりである。

- ① 金融商品取引業者等（金商法第56条の2第1項、第194条の7）
- ② 取引所取引許可業者（金商法第60条の11、第194条の7）
- ③ 特例業務届出者（金商法第63条第8項、第194条の7）
- ④ 金融商品仲介業者（金商法第66条の22、第194条の7）
- ⑤ 認可金融商品取引業協会（金商法第75条、第194条の7）
- ⑥ 認定金融商品取引業協会（「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」（平成18年法律第48号）施行前においては「公益法人金融商品取引業協会」。金商法第79条の4、第194条の7）
- ⑦ 投資者保護基金（金商法第79条の77、第194条の7）
- ⑧ 株式会社金融商品取引所の対象議決権保有届出書の提出者（金商法第103条の4、第194条の7）
- ⑨ 株式会社金融商品取引所の主要株主（金商法第106条の6、第194条の7）
- ⑩ 金融商品取引所持株会社の対象議決権保有届出書の提出者（金商法第106条の16、第194条の7）
- ⑪ 金融商品取引所持株会社の主要株主（金商法第106条の20、第194条の7）

- ⑫ 金融商品取引所持株会社 (金商法第 106 条の 27、第 194 条の 7)
 - ⑬ 金融商品取引所 (金商法第 151 条、第 194 条の 7)
 - ⑭ 自主規制法人 (金商法第 153 条の 4 において準用する第 151 条、第 194 条の 7)
 - ⑮ 外国金融商品取引所 (金商法第 155 条の 9、第 194 条の 7)
 - ⑯ 金融商品取引清算機関 (金商法第 156 条の 15、第 194 条の 7)
 - ⑰ 証券金融会社 (金商法第 156 条の 34、第 194 条の 7)
 - ⑱ 投資信託委託会社等 (投信法第 22 条第 1 項、第 225 条)
 - ⑲ 投資法人の設立企画人等 (投信法第 213 条第 1 項、第 225 条)
 - ⑳ 投資法人 (投信法第 213 条第 2 項、第 225 条)
 - ㉑ 投資法人の資産保管会社等 (投信法第 213 条第 3 項、第 225 条)
 - ㉒ 投資法人の執行役員等 (投信法第 213 条第 4 項、第 225 条)
 - ㉓ 特定譲渡人 (SPC 法第 209 条第 2 項において準用する第 217 条第 1 項、第 290 条)
 - ㉔ 特定目的会社 (SPC 法第 217 条第 1 項、第 290 条)
 - ㉕ 特定目的信託の原委託者 (SPC 法第 286 条第 1 項において準用する第 209 条 (第 217 条第 1 項)、第 290 条)
 - ㉖ 保管振替機関 (保振法第 8 条第 1 項、第 41 条の 2)
 - ㉗ 振替機関 (社振法第 20 条第 1 項、第 136 条)
 - ㉘ その他、上記①から㉗までに掲げる法律により証券検査の対象とされている者
- (注) () 書きは、検査権限及び証券監視委への委任規定である。

また、証券監視委は、犯罪収益移転防止法により内閣総理大臣及び金融庁長官から委任された権限に基づく検査についても、以下に掲げる者が検査対象先の場合には、上記の権限に基づく検査と同時に実施している。

この検査は、検査対象先の顧客管理態勢の整備を促進させることで、検査対象先がマネー・ロンダリング等に利用されることを防ぐことを目的としている。

具体的な検査の対象は、以下のとおりである。

- ① 金融商品取引業者、特例業務届出者
(犯罪収益移転防止法第 14 条第 1 項、第 20 条第 6 項第 1 号)
- ② 登録金融機関 (犯罪収益移転防止法第 14 条第 1 項、第 20 条第 6 項第 2 号)
- ③ 証券金融会社、保管振替機関、保管振替機関の参加者、振替機関又は口座管理機関
(犯罪収益移転防止法第 14 条第 1 項、第 20 条第 7 項 (附則第 5 条により読替え))

(注) () 書きは、検査権限及び証券監視委への委任規定である。

なお、証券監視委は、上記の検査権限及び報告・資料の徴取権限の一部を財務局長等に委任している (ただし、必要があれば、証券監視委は、自らその権限を行使することができる)。

証券監視委は、これらの検査の結果に基づき、金融商品取引の公正を確保するため、又は投資者の保護その他の公益を確保するため行うべき行政処分等について内閣総理大臣及び金融庁長官に勧告することができる。

証券監視委が行った行政処分の勧告を踏まえ、被検査会社等の監督権限を有する内閣総理大臣、金融庁長官又は財務局長等は、勧告の対象となった被検査会社等に対して聴聞等を行った上、相当と認める場合には、登録の取消し、業務停止や業務改善命令の発出などの行政処分を行うこと

になる。

また、証券監視委が、金融商品取引業者、登録金融機関及び金融商品仲介業者の外務員について適切な措置を講ずるよう勧告した時は、外務員登録に関する事務が内閣総理大臣から金融商品取引業協会に委任されていることから、金融商品取引業協会は、証券監視委の勧告を踏まえ、外務員の所属する協会員等に対して聴聞を行った上、相当と認める場合には、外務員登録の取消し又は外務員の職務停止の処分を行うことになる。

平成 19 事務年度の証券検査の特色としては、平成 19 年 9 月 5 日に今後の取組方針や重点施策等を取りまとめた「活動方針」も踏まえ、機動的かつ効率的な検査を実施する観点から、リスクに基づいた検査計画を策定するとともに、市場をめぐる問題や関心事項について横断的なテーマを選定し、共通の課題がある検査対象先に対しては、特別検査（いわゆる「テーマ別検査」）を実施した。

また、金商法第 51 条により、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、業務の方法の変更等を命ずることができるようになったことから、こうしたことを念頭に個別の法令違反のみならず、内部管理態勢にも着目した検査を実施している。

第 2 証券検査基本方針及び証券検査基本計画

証券検査に係る事務の運営は、証券監視委全体の業務に係る事務年度同様、毎年 7 月 1 日に始まり翌年 6 月 30 日に終わる 1 年間を検査事務年度として行われる。

証券監視委及び財務局長等は、証券検査を計画的に管理・実施するため、検査事務年度ごとに、証券検査基本方針及び証券検査基本計画を策定している。

証券検査基本方針においては、その検査事務年度の検査の重点事項、その他検査の基本となる事項を定め、証券検査基本計画においては、その検査事務年度中に検査を行おうとする対象先の種類及び数等を定めている。

平成 19 事務年度については、平成 19 年 7 月、証券検査基本方針及び証券検査基本計画を以下のとおり定め、公表した。

平成 19 事務年度証券検査基本方針及び証券検査基本計画

第 1 証券検査基本方針

1. 基本的考え方

証券取引等監視委員会（以下「証券監視委」という。）の基本的使命は、取引の公正の確保を図り、市場に対する投資者の信頼を保持することであり、市場の仲介者としての役割を担う金融商品取引業者等に対して証券検査（以下「検査」という。）を厳正かつ適切に実施することが、検査に求められる最も重要な役割であり、金融商品取引法施行後も同様である。

金融商品取引業者等は、市場の実情に精通する者として、自らを律して投資者からの信頼や公正・健全な市場の確保のために貢献することが期待されている。自主規制機関や市場インフラ機関等についても同様である。証券監視委は、このような検査対象先の自主的な取組みを尊重しつつ、適切にその使命を果たしていく方針である。しかしながら、現状をみると、多くの検査対象先にお

いて、形式的な体制が概ね整いつつあるものの、その実効性が十分に確保できていないなど、検査対象先における自主的な取組みが必ずしも十分に実行されていない状況にある。

一方、金融商品取引法が施行されれば、これまで認可制であった証券会社の元引受業務や投資信託委託業者などが登録制となり、多数の新規参入が見込まれるほか、天候デリバティブ取引などの商品やいわゆる投資・商品ファンドなどの業態が新たに規制対象となり、証券監視委による検査対象は更に拡大されることになる。

また、行政上の対応としては、金融商品取引法第 51 条により、法令に違反しない場合でも、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、業務の方法の変更等を命ずることができることになる。

このような現状の下、予算や定員といった検査資源の制約があるなかで、証券監視委が効果的・効率的な検査を実施し求められている職務を遂行するためには、これまで以上に各職員が常日頃から切磋琢磨し、創意工夫を以って真摯に職務に取り組むことが求められている。

以上を踏まえ、平成 19 事務年度（平成 19 年 7 月～20 年 6 月）の検査においては、引き続き、証券監視委の基本的な使命に則り、公正かつ透明性の高い健全な金融商品市場を確立し、市場に対する投資者の信頼を高めることを目指すこととし、特に個人投資家の保護に全力を尽くすことを最大の目標とする。検査の実施に際しては、証券監視委は、果たすべき責務がさらに増してきていることを認識し、常に市場動向に幅広い関心を持って機動的な対応を行う。同時に、検査対象先の内部統制など自主的な取組みが適切に機能するよう促す観点から、また、検査対象先が顧客や市場に対し誠実に対応することを促す観点から、検査対象先の問題の本質を見極める効果的・効率的な検査を行う。さらに、その結果に基づき、必要に応じ、金融庁等に対し、行政処分について勧告等を行うとともに、新たな市場ルールの整備についても関心をもって、建議を含めた適正な対応を図っていくこととする。

（参考）平成 18 事務年度検査結果

平成 18 事務年度（平成 18 年 7 月～19 年 6 月）の検査結果をみると、重点項目としていた証券会社の市場仲介機能に関して、「システムリスク管理の不備」や「引受審査態勢の不備」などについて、重大な法令違反あるいは問題点が認められ、行政処分の勧告や建議を行った。このほか、同じく重点事項としていた投資信託委託業者における「忠実義務違反」や「善管注意義務違反」、助言業者による「顧客との証券取引」や「金銭の預託の受入れ」「著しく事実と相違する広告」等の禁止規定違反などの重大な法令違反が認められた。外国為替証拠金取引を扱う金融先物取引業者については、引き続き重点項目としていた「不招請勧誘」等にかかる重大な法令違反が認められた。

これらの法令違反や問題点の主たる発生原因は、検査対象先における内部管理態勢の不備、法令等遵守意識の欠如等である。しかしながら、その根底にあるのは、検査対象先が自らを律して誠実に行動することが求められているにもかかわらずその意識が必ずしも十分でないことや、収益優先のため内部管理体制を形式的に整備することで満足し、その実効性の確保が不十分となっていることにあると考えられる。また、初めて検査を受検した多くの先が客観的な第三者のチェックにさらされていなかったことも背景として挙げられると考えられる。

2. 平成 19 事務年度の検査実施方針

（1）効率的な検査のための事務運営上の重点事項

① リスクに基づいた検査計画の策定

機動的かつ効率的な検査を実施する観点から、リスクに基づいた検査計画を策定する。具体的には、引き続き常に市場動向等に関心をもって情報収集・分析を行うと同時に、検査対象先の市場における位置付けや抱えている問題点など各種情報・資料を総合的に勘案することにより、検査対象先を弾力的に選定し、検査の優先度を判断する。

また、必要がある場合には各種情報等に基づく機動的な特別検査を実施するほか、市場をめぐる問題や関心事項について横断的なテーマを選定し、共通の課題がある検査対象先に対して特別検査を行う。

② 関係部局等との連携強化

検査の効率性・実効性を高める観点から、以下のように関係部局等との連携を図る。

- ・ 財務局監視官部門との間では、検査手法や問題意識を共有し、同一グループ内の検査対象先に対する検査を円滑に実施する観点等から、合同検査の積極化や検査官の交流を含めた相互の連携を図る。
- ・ 同様の観点から、金融庁検査局との間では、金融コングロマリットを構成するグループ内の検査対象先に対する同時検査を実施するとともに、情報交換を行うなど、必要な連携を図る。
- ・ 自主規制機関との間では、業界や自主規制機能の発揮の状況について実態把握に努める観点から、定期的もしくは随時に情報交換を行うなど、必要な連携を図る。
- ・ 監督部局との間では、証券監視委事務局と監督部局が適切な役割分担のもとで、監督を通じて把握された検査に有効な情報や、検査を通じて把握された監督に有効な情報を交換することによって、相互の問題意識や情報を共有するなど、適切な連携を図る。
- ・ 外国証券規制当局との間では、クロスボーダー取引や、これらを多く受託する外資系の検査対象先や海外にも拠点を置く本邦の検査対象先に関して、必要な情報交換を行うなど、連携を強化する。

③ 検査基本指針及び検査マニュアルの見直しの公表

金融商品取引法の施行までに、効率的かつ効果的な検査の実施や検査対象先の負担軽減等の観点から、検査の基本事項や検査実施の手続き等を定めた「証券検査に関する基本指針」や、検査の着眼点等を定めた「証券検査マニュアル」等を改訂し、行政の透明性確保の観点から公表する。

(2) 深度ある効果的な検査のための検査実施上の重点事項

① 問題の本質を把握するための着眼点

検査の実施に際しては、単に表面上の事象を形式的に扱うのではなく、その背景にある行為者の目的・意図や組織風土に着目して深く掘り下げるとともに、複数の情報・資料の関連性を考慮して総合的に分析することにより、深度ある検査を実施する。

特に、新たな検査対象先や登録金融機関など、金融商品取引に関する規制になじみの薄い業者や金融商品取引業以外の業務が主たる業務である業者においては、その組織風土に着目した検証を行う。

② 内部統制からのアプローチ

検査において認められた業務運営上の問題については、その事実関係や経緯等を分析す

ることにより、法令に抵触するか否かにとどまらず、検査マニュアル中の〔金融商品取引業者等のあるべき姿〕を想定しつつ、検査対象先の内部統制面からも検証する。内部統制のあり方は検査対象先の姿勢を把握する上で重要な要素であることを踏まえ、形式的な内部統制のみならず、その有効性についても深度ある検証を行う。さらに、経営の基本方針等との相互関連性を検証すること等によって、経営者に対する内部統制が有効に機能しているか等を含めた全社的視点での問題の把握にも努める。

なお、問題の把握に当たっては、検査対象先の組織としての責任について重点的に検証を行う。同時に、検査対象先における職務権限と責任の明確化を徹底し、再発防止等のために可能な限り行為者を特定するとともに、取締役等の管理者についてもその問題に関して責任がないか、十分に検証する。

③ グループ一体型検査の着眼点

同一のグループ内の金融商品取引業者等に対して実施するグループ一体型検査におけるグループ内取引の検証に際しては、これまでの顧客情報の取扱いや利益相反取引の防止など、内部管理態勢の状況にかかる検証とともに、グループ内企業が検査対象先に及ぼす影響等の検証の観点から、必要に応じ、持株会社等グループ全体を実態把握することとする。

④ 投資者保護の観点からの投資勧誘状況の検証

投資者保護及び誠実かつ公正な営業姿勢を確保する観点から、適切な投資勧誘が行われているかについての的確に検証する。

投資勧誘状況の検証に当たっては、複雑でリスクの正確な把握が困難な金融商品が増加していることを踏まえ、また、金融商品取引法において個々の投資者の特質を踏まえた制度が整備されたことを踏まえ、投資者の特質に即した説明責任が十分に果たされているかなど、特に適合性原則の観点から検証する。このほか、投資者が最初に商品について接する媒体である広告の中で、投資効果や市場要因の変化の状況等について誤解を生ぜしめるべき表示等を行っていないか検証する。

⑤ 公正な価格形成を阻害するおそれのある行為の検証

公正な価格形成は、公正かつ透明性の高い健全な金融商品市場の構築のための根幹となるものであるが、これを阻害するおそれのある行為だけでなく、その売買管理態勢等に対する踏み込んだ検証を行う。

また、インターネット取引や DMA を通じた電子媒体取引を取り扱う金融商品取引業者に対しては、顧客の注文がそのまま市場に取り次がれるといった特質を考慮した売買管理態勢等についても検証する。

⑥ 自主規制機関の適切な機能発揮等のための検証

自主規制機関については、自主規制業務が実効性の高いものとなっているか、その機能が適切に発揮されているか、機能発揮のために十分な態勢が整えられているかについて検証する。具体的には、市場間競争の進展等の環境変化の中で、会員等に対する規則の制定、考査等及び処分等を行う業務、上場審査・管理を行う業務等についての的確に検証する。

さらに、市場インフラとしての取引所の重要性の観点から、システムリスクの管理など取引所が開設する金融商品市場の運営が円滑かつ適切に行われるような態勢を構築しているか検証する。

⑦ 金融商品取引業者の市場仲介機能に係る検証

システム障害の問題等が円滑な有価証券の流通の障害となることがないように、引き続きシステムリスクなどのリスクが適切に管理されているか検証するとともに、不公正な取引を未然防止する観点から、投資者と金融商品市場を仲介する者として実効性ある内部管理態勢が構築されているか検証する。

また、資本市場の機能の十全な発揮と健全な発展を図るため、有価証券の引受業務を行う際に、引受審査、情報管理、売買管理、配分等の業務が投資者保護の観点から適切に行われているか等について検証する。

⑧ 投資運用業者等に対する着眼点

投資運用業者は主として多数の一般投資者から集めた資金を運用財産として投資者のために自己の投資判断に基づく運用を行う業者であることや、ファンドなどの運用状況は投資者からは理解しにくいものであること等を踏まえ、投資者保護等を図る観点から、投資運用業者等に対し、顧客等のための忠実義務や善管注意義務等の法令等遵守状況について引き続き重点的に検証する。特に、不動産投資法人の資産を運用する投資運用業者については、不動産物件にかかる運用・管理について内部統制が有効に機能しているかについて検証する。

⑨ 新たな検査対象先・金融商品等に係る検証

金融商品取引法等の施行に伴い、証券監視委の検査対象範囲が拡大することを踏まえ、新たに検査対象先となった業者等の実態把握に努めることとする。特に、個人投資家向けに複雑な商品を取り扱う業者の広告・投資勧誘状況や、協会未加入又は取引所不参加であるためこれらの自主規制機関による自主規制が行き届いていない業者の内部管理態勢等に着目して実態把握し、業者の法令等遵守状況等を検証する。

また、金融商品取引法において新規に導入された特定投資家にかかる制度について、適切に実施されているか検証することとする。

⑩ 過去の検査における問題点の改善状況

過去に指摘されている法令違反行為事項等が依然として改善されていない事例が認められていることに鑑み、前回検査で指摘した問題点の指摘事項の改善状況等について重点的に検証し、繰り返し同様の問題点が認められる場合には、厳しく対処する。

第2 証券検査基本計画

第1種金融商品取引業者等

135社（うち財務局等が行うもの115社）

投資運用業者、投資助言・代理業者

60社（うち財務局等が行うもの30社）

自主規制機関 必要に応じて実施

新たな検査対象先（第2種金融商品取引業者等）

必要に応じて実施

（注）特別検査等を実施することにより、上記検査先については変動があり得る。

第3 金融商品取引業者等検査マニュアルの策定

1 策定の経緯

平成19年9月30日の金商法の全面施行に伴い、証券監視委の検査対象となる業者の範囲や検査において検証すべき事項が拡大すること等を受け、従来の「証券検査マニュアル」及び「投信・投資顧問検査マニュアル」では十分に対応しきれない面が生じることから、新たに検査の基本的考え方や検査の具体的着眼点等を整理した「金融商品取引業者等検査マニュアル」（以下「検査マニュアル」という。）を策定した。

検査マニュアルの策定に当たっては、金融商品を取り扱う業者から意見を聴取するため、8回にわたり意見交換会を開催し、業種毎の実態を十分踏まえた上で、平成19年6月25日から7月26日までの間パブリックコメントに付し、その過程で寄せられたコメントを踏まえ、同年9月26日に検査マニュアルを公表した。

なお、本マニュアルは、平成19年9月30日以降に着手した検査から活用している。

2 策定のポイント

(1) 対象範囲の拡大

新たに規制の対象となる業者（集団投資スキーム持分の自己運用業者等）に対する検査にも対応できるよう対象範囲を拡大している。

(2) 「金融商品取引業者等のあるべき姿」の策定

金商法により、法令違反に該当しない事案についても、同法第51条（登録金融機関にあっては同法第51条の2）に基づく業務改善命令が発動可能となった。同条の発動にあたっては、形式的な規制へのあてはめではなく、「公益又は投資者保護のため必要かつ適当と判断した場合」として、原則論に基づく判断が求められる。したがって、把握した事実について、何が問題か、どうあるべきであったかを明らかにし、それが「公益又は投資者保護」とどのように関連づけられるかを検証する必要があることから、これを判断する際のガイドラインとして「金融商品取引業者等のあるべき姿」（IOSCOの原則等から、何が問題か、どうあるべきであったかを明らかにするために整理したもの）を策定している。

(3) 内部管理態勢に関する確認項目の充実

金商法第51条の規定が設けられたことを踏まえ、これまで以上に検査対象先の内部管理態勢に着目した検査を実施するとの観点から、業務執行面に関する確認項目（「業務編」と切り離して「態勢編」の確認項目を記載している。

具体的には、「態勢編」では、検査対象先における態勢整備の状況やリスクの所在を把握する上で有効と思われる確認項目を、「業務編」では、法令の遵守状況等を確認するための項目を記載しており、両側面から検証することで、検査対象先の実態が把握できるようにしている。

(4) 業種に応じた確認項目の分類

金商法が業種別に規制を課していることを踏まえ、検査対象先の業種に応じて活用できるよう、「態勢編」と「業務編」に分類した確認項目を、それぞれ共通項目と業種別項目に分類している。

3 改正

「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針について」（平成19年6月19日犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ）や平成19事務年度の検査結果等を踏まえ、反社会的勢力との関係を

遮断するための態勢整備の状況、店頭金融先物取引業者のリスク管理態勢、区分管理の状況に係る検証項目等を追加・修正する改正をパブリックコメント（平成 20 年 5 月 14 日～6 月 13 日）に付した上、同年 7 月 4 日に公表した。

なお、これらの改正については、平成 20 事務年度に着手する検査から活用することとしている。

第 4 検査実績

1 検査計画及びその実施状況

(1) 平成 19 事務年度における証券監視委及び財務局長等の検査の実施状況は、以下のとおりである（別表参照）。

① 第一種金融商品取引業者等

平成 19 事務年度においては、第一種金融商品取引業者等 135 社に対する検査を計画し、実際には、171 社等（第一種金融商品取引業者 138 社（旧国内証券会社 89 社、旧外国証券会社 1 社、旧金融先物取引業者 48 社。）、登録金融機関 32 機関、金融商品仲介業者 1 業者）に対し検査に着手した。

平成 19 事務年度に検査着手したもののうち、147 社（第一種金融商品取引業者 117 社（旧国内証券会社 73 社、旧外国証券会社 1 社、旧金融先物取引業者 43 社）、登録金融機関 30 機関）については、同事務年度中に検査が終了している。

また、平成 18 事務年度において検査に着手し、同事務年度末までに検査が終了していなかった 23 社（第一種金融商品取引業者 22 社（旧国内証券会社 20 社、旧外国証券会社 1 社、旧金融先物取引業者 1 社）、登録金融機関 1 機関）については、平成 19 事務年度中にすべての検査が終了している（附属資料 139 頁以下参照）。

（注 1）検査が終了したのとは、被検査会社等に対し検査結果通知書を交付したものをいう。ただし、被検査会社等の事情により検査結果通知書の交付を行わないこともある。

（注 2）着手件数の「社等」とは、会社以外に個人等を含む。

② 投資運用業者、投資助言・代理業者等

平成 19 事務年度において、投資運用業者、投資助言・代理業者（投資法人を含む。以下、本章において同じ。）60 社等に対する検査を計画し、実際には、投資運用業者 26 社及び投資助言・代理業者 21 業者の計 47 社等に加え、投資法人 10 法人について、その資産運用を行っている投資運用業者と同時に検査したことから、計 57 社等に対し検査に着手した。

平成 19 事務年度に検査着手したもののうち、投資運用業者 16 社、投資法人 4 法人及び投資助言・代理業者 16 業者の計 36 社等については、同事務年度中に検査が終了している。

また、平成 18 事務年度において検査に着手し、同事務年度末までに検査が終了していなかった投資運用業者 2 社及び投資助言・代理業者 7 業者の計 9 社等については、平成 19 事務年度中にすべての検査が終了している。

③ 自主規制機関等

平成 19 事務年度においては、必要に応じ検査を実施することになっていたが、自主規制機関 1 機関及び証券金融会社 2 社に対し検査に着手した。

平成 19 事務年度に検査に着手したもののうち、証券金融会社 2 社については、同事務年度中に検査が終了している。

また、平成 18 事務年度において検査に着手し、同事務年度末までに検査が終了していなかった自主規制機関 1 機関及び証券金融会社 1 社については、平成 19 事務年度中にすべて

の検査が終了している。

④ 第二種金融商品取引業者

平成 19 事務年度においては、必要に応じ検査を実施することになっていたが、2 社に対し検査に着手した。

これらの検査計画件数及び実際の検査着手件数は、被検査会社等が複数の検査対象となる業務を兼営している場合は、主たる業務に着目して分類・計上しているが、兼営している他の業務に関しても、主たる業務の検査の際に併せて検査を実施している。

なお、平成 19 事務年度に終了した検査において、金融商品取引業者等 4 社等から意見申出制度に基づく意見申出書の提出があり、検査対象先に審理結果を説明するとともに、その内容を検査結果通知書に反映させて通知している。

(注) 意見申出制度とは、検査の質的水準の向上及び検査手続の透明性の確保を図ることを目的として、平成 13 年 10 月以降に着手した検査において適用されている制度である。具体的には、検査中に検査官と被検査会社等が十分議論を尽くした上でなお意見相違となった事項につき、被検査会社等は証券監視委事務局長あてに意見申出書を提出することができるが、これに対し証券監視委事務局内の証券検査課以外の課に在籍する者が審理結果（案）を作成し、証券監視委が第三者的な視点からの審理を行うものである。意見申出事項の審理結果は、検査結果通知書に包含して回答することとなっている。

- (2) 平成 19 事務年度に検査が終了したもの（平成 18 事務年度以前に検査着手したものを含む。）のうち、重大な法令違反が認められた 28 件については、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して行政処分及びその他の適切な措置を講ずるよう勧告を行い、これを受けて監督部局等が行政処分等を行っている（第 7「証券検査の結果に基づく勧告」参照）。

なお、勧告事案に限らず検査において認められた問題点については、被検査会社等に通知するとともに、監督部局へ連絡している。

- (3) 平成 19 事務年度における特色は、以下のとおりである。

「活動方針」を踏まえ、市場の動きに対してタイムリーかつ機敏に対応するとともに、顕在化しつつあるリスクに対しても将来に備えた機動的な対応を目指すとの観点から、リスクに基づいた検査計画を策定するとともに、市場をめぐる問題や関心事項について横断的なテーマを選定し、共通の課題がある検査対象先に対しては、特別検査（いわゆる「テーマ別検査」）を実施した。具体的には、①オー・エイチ・ティー株式の信用リスクに係る証券会社のリスク管理態勢の検証、②昨年（平成 19 年）10 月の外国為替証拠金（FX）取引を取り扱う金融商品取引業者（以下「FX取引業者」という。）の破綻等を踏まえ、FX取引業者の財務の健全性及びリスク管理態勢に重点を置いた検証を行った（詳細は後述）。

また、金商法第 51 条（登録金融機関にあっては、同法第 51 条の 2）により、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、業務の方法の変更等を命ずることができるようになったことから、こうしたことを念頭に個別の法令違反のみならず、内部管理態勢にも着目した検査を実施しているところである。例えば、上述したオー・エイチ・ティー株式の信用リスクに係る証券会社のリスク管理態勢の検証は、証券会社の顧客管理や与信リスク管理といった態勢面に重点をおいて横断的に実施した初めての検査であった。このように、証券監視委は、常に市場動向等に関心をもって情報収集・分析を行うとともに、検査対象先の市場における位置付けや抱えている問題点など各種情報・資料を総合的に勘案することにより、機動的かつ効率的な検査を実施しているところである。

別表 平成 19 事務年度の検査実施状況

(参考)

	検査 計画	検査 着手	検査 終了	検査対象 業者等数
第一種金融商品取引業者	135	138	117	403
登録金融機関		32	30	1,162
金融商品仲介業者		1	0	569
第二種金融商品取引業者	—	2	0	1,134
適格機関投資家等特例業務届出者	—	0	0	4,297
投資運用業者	60	26	16	273
投資助言・代理業者		21	16	1,140
投資法人	—	10	4	58
自主規制機関	—	1	0	10
その他	—	2	2	—

(注1) 検査終了欄は、平成 19 事務年度に着手し、同年度末までに被検査会社等に対し検査結果通知書を交付し、検査が終了した件数を表す。

(注2) 被検査会社等が複数の検査対象となる業務を兼営している場合は、主たる業務に着目して分類・計上している。

(注3) このほか、財務局長等が単独で支店のみの検査を実施したものが 15 支店（うち、検査を終了したものは 14 支店）ある。

(注4) 検査対象業者等数は、平成 20 年 6 月末時点のものである。また、複数の業務を兼営している場合は、全ての業務先に計上している。

2 1 検査対象当たりの平均延べ検査投入人員

平成 19 事務年度に検査着手した証券監視委検査及び財務局長等検査（支店単独検査を除く。）の 1 検査対象当たりの平均延べ検査投入人員（臨店期間分）は、第一種金融商品取引業者 98 人・日（旧国内証券会社 124 人・日、旧外国証券会社 41 人・日、旧金融先物取引業者 49 人・日）、第二種金融商品取引業者 90 人・日、投資運用業者 116 人・日、投資助言・代理業者 20 人・日、登録金融機関 35 人・日、金融商品仲介業者 50 人・日、自主規制機関 404 人・日及び証券金融会社 50 人・日となっている。なお、第一種金融商品取引業者のうち旧国内証券会社の最少検査投入人員は 15 人・日、最多検査投入人員は 916 人・日となっている。

第5 テーマ別検査

1 信用取引に係る顧客管理態勢と与信リスク管理態勢等についての検査 (オー・エイチ・ティー株式関連)

(1) 趣旨等

証券監視委は、平成 19 年 5 月 15 日のオー・エイチ・ティー株式（東証マザーズ上場。以下「本件銘柄」という。）の株価急落により、本件銘柄の信用取引を受託していた多数の証券会社において顧客から決済損金が入金されず、多額の立替金が発生したこと等から、立替金が発生した証券会社 31 社に対して報告徴求を行うとともに、うち 19 社（証券監視委検査 10 社、財務局長等検査 9 社）に対して臨店検査を実施し、立替金の発生状況の把握と顧客管理態勢及び

与信リスク管理態勢等についての検証を行った。

なお、今回検査を実施していない社においても与信リスク管理態勢等に今回検査実施先と同様の問題がある可能性があることから、これらの社を含む市場関係者の参考となるよう検査結果の概要については公表を行った（平成20年2月8日（附属資料245頁参照）。）。

(2) 検査結果の概要

① 顧客管理態勢

本人確認法に基づく適切な本人確認手続（顧客に対して転送不要郵便物を送付する手続等）を行っていない事例が認められたほか、電子メールのアドレスが同一である等「なりすまし」の疑いのある口座として抽出された口座について、顧客本人への連絡等による本人の口座であることの確認が不徹底のまま取引が行われている事例が認められた。

また、インターネット取引における信用取引口座開設時の顧客審査や、取引状況に不審を抱いた際の顧客へのヒアリングが、多くの社で形式的なものに留まっている状況が認められた。

疑わしい取引の届出については、各社の届出に係る判断基準に相当のバラツキがあり、届出件数等についても大きな差異が認められたほか、届出制度についての理解が不十分な社も認められた。反社会的勢力への対応についても、情報収集や口座開設時等のチェックを全く実施していない社が認められた。

② 与信リスク管理態勢

今回検査を実施したほぼすべての社において、各種情報に基づき、本件銘柄又は本件関連口座について立替金発生前に新規信用取引停止等の措置を講じているが、その実施時期には相当のバラツキが見られた。当該措置の実施時期だけをもって与信リスク管理態勢等の適切性を判断することはできないが、一部の証券会社は、与信リスク管理態勢等に軽微でない弱点があったために、当該措置が遅れてしまったと認められる。

また、取引内容（返済期限の設定状況、取引銘柄、代用有価証券の状況（いわゆる二階建て取引の有無等）、非対面取引であること等）のリスク特性に留意した管理が不十分であったと考えられる社、顧客管理部門がリスク管理部門に対して取引の状況等の情報を伝達していなかったために対応が遅れた社が認められた。なお、今回多額の立替金を発生させた社の中には、売買審査において高い売買関与率により複数回抽出されていたにも関わらず、それを看過していた事例があった。

今回の検査においては、上記のような問題点が認められたものの、以下の点を考慮し、各社に対する具体的な問題点の指摘は、内部管理態勢に明らかに問題の認められた一部のケースに留めることとした。

- ・ 今回の検査は、顧客管理や与信リスク管理といった態勢面に重点をおいて横断的に実施した初めての検査である。
- ・ 本件を踏まえ、既に各社において、また業界内においても、改善策が実施あるいは検討されている。
- ・ 顧客管理態勢や与信リスク管理態勢については、各社の規模・特性等に応じて整備される必要があること等から、何がミニマム・スタンダードであり、ベスト・プラクティスであるかについての判断基準が必ずしもまだ確立していない。

また、検査結果を踏まえ、信用取引における与信リスク管理に係る検証項目を追加する「検査マニュアル」の一部改正を行った。

今後の検査においては、各社が実施・検討している改善策の有効性や実効性について検証するとともに、上記の問題点に対する監督当局や自主規制機関における取組みに対応して各証券会社が行うべき各社の規模・特性等に応じた与信リスク管理態勢等の整備状況について検証を行い、各社の与信リスク管理態勢等に軽微でない問題点があり、その業務の適切性や財務の健全性に対する影響が認められる場合には、必要に応じ、その改善を促していくこととしたい。

2 外国為替証拠金取引業者のリスク管理等についての検査

(1) 趣旨等

証券監視委は、平成 19 年 8 月の米国のサブプライムローン問題に端を発した経済情勢の急変や F X 取引業者の破綻を踏まえ、特に、平成 19 年 11 月以降、F X 取引業者に対し重点的に検査を実施し、財務の健全性やリスク管理態勢について重点をおいた検証を行った。検査実施先は、73 社（平成 20 年 6 月末時点。委員会検査 5 社、財務局長等検査 68 社で、専業の F X 取引業者のみならず、証券業を兼業している社を含む。）である。

検査の結果、証券監視委は、

- ・ 自己資本規制比率を嵩上げて登録を受ける等不正又は著しく不当な行為を行い、その情状が特に重いと認められること、
- ・ 財産の状況に照らし支払不能に陥るおそれが認められたこと、
- ・ 顧客から預託を受けた保証金等について自己の固有財産と区分して管理していない状況（区分管理違反）が認められたこと、
- ・ 自己資本規制比率が 120%を下回っている状況及び純財産額が最低純資産額である 5,000 万円に満たない状況が認められたこと、
- ・ 区分管理違反及び自己資本規制比率について当局に虚偽の届出を行ったこと、
- ・ システムリスク管理態勢が極めて杜撰であることが認められたこと、
- ・ 受託契約等の締結の勧誘を受けた顧客が当該受託契約等を締結しない旨の意思を表示したにもかかわらず、当該勧誘を継続する行為が認められたこと、

から、7 社に対して行政処分を求める勧告を行ったほか、相当数の F X 取引業者において法令違反等の事実が認められた。これらの業者のうち、ほとんどの業者では今回の検査結果を踏まえた改善報告が既に提出されており、多くの業者において改善策が既に実施されていたものの、業者の個々の問題を明らかにするだけでなく、業態に共通する問題を明らかにすることによって、広く投資者に注意喚起をする必要があると考え、検査結果の概要については公表を行った（平成 20 年 7 月 2 日（附属資料 25 頁参照）。）。

(2) 検査結果の概要

① 区分管理に係る内部管理態勢

顧客から預託を受けた保証金等（委託証拠金等）については、自己の固有財産と区分して管理する方法として、預貯金（当該保証金であることがその名義により明らかなものに限る。）、金銭信託（当該保証金であることがその名義により明らかなものに限る。）又はカバー取引先（注）への預託等の方法が法令で定められているが、検査においては、顧客から預託を受けた保証金等を当該業者の社長への貸付、従業員への給与等に流用している事例や、特定の顧客の損失を穴埋めするために他の顧客の保証金等を充当している事例が認められた。

また、カバー取引先への預託によって顧客から保証金等が管理されている場合においても、当該保証金等を基に自己勘定取引を行い損失が生じた結果、当該保証金等を費消している事例が認められた。

さらに、こうした損失の発覚をおそれて、架空売買により、顧客口座へ損失を付け替え、当該損失の隠蔽を図っていた事例も認められた。

(注) カバー取引とは、一般に、業者が、顧客との取引により発生し得る損失を減少させるために、他の業者等（カバー取引先）を相手方として行う取引である。

② 財務状況の把握・検証態勢

検査の結果、自己資本規制比率の算出が担当者任せとなっており、その検証態勢が構築されておらず、社内監査も機能していない業者が多く認められた。

自己資本規制比率に関しては、カバー取引先に預託していたカバー取引に係る保証金等の一部を、リスクウェイトの低い国内の預金口座に振り替えたように見せかける架空の資金移動操作を行い、取引先リスク相当額を過小に算出することにより、実際よりも過大となる自己資本規制比率を算出し、当局に届け出ているという悪質な事例が認められたほか、そもそも自己資本規制比率の算出に係る社内規程すら制定していない、担当者の法令、算出方法等に対する理解が不足している、社内チェック態勢が機能していないこと等から、誤った自己資本規制比率を算出している事例が多く認められた。また、純財産額に関しても、経理処理を適切に行える人材がおらず、また経理を委ねられていた担当役員が資産の過大計上等の不適正な経理処理を行っていたことから、最低純財産額（5,000万円）に満たない状況となっている業者が認められた。

③ システムリスク管理態勢

F X取引業者の業務を円滑に遂行していく上で、適切な受発注システムの構築並びに維持管理は不可欠な課題であるが、システムリスク管理の基本方針及び具体的な基準を定めておらず、適切なリスク管理態勢が確立されていない、システム監査を一度も行っていない、システム障害発生時における顧客への対応手順を定めていない、サーバーを過負荷となった状態のまま長期間放置しており、これに起因するシステム障害が複数回発生している等、システムリスク管理が極めて杜撰な業者が認められた。

④ その他

F X取引により大きな収益を上げている顧客に対し、税金対策、さらには顧客との取引拡大や当社の手数料収入の向上につなげる目的で、顧客が売却損を発生させたような取引を装い、当該顧客の口座から海外居住者口座等に委託証拠金等を資金移転のうえ、移転先口座でF X取引を行う取引一任勘定取引契約を締結している事例が認められた。

今般の検査を通じて、相当数のF X取引業者において、程度の差はあれ、法令違反等の事実が認められた。その中で明らかになってきたことは、顧客がその入金した保証金を上回る多額の取引（いわゆる高レバレッジ取引）を行うことができるというF X取引の特性等から、適切なリスク管理態勢の構築が極めて重要であるということである。その場合に留意すべき点としては、次のような事柄があげられる。

- (1) 顧客がその入金した保証金を上回る多額の取引を行うことができるというF X取引の特性等から、相場急変時には顧客のロスカットルールが適切に機能するかどうかは極めて重要なポイントとなる。仮に、適切に機能しないとすれば、対象顧客はもちろん当該業者にも損害が及ぶおそれが高く、ひいては顧客全体にも損害が及ぶおそれがある。このような観点から所定のロスカットルールが適切に機能するか、そのためのシステムが円滑に作動するかどうかの検証が不可欠である。

(2) F X取引業者が顧客取引とは別に自己勘定取引を行っている事例が見られるが、これについても、相場急変時において、顧客から預託されている保証金等に損害を与えるリスクがある。顧客から預託されている保証金等は、法令上区分管理が義務付けられているため、区分管理を徹底し、実効性が確保されているか検証する必要がある。

(3) 検査において、相当数の F X 取引業者において、法令等遵守意識に問題が認められた。これについての意識の徹底に努める必要があることから、検査を行う際には、証券監視委及び財務局として、今後も引き続き重点事項として検証していくこととする。

投資者サイドにおいては、F X 取引の高レバレッジという特性に鑑み、各業者のロスカットルールや F X 取引の商品性等を含め、F X 取引業者についての情報をできる限り収集し、信頼できる F X 取引業者であるか否かを注意深く判断していただくことが重要と思われる。

証券監視委としては、今後の検査において、引き続き、このような問題点を重点事項とする一方で、F X 取引の制度並びに運営上の問題でもあり、引き続き、金融庁関係部局等との連携を通じて、市場に対する投資者の信頼の保持に努めてまいりたいと考えている。

第 6 検査結果の概要

1 第一種金融商品取引業者等に対する検査

平成 19 事務年度に検査が終了した第一種金融商品取引業者等（第一種金融商品取引業者（旧国内証券会社、旧外国証券会社、旧金融先物取引業者）及び登録金融機関をいう。以下本章において同じ。）は計 170 社等であるが、このうち 92 社等において問題点が認められた。これら 92 社等中、不公正取引に関するものは 11 社等、投資者保護に関するものは 31 社等、財産・経理等に関するものは 41 社等、その他業務運営に関するものは 57 社等となっている。

主な問題点は、以下のとおりである。

（なお、問題点のうち、勧告を行ったものについては、第 7 「1 第一種金融商品取引業者等に対する検査結果に基づく勧告」で詳細を記述する。その他については、勧告は行っていないものの、金融商品取引業者等に対して問題点を通知している。）

(1) 不公正取引に関するもの

- ① 取引一任勘定取引の契約を締結する行為〔証取法第 42 条第 1 項第 5 号〕
- ② 法人関係情報に基づく有価証券の売買〔証取法第 42 条第 1 項第 10 号に基づく行為規制府令第 4 条第 10 号〕
- ③ 取引所有価証券市場における上場有価証券の相場を固定させる目的をもって、一連の上場有価証券の買付けの受託・執行をする行為〔証取法第 159 条第 3 項〕
- ④ 顧客の有価証券の売買等に関する管理が法人関係情報に係る不公正取引の防止上不十分な状況〔金商法第 40 条第 2 号に基づく金商業等府令第 123 条第 5 号〕

(2) 投資者保護に関するもの

- ① 有価証券の私募の取扱いに関し、重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為〔証取法第 42 条第 1 項第 10 号に基づく行為規制府令第 4 条第 1 号〕

当社は、診療報酬債権を主な裏付資産とする海外発行私募円建社債券の私募の取扱いに際し、当該社債券の裏付資産という重要な事項につき、医療機関から社会保険診療報酬支払基金等に請求が行われていない将来債権が含まれているにもかかわらず、既に請求済みの確定した診療報酬債権のみであるかのような誤解を生ぜしめるべき表示のある説明資料により、勧誘を行っていた。

- ② **あらかじめ顧客の同意を得ずに、当該顧客の計算により有価証券の売買をする行為**〔証取法第42条第1項第10号に基づく行為規制府令第4条第16号〕
営業員は、あらかじめ顧客の同意を得ることなく、顧客の計算により、有価証券の売買注文を発注し約定させた。
- ③ **成立した取引に係る書面の不備**〔金先法第71条第1項〕
当社は、受託契約等に係る金融先物取引が成立したときに交付すべき書面について、顧客からの事前の承諾を得ずに電磁的方法により交付していた。
- ④ **委託証拠金の受領に係る書面の不備**〔金先法第72条第1項〕
当社は、顧客からの委託証拠金の受領に係る書面について、顧客からの事前の承諾を得ずに電磁的方法により交付していた。
- ⑤ **受託契約等の締結の勧誘の要請をしていない一般顧客に対し、電話をかけて、受託契約等の締結を勧誘する行為**〔金先法第76条第4号〕
- ⑥ **受託契約等の締結の勧誘を受けた顧客が当該受託契約等を締結しない旨の意思を表示したにもかかわらず、当該勧誘を継続する行為**〔金先法第76条第5号〕
- ⑦ **外国債券の取引に係る事実と異なる表示**〔金商法第38条第6号に基づく金商業等府令第117条第1項第2号〕
当社は、売出しを行った外国債券については、コンプライアンス上の観点から短期損切を不可としていることから、売出し期間終了後から売出し期間最終日が属する月の翌月最終営業日までの間（自動約定不可期間）に限り、システムによる自動約定は出来ない設定としており、それに代えて電話連絡による個別に約定する手続きとしていたが、担当営業員が自動約定不可期間は、約定することができないものと誤って理解していたため、自動約定不可期間に顧客より外国債券の売却をしたい旨の意思表示又は売却可否の問合せを受けた際に、「自動約定不可期間は売却することができない」と事実と異なる説明を行い、自動約定不可期間が終了した翌営業日に売却させていた。
- ⑧ **内部管理態勢の不備（広告審査態勢の不備）**
当社は、個人向け国債に係る広告等において、利率について誤った数字をホームページに掲示し、また、それを掲載した広報誌を顧客に配布していた。
- ⑨ **目論見書の交付等に係る内部管理態勢の不備**
当社は、目論見書の交付管理について、営業員任せとしていたことから、有価証券の募集・売出しにあたって、目論見書を交付することなく、顧客から購入注文を受託していた。
- ⑩ **最終訂正目論見書交付に係る内部管理態勢の不備**
当社は、株式等の公募及び売出しに係る最終訂正目論見書について、「電話で顧客に対し発行価格を連絡していれば、最終訂正目論見書を約定日当日に郵送することもやむ得ない」との誤った認識に起因して、約定日後に顧客に対し交付していた。
- ⑪ **償還（換金）乗換優遇制度非適用に伴う顧客の不要な買付手数料負担**
当社は、償還（換金）乗換優遇制度を適用している投資信託について、営業員等が乗換えを行った顧客に対して当該制度利用の確認を行わなかったこと等から、本来負担する必要のない買付手数料等を顧客に負担させていた。
- ⑫ **投資者保護上問題となる事務対応**
当社は、外国債券の注文に係る受託・執行にあたって、顧客に対し、利金及び償還金の受取方法について、円貨又は外貨の別を事前に確認することとしている。しかしながら、当社営業員は、顧客の「利金の受取りは外貨」との意思確認を怠ったため、利金が円貨で支払われた結果、顧客が希望していた外貨MMFの買付けが行われなかった。
また、当該営業員は、訂正処理による原状回復が可能であるにも関わらず、当該顧客に対

し、その旨の説明を一切行わず、謝罪により当該取引の追認を求めた。

(3) 財産・経理等に関するもの

① 大量保有報告書等の提出漏れ及び誤記載〔証取法第 27 条の 23 第 1 項、第 27 条の 25 第 1 項及び第 27 条の 26 第 2 項〕

当社は、当社のグループ会社より委任を受けた、グループ（当社を含む。）で共同保有する株券等に係る大量保有報告書及びその変更報告書の作成及び当局への提出に関する業務において、以下のとおり、提出漏れ及び誤記載があった。

イ 当社は、グループで共同保有する A 社株式の保有割合が大量保有報告書の提出要件である 5 %を超えていたにもかかわらず、当局に大量保有報告書を提出していなかった。

また、その後、グループで共同保有する A 社株式の保有割合が 1 %以上変動するなどしていたにもかかわらず、変更報告書を提出していなかった。

ロ 当社が、当局に提出したグループで共同保有する株式等に係る大量保有報告書等の記載内容に誤りがあった。

② 顧客分別金の額の算定誤り〔証取法第 47 条第 2 項〕

当社は、顧客分別金の額として算定すべき投資信託委託業者から受け入れた収益分配金を顧客分別金の算定対象としていなかった。

③ 分別保管の不備〔証取法第 65 条の 2 第 5 項において準用する証取法第 47 条第 1 項〕

当社は、当社が募集の取扱いを行った有価証券について、顧客からの預託分と自己の固有財産分の保管場所を明確に区分せず、一つのダンボール箱の中に同一券種を 100 枚単位で帯封で留めて保管していた。

④ 自己資本規制比率の虚偽の届出等〔金先法第 82 条第 1 項及び第 3 項、第 79 条第 1 項〕

⑤ 自己資本規制比率の算出にかかる不備〔金先法第 82 条第 1 項及び第 3 項、金先法第 79 条第 1 項、金先法第 80 条、金先法第 82 条第 1 項に基づく金融先物取引業者の自己資本規制に関する内閣府令第 19 条第 3 項〕

当社は、自己資本規制比率の算出において、指定格付が付与されていないカバー取引相手方への差入保証金の額が、固定されていない自己資本の額に 25%を乗じて得た額を超えていたにもかかわらず、取引及び資産等の区分に応じた取引先リスク相当額に 50%を乗じて得た額を加算していないことにより、誤った自己資本規制比率を算出した。その結果、算出誤りのある自己資本規制比率を当局へ届け出し、当該自己資本規制比率を記載した書面を公衆の縦覧に供し、記載誤りのある事業報告書を作成し、当局へ提出した。さらに、記載誤りのある業務及び財産の状況に関する説明書類を作成し、公衆の縦覧に供し、ある期間において自己資本規制比率が 140%を下回っていたにもかかわらず、当局への届出等が行われていなかった。

⑥ 顧客から預託を受けた委託証拠金を自己の固有財産と区分して管理していない状況〔金先法第 91 条第 1 項〕

⑦ 分別管理に係る顧客分別金信託額が不足している状況〔金商法第 43 条の 2 第 2 項〕

⑧ 顧客から預託を受けた保証金を自己の固有財産と区分して管理していない状況〔金商法第 43 条の 3 第 1 項〕

当社は、外国為替証拠金取引（以下、本章において「FX取引」という。）について、顧客から預託を受けた保証金を信託業務を営む金融機関への金銭信託により管理しているところ、当該金銭信託契約には、当社がカバー取引先との間で行うスワップ及びデリバティブ取引に係る債務についての保証が含まれ、しかもその被保証債務の範囲が顧客のカバー取引に限定されるものではないことから、当社が自己取引で損失を被った場合にも顧客の保証金が上記保証債務に充当されうる。これは、顧客から預託を受けた保証金を金銭信託に付した趣

旨を実質的に損なうものに他ならず、当該保証金を自己の固有財産と区分して管理しているとは認められない状況となっていた。

- ⑨ **顧客の同意を得ないで顧客から預託を受けた有価証券を他人に貸し付ける行為及び当該有価証券に係る分別管理が行われていない状況**〔金商法第 43 条の 4 第 1 項、第 43 条の 2 第 1 項〕

当社は、顧客から預託を受けた有価証券について、顧客から同意を得ないまま他人に貸し付け、自己の固有財産と分別して管理していなかった。

- ⑩ **店頭デリバティブ取引に係る法定帳簿の未作成**〔金商法第 46 条の 2〕

当社は、店頭デリバティブ取引に係る法定帳簿のうちの一部について、取引開始時点から一度も作成していない、あるいは一部未作成の期間があった。

- ⑪ **自己資本規制比率が 120 パーセントを下回る状況**〔金商法第 46 条の 6 第 2 項〕

- ⑫ **純財産額が最低純財産額に満たない状況**〔金商法第 52 条第 1 項第 3 号〕

- ⑬ **財産の状況に照らし支払不能に陥るおそれがある状況**〔金商法第 52 条第 1 項第 7 号〕

(4) その他業務運営に関するもの

- ① **証券会社の使用人による投機的利益の追求を目的とした有価証券の売買をする行為**〔証取法第 42 条第 1 項第 10 号に基づく行為規制府令第 4 条第 5 号〕

- ② **個人である顧客に関する情報の安全管理、従業員の監督について、当該情報の滅失の防止を図るために必要かつ適切な措置を講じていないと認められる状況**〔証取法第 43 条第 2 号に基づく行為規制府令第 10 条第 4 号の 2〕

当社は、個人データ管理台帳、顧客情報持ち出し管理、機微情報管理等の各規程を設けていたものの、安全管理措置に関する規程の不備や各部店における各規程に関する認識が十分でなかったため、各部店における個人情報の管理に不備が生じていた。また、点検・監査も十分に実施されず、上記の実態を把握していなかった。

- ③ **親法人から非公開情報を受領する行為**〔証取法第 45 条第 3 号に基づく行為規制府令第 12 条第 1 項第 7 号〕

当社は、親法人等から、顧客の同意書を取得しないまま、親法人等と、顧客の非公開情報を含む情報処理システムを共用していた。

- ④ **親銀行から非公開情報を受領する行為及び親銀行から取得した非公開情報を利用して勧誘する行為**〔証取法第 45 条第 3 号に基づく行為規制府令第 12 条第 1 項第 7 号〕

- ⑤ **個人である顧客に関する情報の安全管理について、当該情報の滅失の防止を図るために必要かつ適切な措置を講じていないと認められる状況**〔証取法第 65 条の 2 第 5 項において準用する証取法第 43 条第 2 号に基づく金融機関府令第 27 条第 3 号の 2〕

当社の個人情報保護に関する実務面での具体的な取扱方法及び管理方法を定めた「個人情報保護ハンドブック」は、『「個人情報データベース等」を構成する個人情報であっても、20 先未満の個人情報は「個人データ」に該当しない。個人情報の持出しは 20 先未満に限定する。』と解釈できる内容となっており、20 先未満の個人情報の外部への持出しについては、「情報持出記録簿」に記載しておらず、返却等の管理も行っていなかった。

- ⑥ **外務員登録を受けた者以外の者に外務員の職務を行わせる行為**〔証取法第 65 条の 2 第 5 項において準用する同法第 64 条第 2 項〕

- ⑦ **法定帳簿の未保存**〔証取法第 188 条〕

当社は、投資信託の解約に係る注文伝票について、解約後にシュレッダーしたため保存していなかった。

- ⑧ **電子情報処理組織の管理が不十分な状況等**〔金先法第 77 条第 2 号に基づく金先法施行規則第 25 条の 2 第 5 号、金先法第 85 条第 1 項〕

- ⑨ 事故等による顧客の損失を補てんするため、財産上の利益を提供した場合の届出書の未提出〔金先法第83条第5号に基づく金先法施行規則第29条の2第2項〕
- 当社は、システム障害により経済的損失を与えた顧客に対し補てんをしているが、当該事実について、当局に対し、その旨を届け出ていなかった。
- ⑩ 金融商品取引業者の役員による投機的利益の追求を目的とした有価証券の売買〔金商法第38条第6号に基づく金商業等府令第117条第1項第12号〕
- ⑪ 個人情報保護管理態勢の不備〔金商法第40条第2号に基づく金商業等府令第123条第6号〕
- 当社における個人である顧客に関する情報の安全管理について、以下のとおり、適切な措置が講じられていなかった。
- イ 当社は、個人データに関する（a）取得項目、（b）利用目的、（c）保管場所・保管方法・保管期限、（d）管理部署、（e）アクセス制御の状況を、これらを管理する台帳に未記載であり、また、社内規程上の保管年限を変更しているにもかかわらず、当該台帳上の記載を変更していなかった。さらに、本店各部、支店及び営業所に管理台帳が送付されていなかったため、管理台帳に従った個人データの管理が行われていなかった。
- ロ 当社は、取得した機微情報について、管理台帳に記載していなかった。
- ハ 当社は、個人データの取扱状況の点検・監査において、（i）個人データについて、本店各部、支店及び営業所には、管理台帳が存在しないこと、（ii）機微情報について、実施要領に機微情報に係る項目が盛り込まれず、取得・入力状況の記録等がされていないこと、を確認しておらず、実効性のある点検・監査を行っていなかった。
- ⑫ 売買管理態勢の不備〔金商法第40条第2号に基づく金商業等府令第123条第12号〕
- 当社は、特定の銘柄に関し、買上がり買付け等の取引をしている顧客があることを認識しながら、それらの取引に係る売買審査等を行うことなく、注意喚起等の必要な措置の検討を行わないまま、継続してこれらの顧客から注文を受託・執行していた。
- ⑬ システムリスク管理態勢の不備〔金商法第40条第2号に基づく金商業等府令第123条第14号〕
- ⑭ 金融商品取引業に関し、不正又は著しく不当な行為をした場合において、その情状が特に重いと認められる状況等〔金商法第52条第1項第9号、金商法第64条の5第1項第2号〕
- ⑮ インターネット取引に係る本人確認の不備〔本人確認法第3条第1項〕
- ⑯ 取引の相手方が取引の名義人等になりすましている疑いがある場合における顧客等の本人確認の未済〔本人確認法第3条第1項及び第2項〕
- ⑰ 本人確認義務違反〔本人確認法第3条第1項及び第2項〕
- 当社は、イ 顧客との間で株券の貸借を行うことを内容とする契約を締結するに際し、顧客及び取引の任に当たっている自然人について本人確認を行っておらず、また、ロ 取引口座を開設した一部の顧客について、本人確認法に基づく本人確認記録を作成していなかった。
- ⑱ 本人確認記録の保存義務違反〔本人確認法第4条第2項〕
- 当社は、本人確認記録の一部を構成する書類である「配達記録郵便物受領証」の一部を、配達記録の有効期限（配達記録の照会可能期限かつ郵便局の保存年限）の到来に伴って破棄しており、本人確認法に定める保存期間保存していなかった。
- ⑲ 品貸入札における不公正な調整への関与
- 当社は、証券金融会社が貸株超過となった銘柄について実施する品貸入札において、証券金融会社からの要請に応じ入札する料率や株数について変更等を行い、証券金融会社が行っていた不公正な入札調整に関与していた。
- ⑳ 個人データの取扱いについての不備〔金融分野における個人情報保護に関するガイドライン第10条〕

当社は、その取り扱う個人データについて、イ 取得項目、ロ 利用目的、ハ 保管場所・保管方法・保管期限、ニ 管理部署、ホ アクセス制限の状況が記載された管理台帳を整備していなかった。

⑳ **地場出し**〔日本証券業協会「証券従業員に関する規則」(公慣規第8号)第9条第3項第5号〕

当社は、当社従業員が、当社の書面による承諾を得ないで、他の証券会社に有価証券の売買の注文を出している行為を看過していた上、そのことを認識した後も同人による未承認取引を防止するために必要かつ適切な管理・監督措置を講じていなかった。

㉑ **不適切な時価情報の提供**

当社は、以下のとおり、不適切な時価情報を提供していた。

イ 当社は、金融商品の時価算出に使用するパラメータの取得部署と時価算出部署の連携ミス等により、顧客に対し、誤った金融商品の時価情報を提供していた。

ロ 当社は、評価期日前のパラメータを使用して時価を算出し、当該時価情報を顧客に提供していた。

㉒ **空売りの明示確認に係る内部管理態勢の不備**

当社は、株券の実売りの注文で多数回にわたってフェイルを発生させている顧客の売買注文について、当該顧客に対し、発生原因を確認しておらず、また、顧客の注文がDMAを通じて行われる場合に、その発生原因の確認を行う部署すら定めていなかった。

㉓ **売買管理態勢の不備**

当社の上場有価証券等の売買に係る審査態勢について、以下のとおり、不備があった。

イ 当社は、委託売買を担当するトレーダーと、自己売買又は取引一任勘定取引契約に基づく売買を担当するトレーダーの席が近接しているため、委託注文内容が、自己売買及び取引一任勘定取引契約に基づく売買を担当するトレーダーに漏洩する蓋然性が高い状況にあるにもかかわらず、取引一任勘定取引契約に基づく売買について、フロントランニングに係る売買審査を行っていないかった。

ロ 当社は、社内ルールにおいて、引値保証取引に係る事前ヘッジ取引は引値保証取引の専用口座において執行することとしていた。しかしながら、担当トレーダーが、インデックス注文の事前ヘッジについて、当該専門口座を用いていなかったため、インデックス注文の引値保証取引に係るオーバーヘッジに係る売買審査を行っていないかった。

2 投資運用業者、投資助言・代理業者等に対する検査

平成19事務年度に検査が終了した投資運用業者、投資助言・代理業者等は計45業者であるが、このうち27業者において問題点が認められた。これら27業者中、投資者保護に関するものは16業者、財産・経理等に関するものは3業者、その他業務運営に関するものは22業者となっている。

主な問題点は、以下のとおりである。

(なお、問題点のうち、勧告したものについては、第7「2 投資運用業者、投資助言・代理業者に対する検査結果に基づく勧告」で詳細を記述する。また、以下に記載する「投信法」は平成18年法律第65号による改正前のものである。)

(1) 投資者保護に関するもの

① **法定書面の未交付等**〔投資顧問業法第14条第1項、第15条第1項、第16条第1項(投資顧問業法第33条において準用する場合を含む。)第32条第1項〕

当社は、投資顧問業法第14条に規定する契約締結前に交付すべき書面、同法第15条に規定する契約締結時に交付すべき書面について交付漏れ・記載不備が生じていた。

また、同法第 16 条に規定する契約を締結している顧客に交付すべき書面、同法第 32 条に規定する投資一任契約に係る当該顧客の資産の現状について説明した報告書について交付漏れが生じていた。

② **広告に係る記載の不備**〔投資顧問業法第 13 条第 1 項、金商法第 37 条第 1 項〕

当社は、その行う投資顧問業の内容について新聞に広告を行うに際し、表示すべき事項（その行う投資顧問業に関して、顧客を相手方として又は当該顧客のために証券取引行為を行ってはならない旨等）について表示していなかった。

③ **顧客に対して金銭を貸し付ける行為**〔投資顧問業法第 20 条〕

当社は、当社の助言銘柄である株式の取得資金が不足しているとして、顧客からの要請に応じ、金銭の貸付けを行った。

(2) **財産・経理等に関するもの**

① **営業報告書の誤記載**〔投資顧問業法第 35 条第 1 項〕

当社が作成し、当局に提出している営業報告書において損益計算書の記載内容の一部に誤りがあった。

② **営業報告書の誤記載**〔投信法第 37 条第 1 項〕

当社は、営業報告書の記載対象となる「自ら行った受益証券の募集状況」の中の追加型投資信託に計上すべき数値について、当初募集期間（該当する投資信託の設定前の募集期間）中に、顧客から申込みがあったものののみ記載した営業報告書を作成・提出していた。

(3) **その他業務運営に関するもの**

① **登録事項に係る不備**〔投資顧問業法第 8 条第 1 項〕

当社は、投資顧問業登録以降に当社役員が他の会社の常務に従事したにもかかわらず、変更があった役員の兼職状況について、当局に対し変更の届出を行っていなかった。

② **その他業務に係る変更の届出の未提出**〔投資顧問業法第 8 条第 1 項〕

当社は、新たに投資顧問業務以外のその他業務を営むことについて、当局に登録の変更の届出を行っていなかった。

③ **登録事項に係る変更届出未済**〔投資顧問業法第 8 条第 1 項〕

当社は、投資顧問業に係る報酬体系を変更したにもかかわらず、当該事項について登録の変更の届出を行っていなかった。

④ **投資一任契約に係る業務の認可取得前にファンドの一任運用をする行為**〔投資顧問業法第 24 条第 1 項〕

⑤ **取締役の兼職制限違反**〔投資顧問業法第 30 条〕

当社取締役会長は、当局の承認を受けることなく、他の会社の常務に従事していた。

⑥ **業務に関する帳簿書類の未作成等**〔投資顧問業法第 34 条〕

当社は、投資顧問業法第 34 条に規定する業務に関する帳簿書類のうち、「顧客に対する投資顧問契約に基づく助言の内容を記録した書面」「投資顧問業法第 14 条第 1 項及び第 15 条第 1 項に規定する書面の写し」を作成・保存していなかった。

⑦ **不適切な事務過誤処理（善管注意義務違反）**〔投信法第 14 条第 2 項〕

当社は、当社で設定・運用を行っている私募投資信託において、運用担当者の事務過誤より生じた損失額について、当該損失額の補てんを行うなどの適切な処理を実施することなく放置し、当該損失額を受益者に負担させていた。

⑧ **利益相反状況における資産運用会社の忠実義務違反**〔投信法第 34 条の 2 第 1 項〕

⑨ **投資法人決算時鑑定評価に係る善管注意義務違反**〔投信法第 34 条の 2 第 2 項〕

当社は、当社が資産運用業務を行っている投資法人の投資対象物件の鑑定評価を外部の不動産鑑定評価会社に依頼しているが、当該鑑定業者が、鑑定時点での契約関係に照らして適切でないものと認められる収支を前提として鑑定評価を行い、このことが鑑定評価書上明らかであるにもかかわらず、不適切な収支が採用されていることを看過し、当該鑑定結果を資産運用報告書に記載していた。

⑩ **投資法人に対する報告態勢の不備**〔投信法第34条の2第2項〕

当社は、当社が資産運用業務を行っている投資法人の未計上収益の処理について、当該投資法人に報告して、判断を仰ぐということを行っていなかった。

⑪ **不動産鑑定業者に対する不適切な資料提供に係る善管注意義務違反**〔投信法第34条の2第2項〕

⑫ **投資法人が、資産運用会社の利害関係人が本来負担すべきであった費用を負担している状況**〔投信法第214条第1項〕

⑬ **不適切な利益相反管理態勢**〔金商法第51条〕

⑭ **個人データに係る安全管理措置等の不備**〔金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針2-3、2-4、5-3、6-2-1-1、金融分野における個人情報保護に関するガイドライン第6条〕

当社は、当社が資産運用業務を行っている投資法人に関して、当該投資法人の投資主名簿、当該投資法人が保有している投資不動産に係る入居者に関する個人情報に記載された入居申込書の写し及び賃貸契約書の写しを保有しているが、当該投資主名簿、入居申込書の写し及び賃貸契約書の写しに記載された個人データ（以下まとめて「本件個人データ」という。）の取扱いについて、以下の不備があった。

イ 当社は、本件個人データに関する管理台帳（以下「本件管理台帳」という。）を整備しているものの、本件管理台帳には、本件個人データが、どのような記録媒体で保存されているか（保存方法）が一切記載されておらず、また、保管場所としては、単に「パソコン」と記載されているのみで、誰が使用するパソコンに保存されているかについて記載されていなかった。

ロ 当社は、本件管理台帳において規定している保存期間が経過した入居申込書の写し等を破棄することなく、保有し続けていた。

ハ 当社は、賃貸契約書の写しに記載された個人データをメールで外部に送信した際、当該個人データの持出しの状況を記録として残していなかった。

ニ 当社は、入居申込書の写しに本籍地という機微情報が記載されていることを認識しながら、業務上必要がない当該情報を、黒塗り等の措置を施すことなく、保有していた。

ホ 当社は、個人データ入力業務及び個人データ管理業務について外部委託しているが、当該委託契約には、当社の監督・監査・報告徴収に関する権限についての規定が盛り込まれていなかった。

⑮ **リスク管理態勢の不備**

当社は、当社が設定・運用する（再委託による運用を含む。）投資信託について、社内ルールに基づくリスク管理委員会を適時開催しておらず、また、他社に運用を再委託している投資信託に関して、運用方針との整合性等の観点からの適切なモニタリングを行う態勢が整備されていなかった。

⑯ **法令等遵守態勢の不備**

当社は、イ 当社の社内ルールである「コンプライアンス基本規程」において、「コンプライアンス・プログラム」を策定し、コンプライアンス・プログラムの運営体制、コンプライアンス実行計画、研修計画等、必要な事項を定めるとしているにもかかわらず、当該コン

プライアンス・プログラムを策定しておらず、ロ コンプライアンス基本規程において、定期的に法令・諸規則等の遵守に関する自主点検をすると定めているにもかかわらず、当該自主点検の実施に関する規則を策定しておらず、また、自主点検も実施していなかった。さらに、ハ 広告等の審査に係る社内規程が整備されておらず、当該審査に係る記録・資料が組織的に保管されておらず、その結果、広告審査が実際に行われたか否かについて事後的に検証できる態勢となっていなかった。

⑰ 償還金の支払いに係る不適切な対応

当社は、当社が設定・運用していた投資信託に関して、償還価額の算定過誤が発生した際に、十分な検討を行うことなく、当該償還価額の過誤を是正しない旨を決定していた。

⑱ 顧問報酬請求に係る内部管理態勢の不備

当社は、顧客報酬の算出・点検・検証を行うための態勢が整備・構築されておらず、投資一任契約を締結している顧客に対して、顧問報酬の過大請求を行っていた。

⑲ 未公開株式の不適切な時価評価

当社は、投資顧問（助言）契約又は投資一任契約に基づいて助言又は一任運用するファンドの投資対象である未公開株式の時価評価を適切に行っておらず、その結果、ファンドの投資者に損害を与えていた。

⑳ 投資法人資産取得時鑑定評価依頼に係る内部管理態勢の不備

当社は、当社が資産運用業務を行っている投資法人の物件取得時に不動産鑑定業者に鑑定評価を依頼するに際し、不動産鑑定業者が示した内示額に対し、当該物件の賃料の引き上げ余地に係る意見を述べ、これにより、不動産鑑定業者は取得〇年目から賃料増額改定を行うことを前提に、より高額な鑑定評価額を算定した。しかし、その後の市況の悪化等により、当社は当該賃料増額改定を取得〇年目に行うことは実現困難であると認識するようになったにもかかわらず、不動産鑑定業者に対して、当社の賃料増額交渉に係るリスクの認識を伝えなかった。

また、当該鑑定評価書を受領した際に、その内容を検証し、当該鑑定評価書が賃料増額改定の実現が実際には困難である状況を反映していないことについて不動産鑑定業者に確認していなかった。

3 自主規制機関等に対する検査

平成 19 事務年度に検査が終了した自主規制機関等は計 4 機関等であるが、このうち 3 機関等において業務運営に関する問題点が認められた。

主な問題点は、以下のとおりである。

（なお、問題点のうち、勧告したものについては、第 7「3 自主規制機関等に対する検査結果に基づく勧告」で詳細を記述する。）

(1) 名古屋証券取引所

① 上場審査に係る不備〔金商法第 153 条該当〕

② 前回検査指摘事項等の改善措置の実施状況等に係る不備〔金商法第 153 条該当〕

(2) 証券金融会社

○ 品貸入札における不公正な調整について〔金商法第 156 条の 33 該当〕

第 7 証券検査の結果に基づく勧告

1 第一種金融商品取引業者等に対する検査結果に基づく勧告

(1) 法人関係情報に基づく有価証券の売買〔証取法第42条第1項第10号に基づく行為規制府令第4条第10号該当〕

- ① バンク・エー・アイ・ジーは、当社の海外関連会社（以下「本件社債権者」という。）が引き受けたA社発行の転換価額修正条項付転換社債型新株予約権付社債（以下「本件新株予約権付社債」という。また、以下、本件新株予約権付社債の社債部分のみを「本件社債」、新株予約権部分のみを「本件新株予約権」という。）に関して、平成19年1月5日を最終日とする5連続取引日のA社株価の終値の平均値の90%に相当する金額が本件新株予約権の修正行使価額の下限金額（X円）を下回ったことから、同月9日、「同日以降、本件新株予約権を行使せず、同日時点での本件社債の未償還残高の全額について現金で繰上償還を受ける」という意図で、本件社債権者を代理して、本件社債に係る繰上償還請求権を行使した。
- ② A社は、当該繰上償還請求権の行使を受けて、投資者をして「平成19年1月9日以降、本件新株予約権は行使されない」と認識させるべき内容の「ユーロ円建無担保転換社債型新株予約権付社債の繰上償還に関するお知らせ」（以下「本件プレス・リリース」という。）を公表したところ、当該公表に起因して、A社株価は、翌10日には、前日終値Y円から上昇し、同日午前9時39分の約定値段は、その時点での本件新株予約権の行使価額であるX円まで上昇した。
- ③ 当社は、上記②の状況を受けて、本件新株予約権を行使することに方針を転換し、同月10日午前10時26分以降、本件社債権者を代理して、本件新株予約権を行使するとともに、A社株価が同時点での本件新株予約権の行使価額を上回る状況において当該株式を売り付けることにより利益を得るべく、「本件社債権者が、本件プレス・リリースの公表後に本件新株予約権を行使し、その結果、A社株式が新たに発行された事実」が公表されていない状況において、本件社債権者との間の取引一任契約に基づき、当社トレーディング部トレーダーが個別の発注を行うことにより、当該株式を市場において売り付けた（当該売付けを、以下、「本件売付け」という。）。
- ④ 同トレーダーは、遅くとも同月11日午前10時47分までに、当社の日本における代表者兼最高経営責任者に対して同月10日以降の本件新株予約権の行使及び本件売付けの状況について報告した。ところが、当該報告を受けた当該日本における代表者からは、これに対して特段の反対はなく、本件新株予約権の行使及び本件売付けは同月24日まで続行されることとなった。
- ⑤ 当社は、平成19年1月17日に、大量保有報告書の変更報告書を提出し、同書面において、「本件社債権者が、同月10日に本件新株予約権を行使し、これによりA社株式を1,689,187株取得した事実」を公表した。
 - ・ 勧告年月日
平成19年7月19日
 - ・ 勧告対象
当社及び外務員2名
 - ・ 行政処分の内容
業務改善命令（イ 今般の行政処分を踏まえ、内部管理体制のあり方について検証するとともに、責任の所在の明確化を図ること、ロ イを踏まえ、再発防止策を策定し、実施すること、ハ 役職員の法令遵守意識を高め、適正な業務運営を遂行するために必要な研修等を実施すること）
 - ・ 外務員処分の内容
代表者兼最高経営責任者 職務停止18週間
トレーディング部トレーダー 職務停止7週間

(2) 証券会社の使用人による投機的利益の追求を目的とした有価証券の売買をする行為〔証取法第42条第1項第10号に基づく行為規制府令第4条第5号該当〕

- 丸國証券株式会社本店第二営業部歩合外務員は、当社に息子名義の証券取引口座を開設したうえで、平成17年1月14日から同19年4月26日までの間、当該口座を利用して、自ら銘柄、株数、価格及び売買の別を決定し、当該決定に基づく注文を自ら発注・執行することにより、専ら投機的利益の追求を目的として株式の売買を行った。

- ・ 勧告年月日
平成19年9月14日
- ・ 勧告対象
外務員1名
- ・ 外務員処分の内容
本店第二営業部歩合外務員 職務停止13週間

(3) 取引一任勘定取引の契約を締結する行為〔証取法第42条第1項第5号該当〕

- ① 丸八証券株式会社常務執行役員西尾支店長は、その業務に関し、平成16年10月7日、顧客との間で、有価証券の売買の受託につき、顧客の個別の取引ごとの同意を得ないで、売買の別、銘柄、数及び価格の全部について定めることができることを内容とする契約を締結した上で、同16年10月8日から同17年7月13日までの間、取引を執行した。
- ② 丸八証券株式会社執行役員庄内支店長は、その業務に関し、平成16年9月頃、顧客との間で、有価証券の売買の受託につき、顧客の個別の取引ごとの同意を得ないで、売買の別、銘柄、数及び価格の全部について定めることができることを内容とする契約を締結した上で、同16年10月6日から同17年6月20日までの間、取引を執行した。
- ③ 丸八証券株式会社庄内支店営業課長は、その業務に関し、平成17年6月頃、顧客との間で、有価証券の売買の受託につき、顧客の個別の取引ごとの同意を得ないで、売買の別、銘柄、数及び価格の全部について定めることができることを内容とする契約を締結した上で、同17年6月8日から同18年11月13日までの間、取引を執行した。
- ④ 丸八証券株式会社藤が丘支店営業員は、その業務に関し、平成16年4月1日、顧客との間で、有価証券の売買の受託につき、顧客の個別の取引ごとの同意を得ないで、売買の別、銘柄、数及び価格の全部について定めることができることを内容とする契約を締結した上で、同16年4月14日から同18年5月12日までの間、取引を執行した。

- ・ 勧告年月日
平成19年9月28日
- ・ 勧告対象
当社及び外務員4名
- ・ 行政処分の内容
 - ① 業務停止命令
 - イ 全営業部店の全業務の停止3営業日
 - ロ 全営業部店の業務のうち株券の売買に係る受託業務の停止5営業日
 - ハ 西尾支店、庄内支店の業務のうち株券の売買に係る受託業務の停止1か月
 - ② 業務改善命令（イ 法令違反の根絶に向けた再発防止策（全役職員に対する法令遵守の徹底を図るための措置を含む。）を講じること、ロ 今回の法令違反行為に係る責任の明確化を図ること、ハ 社内監査体制の抜本的見直しを行うこと、ニ 売買管理体制の抜本的見直しを行うこと、ホ 今般の旧証取法第159条第3項に違反する行為により、不当な公募価格で買付けを行うこととなった顧

客に対して、今般の行政処分を受けた経緯を含め正確かつ十分な説明を行うこと)
(注) 上記処分の内容は、この法令違反とともに勧告の対象とした(4)の「取引所有価証券市場における上場有価証券の相場を固定させる目的をもって、一連の上場有価証券の買付けの受託・執行をする行為」に係る処分を含む。

- ・ 外務員処分の内容

常務執行役員西尾支店長	職務停止 4 週間
執行役員庄内支店長	職務停止 4 週間
庄内支店営業課長	職務停止 2 週間
藤が丘支店営業員	職務停止 2 週間

(4) 取引所有価証券市場における上場有価証券の相場を固定させる目的をもって、一連の上場有価証券の買付けの受託・執行をする行為〔証取法第 159 条第 3 項違反〕

○ 丸八証券株式会社取締役リテール本部長及びリテール本部副本部長は、その業務に関し、当社が新規上場の際の株式公募に当たり引受主幹事会社を務めた上場会社の株式の株価について、上場日から当分の間、公募価格と同価格以上に固定させる目的をもって、本店営業部ほか 6 営業部店の部店長らに対し、顧客に公募価格と同価格の指値で当該株式の買付けを行うことを勧誘し、当該買付注文を受託・執行するよう指示した。

これを受け、当該部店長らは、それぞれの部店において営業員に上記指示を伝え、当該指示を受けた営業員らは、平成 18 年 4 月 11 日から同年 5 月 23 日までの間、顧客に対し、公募価格と同価格の指値で当該株式の買付けを行うことを勧誘し、103 名の顧客から 203 件 33,200 株の買付注文を受託し、取引所有価証券市場で執行した。

- ・ 勧告対象

当社及び外務員 2 名

- ・ 外務員処分の内容

未定

(注) 勧告年月日及び行政処分の内容については、(3)の「取引一任勘定取引の契約を締結する行為」を参照。

(5) 受託契約等の締結の勧誘の要請をしていない一般顧客に対し、電話をかけて、受託契約等の締結を勧誘する行為〔金先法第 76 条第 4 号該当〕

○ フェニックス証券株式会社外国為替営業部(平成 18 年 9 月 1 日、外国為替部に名称変更)部長は、その業務に関し、F X 取引の口座を解約した顧客のリスト(当該リストに記載された顧客には継続的取引関係にある顧客に該当しない一般顧客が含まれていた。)を作成した上で、平成 18 年 1 月から同年 12 月までの間、営業員に対し、それらの顧客に F X 取引の受託等を内容とする契約(以下「受託契約等」という。)の締結の勧誘を行うよう指示した。

また、同部長は、その業務に関し、平成 18 年 2 月中旬頃、営業員に対し、当社が他社から F X 取引業務を譲り受けた際、当社への口座移管に同意しておらず、口座が移管されていない顧客に受託契約等の締結の勧誘を行うよう指示した。

これらの指示を受けた営業員 5 名は、その業務に関し、平成 18 年 2 月 23 日から同 19 年 1 月 12 日までの間、受託契約等の締結の勧誘の要請をしていない一般顧客 47 名に対し、電話をかけて、受託契約等の締結の勧誘を行った。

- ・ 勧告年月日

平成 19 年 10 月 16 日

- ・ 勧告対象
当社及び外務員 1 名
- ・ 行政処分の内容
業務改善命令（イ 今般の法令違反行為の責任の所在を明確化すること、ロ 内部管理態勢の充実・強化を図るとともに、法令違反の根絶に向けた再発防止策を策定し、役職員に周知徹底すること、ハ 法令遵守に関する経営管理態勢の改善を図ること、ニ 社内検査態勢の充実・強化のための方策を講じること）
- ・ 外務員処分の内容
外国為替部部長 職務停止 6 週間

(6) 取引一任勘定取引の契約を締結する行為〔証取法第 42 条第 1 項第 5 号該当〕

- ばんせい証券株式会社大阪支店第二営業部第一営業課営業員は、平成 18 年 11 月 24 日及び同年 12 月 1 日に顧客 2 名との間で、それぞれ、株式の売買の受託につき、顧客の個別の取引ごとの同意を得ないで、売買の別、銘柄、数及び価格の全部について定めることができることを内容とする契約を締結した上で、同年 11 月 27 日から同 19 年 1 月 19 日までの間、取引を執行した。
 - ・ 勧告年月日
平成 19 年 10 月 17 日
 - ・ 勧告対象
外務員 1 名
 - ・ 外務員処分の内容
大阪支店第二営業部第一営業課営業員 職務停止 3 週間

(7) 親銀行から非公開情報を受領する行為及び親銀行から取得した非公開情報を利用して勧誘する行為〔証取法第 45 条第 3 号に基づく行為規制府令第 12 条第 1 項第 7 号該当〕

- ① みずほ証券株式会社エクイティグループ業務開発部長は、平成 18 年 6 月 19 日、その業務に関し、親銀行である株式会社みずほコーポレート銀行から、顧客より同意書を取得しないまま、72 顧客に関する非公開情報を受領した。
- ② 同社市場営業グループ市場営業第 4 部営業員は、平成 18 年 1 月 13 日、その業務に関し、親銀行である株式会社みずほコーポレート銀行から、顧客より同意書を取得しないまま、71 顧客に関する非公開情報を受領した。

また、同営業員から当該非公開情報を受領した同営業員の上司である市場営業グループ市場営業第 4 部長は、同部所属の 4 名の営業員に対し、当該非公開情報に基づき新規顧客を勧誘するよう指示し、当該営業員 4 名は、少なくとも 3 件の有価証券の買付けの勧誘を行った。

- ・ 勧告年月日
平成 19 年 10 月 19 日
- ・ 勧告対象
当社及び外務員 2 名
- ・ 行政処分の内容
業務改善命令（イ 今般の証券監視委の指摘内容を踏まえ、顧客情報の管理態勢及び関連する内部管理態勢について検証するとともに、経営姿勢の明確化を図ること、ロ 親法人との間における適正な業務の独立性・相互牽制の確保に向け、再発防止策を策定し、実施すること、ハ 役職員の法令遵守意識を高め、必要な研修等

を実施するとともに、社内監査の充実を図ること)

- ・ 外務員処分の内容

市場営業グループ市場営業第4部長 職務停止4週間

エクイティグループ業務開発部長 職務停止3週間

(8) 外務員の職務に関する著しく不適当な行為(弊害防止措置に係る禁止行為を免れることを意図した取引の着手)〔金商法第64条の5第1項第2号該当〕

- ① バークレイズ・キャピタル証券株式会社が、共同主幹事会社として元引受けを行った円貨社債券(以下「本件社債」という。)について、当社クレジット・トレーディング部長は、本件社債を当社自己勘定で保有したいと考えたものの、それが困難であったことから、当社が代理を行っているバークレイズ・バンク・ピーエルシー(以下「BBPLC」という。)の口座を使って、本件社債を買い付けることとした。

また、同部長は、BBPLCの口座を使って本件社債を買い付けることを検討する過程で、当該買付けが、証券会社の行為規制等に関する内閣府令(以下「行為規制府令」という。)第12条第1項第6号に規定する「証券会社が有価証券(中略)の引受人となった日から6月を経過する日までの間において、その親法人等(中略)に当該有価証券を売却すること(後略)。」に該当することを認識した。

- ② クレジット・トレーディング部長は、遅くとも平成18年12月13日までに、かねてからの友人であるA証券会社社員との間で、本件社債について、イ A証券会社が募集により当社から取得する取引(以下「本件プライマリー取引」という。)と、ロ 当社が代理するBBPLCがA証券会社から買い戻す取引(以下「本件セカンダリー取引」という。)の二つの取引(以下「本件スキーム」という。)を実行することを合意し、同年12月14日に本件プライマリー取引、同年12月15日に本件セカンダリー取引の約定が、それぞれ成立した。

- ③ 以上のとおり、クレジット・トレーディング部長は、本件社債について、行為規制府令第12条第1項第6号の禁止規定を免れることを意図して本件スキームに基づく一連の取引を実行した。

なお、同年12月15日に約定が成立したBBPLCによる本件セカンダリー取引については、その後、当社コンプライアンス部が本件スキームについて問題意識を持ったことなどから、同年12月19日(処理日)、買戻し先をBBPLCから当社とした売買取引として訂正処理している。

- ・ 勧告年月日

平成19年11月30日

- ・ 勧告対象

外務員1名

- ・ 外務員処分の内容

未定

(9) 金融商品取引業者の使用人による投機的利益の追求を目的とした有価証券の売買をする行為〔証取法第42条第1項第10号に基づく行為規制府令第4条第5号該当〕

- スターアセット証券株式会社本店営業部係長(当時)は、平成16年6月30日から同年4月12日までの間、自ら銘柄、株数、価格及び売買の別を決定し、当該決定に基づく発注を、当社とは別の証券会社に口座を開設していた知人に依頼して、当該知人に発注させることにより、専ら投機的利益の追求を目的として株式の売買を行った。

- ・ 勧告年月日

平成 19 年 12 月 3 日

- 勧告対象
外務員 1 名
- 外務員処分の内容
営業部係長 職務停止 3 週間

(10) 不適切な区分管理の状況〔金商法第 43 条の 3 第 1 項違反〕

- 株式会社ユニバーサル・インベストメントは、平成 19 年 11 月 7 日現在、顧客から預託を受けた金銭の一部を当社の運転資金等に充当するなど、自己の固有財産と区分して管理していない状況となっている。
 - 勧告年月日
平成 19 年 12 月 7 日
 - 勧告対象
当社
 - 行政処分の内容
 - ① 業務停止命令
全ての店頭デリバティブ取引等業務の停止 6 か月
 - ② 業務改善命令（イ 顧客から預託を受けた保証金等の正確な把握を行い、不足額を速やかに解消すること、ロ 顧客資産の保全を最優先とし、会社財産の不当な費消を行わないこと、ハ 自己資本規制比率の改善計画を策定すること。増資等を行う場合は当社の財務状況等について説明責任を果たすこと、ニ 顧客に対して今回の行政処分の内容を周知するとともに、適切な対応を行うこと、ホ 法令遵守に関する内部管理態勢の強化を図るとともに、法令違反の根絶に向けた再発防止策を策定し、役職員に周知徹底すること、ヘ 今般の法令違反行為の責任の所在を明確化すること）

(注) 上記処分の内容は、この法令違反とともに勧告の対象とした (11) の「自己資本規制比率が 120%を下回る状況」及び (12) の「純財産額が最低純財産額を下回る状況」に係る処分を含む。

(11) 自己資本規制比率が 120%を下回る状況〔金商法第 46 条の 6 第 2 項違反〕

- 株式会社ユニバーサル・インベストメントの自己資本規制比率は、平成 19 年 11 月 7 日現在 120%を下回っている。
 - 勧告対象
当社

(注) 勧告年月日、行政処分の内容については、(10) の「不適切な区分管理の状況」を参照。

(12) 純財産額が最低純財産額を下回る状況〔金商法第 52 条第 1 項第 3 号該当〕

- 株式会社ユニバーサル・インベストメントの純財産額は、平成 19 年 11 月 7 日現在 5 千万円を下回っている。
 - 勧告対象
当社

(注) 勧告年月日、行政処分内容及び外務員処分の内容については、(10) の「不適切な区分管理の状況」を参照。

(13) 顧客から預託を受けた委託証拠金を自己の固有財産と区分して管理していない状況〔金先

法第 91 条第 1 項違反]

- **株式会社国泰キャピタル**は、顧客から預託を受けた F X 取引に係る委託証拠金のうち、カバー取引先に預託し、区分して管理していた額の一部について、代表取締役社長の友人への貸付けに流用するなど、自己の固有財産と区分して管理していなかった。そのため、平成 17 年 7 月から同年 10 月まで、同 18 年 2 月及び同年 4 月から同 19 年 8 月までの各月末において、区分して管理すべき額（以下「区分管理額」という。）が不足している状況となっていた。（なお、同年 9 月末においては、当該貸付けを解消したことなどから、区分管理額の不足は生じていない。）

代表取締役社長及び委託証拠金の区分管理を担当する取締役副社長は、上記のとおり、区分管理額が不足している状況を認識していたにもかかわらず、その原因を究明するなどの措置を講じず、区分管理額が不足している状況をそのまま放置していた。

- ・ 勧告年月日
平成 19 年 12 月 18 日
- ・ 勧告対象
当社及び外務員 2 名
- ・ 行政処分の内容
 - ① 業務停止命令
全ての業務（顧客の決済取引等当局が個別に認めたものを除く。）の停止 1 か月
 - ② 業務改善命令（イ 顧客に対して今回の行政処分の内容を周知するとともに、適切な対応を行うこと、ロ 今般の法令違反行為の責任の所在を明確化すること、ハ 法令遵守に関する経営管理態勢の改善を図ること、ニ 法令遵守に関する内部管理態勢の強化を図るとともに、法令違反の根絶に向けた再発防止策（特に自己資本規制比率の算出について）を策定し、役職員に周知徹底すること、ホ 社内検査態勢の充実・強化のための方策を講じること。）
- ・ 外務員処分の内容
代表取締役社長 職務停止 18 週間
取締役副社長 職務停止 18 週間

（注）上記処分の内容は、この法令違反とともに勧告の対象とした（14）の「自己資本規制比率の虚偽の届出等」に係る処分を含む。

(14) 自己資本規制比率の虚偽の届出等〔金先法第 82 条第 1 項及び第 3 項及び同法第 79 条第 1 項違反〕

- **株式会社国泰キャピタル**代表取締役社長及び取締役副社長は、その業務に関し、カバー取引先に預託していたカバー取引に係る委託証拠金の一部を国内の預金口座に振り替えたように見せかける架空の資金移動操作を行い、取引先リスク相当額を過小に算出することなどにより、実際よりも過大な虚偽の自己資本規制比率を算出した上で、①当該自己資本規制比率を記載した届出書（平成 17 年 12 月から同 19 年 8 月まで（同 18 年 4 月を除く。）の各月末）を関東財務局長に提出し、②当該自己資本規制比率を記載した書面（平成 17 年 12 月並びに同 18 年 3 月、6 月、9 月及び 12 月並びに同 19 年 3 月及び 6 月の各月末）を公衆の縦覧に供し、③当該自己資本規制比率を記載した事業報告書（平成 18 年 2 月期、同 19 年 2 月期及び同年 3 月期）を関東財務局長に提出した。（なお、同年 9 月末においては、適正に自己資本規制比率が算定されている。）

- ・ 勧告対象
当社及び外務員 2 名

(注) 勧告年月日、行政処分内容及び外務員処分内容については、(13)の「顧客から預託を受けた委託証拠金を自己の固有財産と区分して管理していない状況」を参照。

(15) 電子情報処理組織の管理が不十分な状況等〔金先法第77条第2号に基づく金先法施行規則第25条の2第5号該当、同法第85条第1項違反〕

○ 株式会社新日本通商のシステムリスク管理態勢は、以下のとおり、極めて杜撰であることが認められた。

① システムリスクに対する認識等

代表取締役社長及び取締役外国為替事業部長は、システムリスク管理の重要性に関する認識が欠如している。

② 適切なリスク管理体制の確立

当社は、システムリスク管理の基本方針及び具体的基準を定めておらず、適切なリスク管理体制が確立されていない。

③ システム監査

当社は、金融先物取引業登録以降、システム監査を一度も行っていない。

また、当社は、システムに精通した監査要員を平成19年7月まで配置していない。

④ 安全対策の整備

当社は、安全対策の基本方針、基準及び手順を策定しておらず、安全対策を適正に管理する安全管理者も設置していないなど、安全対策の整備が図られていない。

⑤ 外部委託管理

当社は、外部委託業務について、リスク管理が適切に行われていない。

⑥ コンティンジェンシープラン

当社は、コンティンジェンシープランを策定しておらず、緊急時体制が構築されていない。

⑦ 障害発生時の対応

イ 顧客への対応

当社は、発生したシステム障害のうち、顧客に大きな影響を与えられとされるもの以外は、顧客への周知を行っていない。

また、システム障害発生時における顧客への対応手順を定めていないほか、システム障害により顧客に損失が発生した場合の補てんの基準等も定めておらず、場当たり的な対応となっている。

ロ 原因分析、対応策等

当社は、プログラムの不備に起因すると考えられるシステム障害の発生に際し、その原因分析を行っておらず、抜本的な改善が図られていない。

また、当社は、サーバを過負荷となった状態のまま長期間放置しており、これに起因するシステム障害が複数回発生している。

さらに、為替レート配信元による異常レートの配信が多数回発生しているにもかかわらず、配信元から具体的な改善策の指示を受けることなく放置し、根本的解決を図っていない。

ハ 当局への報告体制

当社は、金融先物取引業登録にあたり、関東財務局長からシステム障害発生時にはこれを報告するよう命じられており、当社においては、金融先物取引業登録以降、検査基準日までの間、少なくとも53件ものシステム障害が発生していたにもかかわらず、このうち38件を関東財務局長に報告していなかった。

・ 勧告年月日

平成 19 年 12 月 18 日

- 勧告対象
当社及び外務員 1 名
- 行政処分の内容
業務改善命令（イ 今般の法令違反行為の責任の所在を明確化すること、ロ システムの現状、システム障害の発生原因を十分確認・検討し、システム改善のために必要な外部システム監査の実施及びシステム障害発生時の速やかな復旧対応のために必要なコンティンジェンシープランの整備等、実効性のあるシステム管理態勢の整備を図り、確実に実行すること、ハ 今般の行政処分を踏まえ、法令違反の根絶に向けた再発防止策を策定し、役職員に周知徹底すること。）
- 外務員処分の内容
取締役外国為替部長 職務停止 7 週間

(16) 法人関係情報の管理不備〔金商法第 40 条第 2 号に基づく金商業等府令第 123 条第 5 号該当〕

- ウェル・フィールド証券株式会社代表取締役社長、代表取締役副社長ほか 1 名は、その業務に関し、平成 17 年 10 月から同 19 年 11 月 26 日までの間において、上場会社から、少なくとも 43 件の法人関係情報を取得しており、これらの法人関係情報については、内部者取引の未然防止等の観点から、嚴重に管理すべきであると認められるところ、うち 10 件については法人関係情報として登録しておらず、2 件については法人関係情報としての登録が 1 週間乃至 2 週間程度遅延している状況にあった。

なお、平成 18 年 11 月 7 日及び 8 日に取得した上場会社に係る法人関係情報については、その登録を行っていなかったため、同月 13 日及び 14 日、当社の自己の計算において同社株式を買い付けており、内部者取引防止等の観点から、極めて不適切なものとなっている。

- 勧告年月日
平成 20 年 2 月 15 日
- 勧告対象
当社及び外務員 2 名
- 行政処分の内容
当社廃業のため、行政処分は行われなかった。
- 外務員処分の内容
代表取締役社長 職務停止 2 週間
代表取締役副社長 職務停止 2 週間

(17) 財産の状況に照らし支払不能に陥るおそれがある状況〔金商法第 52 条第 1 項第 7 号該当〕

- ニッツウトレード株式会社の財産の状況は、平成 20 年 1 月 31 日現在、債務超過となっている。
- 勧告年月日
平成 20 年 3 月 14 日
- 勧告対象
当社
- 行政処分の内容
 - ① 業務停止命令
イ 全ての業務（当局が個別に認めたものを除く。）の停止 6 か月
 - ② 業務改善命令（イ 投資者の正確な把握及び投資者から預託を受けた保証金の正確な把握を行うこと、ロ 会社財産（資産、負債及び純財産の額）の正確

な把握を行うこと、ハ 投資者から預託を受けた保証金について保全を図るとともに、会社財産を不当に費消する行為を行わないこと、ニ 投資者の間における公平に配慮しつつ、投資者の保護に万全の措置を講じること、ホ 上記①の業務停止命令について、店頭及びホームページに表示する等、投資者への周知徹底を適切に行うとともに、投資者への適切な対応に配慮すること。）

(注) 上記処分の内容は、この法令違反とともに勧告の対象とした(18)の「純財産額が最低純財産額に満たない状況」、(19)の「自己資本規制比率が120パーセントを下回る状況」及び(20)の「不適切な区分管理等の状況」に係る処分を含む。

(18) 純財産額が最低純財産額に満たない状況〔金商法第52条第1項第3号該当〕

○ ニッツウトレード株式会社の純財産額は、平成20年1月31日現在、5千万円を下回っている。

- ・ 勧告対象
当社

(注) 勧告年月日、行政処分の内容については、(17)の「財産の状況に照らし支払不能に陥るおそれがある状況」を参照。

(19) 自己資本規制比率が120パーセントを下回る状況〔金商法第46条の6第2項違反〕

○ ニッツウトレード株式会社の自己資本規制比率は、平成20年1月31日現在、120パーセントを下回っている。

- ・ 勧告対象
当社

(注) 勧告年月日、行政処分の内容については、(17)の「財産の状況に照らし支払不能に陥るおそれがある状況」を参照。

(20) 不適切な区分管理等の状況〔金商法第43条の3違反〕

○ ニッツウトレード株式会社は、FX取引において、平成19年4月から同年8月までの間、顧客から預託を受けた金銭等の一部を、当社の自己取引の損失に充当したため、同20年1月31日現在、顧客から預託を受けた金銭等を適切に管理していない状況となっている。

- ・ 勧告対象
当社

(注) 勧告年月日、行政処分の内容については、(17)の「財産の状況に照らし支払不能に陥るおそれがある状況」を参照。

(21) インターネット取引に係る本人確認の不備〔本人確認法第3条第1項違反〕

○ 安藤証券株式会社は、平成19年4月、当社のインターネット取引に係る顧客について、電子メールのアドレスが同一である顧客口座の名寄せを行い、取引の相手方が取引の名義人になりすましている疑いのある「異姓異住所」口座のほか、「同姓異住所」口座及び「異姓同住所」口座を複数抽出したにもかかわらず、これらの口座におけるその後の取引に際し、金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の本人確認法に基づく本人確認を行っていなかった。

- ・ 勧告年月日
平成20年4月25日
- ・ 勧告対象
当社

- 行政処分の内容
未定

(22) 金融商品取引業に関し、不正又は著しく不当な行為をした場合において、その情状が特に重いと認められる状況等〔金商法第 52 条第 1 項第 9 号及び同法第 64 条の 5 第 1 項第 2 号該当〕

- 株式会社ジェイ・エヌ・エス代表取締役社長は、その業務に関し、顧客の課税免脱に加担する中で、以下の②記載のとおり多数の法令違反行為を発生させている。

① 顧客の課税免脱に加担する行為等

当社社長は、平成 13 年 2 月頃、F X 取引により大きな収益を上げている顧客がいたことから、当該顧客の税金対策、さらには顧客との取引拡大や当社の手数料収入の向上につなげる目的で、平成 13 年 2 月 28 日から同 18 年 8 月 22 日までの間において、顧客が売買損を発生させたような取引を装い、当該顧客の口座から海外居住者口座等に委託証拠金等を資金移転のうえ、移転先口座で F X 取引を行う取引一任勘定取引契約の締結を行った。

当社役員は、当該取引一任勘定取引契約に基づく資金運用を担当していたところ、外国為替相場を読み違えて運用に失敗し、全建玉を決済した平成 18 年 5 月 9 日までに、資金移転した委託証拠金等の全額を消失させ、さらには、当社の計算に帰属する損失を発生させた。当該役員は、これらの損失が発覚することをおそれ、架空売買により、(取引一任勘定取引契約を締結した顧客とは別の) 当社顧客 (以下「一般顧客」という。) の口座にその損失を付け替え、当社損失の隠蔽を図った。

当社社長は、平成 18 年 7 月頃までには、当社損失が一般顧客口座に付け替えられている事実を認識したにもかかわらず、何ら是正措置を図ることなく放置したばかりか、当社経理を担当する役員に対して、さらに架空売買による委託証拠金等の資金移転を指示し、同 20 年 1 月 7 日現在、一般顧客口座には当社の計算に帰属する損失合計 308,000 千円が存在する状況となっている。

② 認められた法令違反行為

- イ 不正の手段により金融先物取引業者の登録を受けた行為
- ロ 取引一任勘定取引の契約を締結する行為
- ハ 委託証拠金等を不正の手段により取得する行為
- ニ F X 取引について生じた顧客の損失の全部を補てんするため当該顧客に対し財産上の利益を提供する行為
- ホ 虚偽の自己資本規制比率を届け出る行為及び虚偽の数値を記載した事業報告書を提出する行為
- ヘ 業務に関する帳簿書類に不実の内容を記載する行為
- ト 顧客から預託を受けた保証金等 (委託証拠金等) を自己の固有財産と区分して管理していない状況
- チ 自己資本規制比率が 120 パーセントを下回る状況

- 勧告年月日

平成 20 年 4 月 25 日

- 勧告対象

当社及び外務員 1 名

- 行政処分の内容

① 登録取消命令

東海財務局長 (金商) 第 26 号 (平成 19 年 9 月 30 日) の登録を取消す。

② 役員解任命令

代表取締役の解任を命ずる。

③ 業務改善命令（イ 顧客取引を速やかに終了し、かつ、顧客から預託を受けた保証金等をなく返還するとともに、会社財産を不当に費消する行為を行わないこと、ロ 顧客の間における公正に配慮しつつ、顧客の保護に万全の措置を講じること、ハ 上記の登録取消命令について、店頭及びホームページに掲示する等、顧客への周知を徹底するとともに、顧客への適切な対応に配慮すること）

- ・ 外務員処分の内容
未定

(23) 顧客の有価証券の売買等に関する管理が法人関係情報に係る不公正取引の防止上不十分な状況〔金商法第 40 条第 2 号に基づく金商業等府令第 123 条第 5 号該当〕

- SBI イー・トレード証券株式会社においては、顧客の有価証券の売買その他の取引等に関する管理について、内部者登録に係る検証態勢を構築していないこと等から、上場会社等の会社関係者である顧客の内部者登録漏れが認められた。

さらに、当社においては、法人関係情報に係る不公正取引の防止を図るための売買審査が全く行われていない。

- ・ 勧告年月日
平成 20 年 5 月 13 日
- ・ 勧告対象
当社
- ・ 行政処分の内容

業務改善命令（イ 内部者取引に係る売買審査態勢が構築されていなかった原因を究明するとともに、当該売買審査が適切に機能しているかのチェック態勢を含めた具体的な改善策を講じること、ロ 内部者登録漏れが発生した原因を究明するとともに、当社における内部者登録事務の管理・運営上の問題点を明確にしたうえで、当該登録事務に係るチェック態勢を含めた具体的な改善策を講じること、ハ 役職員等の法令遵守意識を高め、必要な研修を実施すること）

(24) システムリスク管理態勢の不備〔金商法第 40 条第 2 号に基づく金商業等府令第 123 条第 14 号該当〕

- ユナイテッドワールド証券株式会社のシステムリスク管理態勢は、以下のとおり、極めて杜撰であることが認められた。

① 前回検査指摘事項に対する対応の不備

当社は、平成 16 年に実施された内閣府沖縄総合事務局による検査において、システムリスク管理態勢の不備についての指摘を受け、その改善策を策定しているものの、実施されていない改善策等が認められ、以下のとおり、当該不備が改善されていない状況が認められた。

イ システムリスク管理態勢全般

改善策として、リスク管理委員会を設置することとし、取締役会においてこれを決議しているにもかかわらず、委員会メンバーの選任等を行っておらず、委員会は一度も開催されていない。

ロ システム障害管理態勢

(イ) システム障害の定期的な分析等

改善策として、システム障害を定期的に分析し、システムの品質改善策を委託先と協議するとしているが、障害発生状況の分析及び委託先との協議とも一度も実施していない。また、障害への対応を確認できない状況となっている。

(ロ) 取締役会等への報告等

改善策として、システム障害発生時には、障害発生状況を分析し、再発防止策を策定した上で取締役会に報告するとしているが、取締役会への報告は行われているものの、障害記録に記載漏れがあり、障害発生状況の分析を行っておらず、再発防止策も策定していない。

(ハ) 当局報告

改善策として、当局への報告態勢を整備して再発を防止するとしているが、報告すべき障害がシステム担当から当局への報告担当に伝達されていないことから、依然として当局あての報告漏れが多数発生している。

ハ リスク評価の実施状況

(イ) P D C Aサイクル等

改善策として、P D C Aサイクルを実行する態勢を確立するなどとしているが、これらについて何ら実施されておらず、リスクの所在や種類の特定がなされていない。

(ロ) セキュリティスタンダード作成

改善策として、セキュリティスタンダードを作成するなどとしているが、これを作成しておらず、システムやシステム関連設備等の重要性・脆弱性評価もなされていない。

(ハ) 機密情報管理

改善策として、情報資産の洗い出し及び区分を行うとしているが、これらは未だ行われていない。

ニ 危機管理態勢

(イ) 取締役会承認

改善策として、システムコンティンジェンシープランは取締役会の承認を受けるとしているが、取締役会の承認を受けていない。

(ロ) 実効性の維持

改善策として、システムコンティンジェンシープランに基づく訓練を行うとしているが、訓練は一度も実施されていない。また、組織変更等に伴う見直しもされておらず、システムコンティンジェンシープランは実効性を欠いた不十分なものとなっている。

ホ システム監査

改善策として、外部システム監査を実施し、内部監査部門がチェックするとしているが、外部システム監査等の結果は内部監査部門に伝達されておらず、チェックする態勢となっていない。

② その他

上記①のほか、以下のシステムリスク管理態勢の不備が認められた。

イ システム監査

(イ) 内部システム監査

監査担当者がシステムの専門家でないなど、内部システム監査は、実効性のないものとなっている。

(ロ) 外部システム監査

外部システム監査において、安全対策に関する重要な指摘を受けているにもかかわらず、その対応がなされていない。

ロ 安全対策の整備

安全対策としての品質管理の主要な項目である設計レビュー及びテスト結果レビューについて、これらが実施されていないなど、品質管理が不十分な状況が認められた。

ハ 障害発生時の対応

(イ) 顧客への対応

当社は、顧客の注文を市場に発注できないなどのシステム障害が発生した場合においては、免責事項を理由に、損失補てん等の是正措置は、原則として行わないこととしている。しかしながら、他の証券会社から取次ぎを受けた顧客に対しては、当該他の証券会社を介して損失補てん等の是正措置を行っており、顧客間で不平等な取扱いをしていた。

(ロ) 原因分析等

当社は、システム障害発生時における対応手順を定めていなかったことなどから、的確でない複数の復旧作業により、システム障害をさらに拡大させているが、障害を拡大させた原因となる復旧作業の特定を行っておらず、当該システム障害の発生原因の分析が不十分なものとなっている

・ 勧告年月日

平成 20 年 5 月 13 日

・ 勧告対象

当社

・ 行政処分の内容

① 業務停止命令

全ての金融商品取引業務の停止 5 営業日

② 業務改善命令（イ 外部監査等によりシステムリスク管理態勢を総点検し、抜本的な改善策を策定・実行すること、ロ 顧客分別金の管理態勢の見直しを行い、再発防止策を策定・実行すること、ハ 電子メールアドレス等が同一である顧客口座の名寄せを定期的に行い、なりすましの疑いがある顧客口座に対して本人確認を的確に実施するための措置を講じること、ニ 顧客に対して今回の行政処分の内容を周知するとともに、適切な対応を行うこと、ホ 全役職員に対して法令遵守の徹底を図るための措置を講じること、ヘ 今回の法令違反に係る責任の明確化を図ること）

(注) 上記処分の内容は、この法令違反とともに勧告の対象とした(25)の「分別管理に係る顧客分別金信託額が不足している状況」、(26)の「取引の相手方が取引の名義人等になりすましている疑いがある場合における顧客等の本人確認の未済」に係る処分を含む。

(25) 分別管理に係る顧客分別金信託額が不足している状況〔金商法第 43 条の 2 第 2 項違反〕

- ユナイテッドワールド証券株式会社は、平成 19 年 5 月、顧客の預り金の一部を顧客分別金として信託していなかったことから、顧客分別金必要額に比して顧客分別金信託額が不足する状況となり、これを同年 11 月に認識したにもかかわらず、その状況を継続させ、検査基準日（平成 20 年 2 月 5 日）の直近差替計算基準日（同月 1 日）現在においても顧

客分別金信託額が不足していた。

- ・ 勧告対象

当社

(注) 勧告年月日、行政処分の内容については、(24) の「システムリスク管理態勢の不備」を参照。

(26) 取引の相手方が取引の名義人等になりすましている疑いがある場合における顧客等の本人確認の未済〔本人確認法第3条第1項及び第2項違反〕

- ユナイテッドワールド証券株式会社は、平成17年5月、同18年10月及び同19年5月、電子メールアドレス等が同一である顧客口座の名寄せを行い、取引の相手方が取引の名義人等になりすましている疑いのある「異姓異住所」口座等を多数抽出したにもかかわらず、必要な本人確認態勢を整備していなかったことから、これらの口座におけるその後の取引に際し、金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律に基づく本人確認を行っていなかった。

- ・ 勧告対象

当社

(注) 勧告年月日、行政処分内容及び外務員処分の内容については、(24) の「システムリスク管理態勢の不備」を参照。

(27) 受託契約等の締結の勧誘を受けた顧客が当該受託契約等を締結しない旨の意思を表示したにもかかわらず、当該勧誘を継続する行為〔金先法第76条第5号該当〕

- ヒロセ通商株式会社監査係取締役は、平成17年6月頃、その業務に関し、同年6月までの外国為替証拠金取引に係る勧誘活動において、当社がFX取引に興味があるとした見込先については、改正金融先物取引法が施行される同年7月1日以降も継続して受託契約等の締結の勧誘を行うことを顧客係課長らに指示し、これを受けた顧客係課長らは、同年7月以降、当社が雇用したパート職員及び派遣社員に当該指示を伝え、顧客係課長及び当該パート職員等は、多数の見込先に対し、電話をかけて受託契約等の締結の勧誘を行っていた。

このような状況の中、顧客係課長及びパート職員1名は、平成17年7月から同18年12月までの間、少なくとも見込先延べ346名に対し電話をかけて受託契約等の締結の勧誘を行い、このうち、同18年3月から同年11月までの間、少なくとも41名の顧客が受託契約等を締結しない旨の意思又は当該勧誘を引き続き受けることを希望しない旨の意思を表示したにもかかわらず、同年3月から同年12月までの間、これらの顧客に対し、電話をかけて受託契約等の締結の勧誘を継続した。

- ・ 勧告年月日

平成20年6月20日

- ・ 勧告対象

当社及び外務員2名

- ・ 行政処分の内容

業務改善命令（イ 今般の法令違反行為の責任の所在を明確化すること、ロ 法令違反の根絶に向けた再発防止策（十分な社内研修の実施等含む）を策定し、役職員への周知徹底を図ること、ハ 内部管理態勢（社内検査態勢含む）を充実・強化させること、ニ 法令遵守に関する経営管理態勢の改善を図ること）

- ・ 外務員処分の内容

未定

(28) 外務員登録を受けた者以外の者に外務員の職務を行わせる行為〔証取法第 65 条の 2 第 5 項において準用する同法第 64 条第 2 項違反〕

- 株式会社愛知銀行個人部ダイレクトバンキングセンター長は、その業務に関し、平成 17 年 9 月から同 19 年 3 月までの間、外務員登録を受けていない延べ 79 名の同センターに所属する派遣社員及びパート社員に、電話による個人向け国債の勧誘を行わせていた。

- ・ 勧告年月日
平成 20 年 6 月 24 日
- ・ 勧告対象
当社及び外務員 1 名
- ・ 行政処分の内容
業務改善命令（イ 無登録者による金融商品の勧誘行為が再び発生した原因を究明すること、ロ 原因究明を踏まえ、実効性のある再発防止策を策定・実行すること、ハ 金融商品取引業務に携わる役職員に対して、法令遵守意識の徹底を図ること、ニ 本件法令違反行為の責任の所在の明確化を図ること）
- ・ 外務員処分の内容
未定

(29) 金融商品取引業者の役員による投機的利益の追求を目的とした有価証券の売買〔金商法第 38 条第 6 号に基づく金商業等府令第 117 条第 1 項第 12 号該当〕

- 荒町証券株式会社専務取締役は、平成 17 年 11 月から同 20 年 1 月までの間、専ら投機的な利益の追求を目的として、自己の計算に基づく株式の売買を多数回にわたり行った。

- ・ 勧告年月日
平成 20 年 6 月 25 日
- ・ 勧告対象
外務員 1 名
- ・ 行政処分の内容
未定

(30) 本人確認を行わない行為及び検査忌避行為〔本人確認法第 3 条第 1 項違反、金商法第 198 条の 6 第 11 号該当〕

- ① 仮名取引の疑いがある状況において本人確認を行わないまま取引の受託を継続していた行為

大和証券株式会社名古屋支店上席コンサルタント部第 2 課次長（以下「第 2 課次長」という。）は、顧客 A の紹介にて顧客 A 同席のもと顧客 B と面談の上、顧客 B 名義の口座を平成 18 年 7 月 6 日に開設したが、その際、顧客 B を顧客 A の親族であると安易に思い込み、両者の関係についての確認を行わなかった。その後も、第 2 課次長は、当該口座における取引等（新規公開株式に係るブックビルディングの申込みや当該株式の取得後の売却及び売却代金の出金指示等）の受託及び約定報告を、すべて顧客 A との間でのみ行い、取り分けブックビルディングの申込みに関しては、社内において、口座名義人本人から受けるよう再三指示されていたにもかかわらず、顧客 A からの申込みを受け続け、その間、顧客 B とは一度も面談及び電話連絡を行っておらず、また、顧客 B の属性や資金の性格等についての確認も行っていなかった。

このように、仮名取引の疑いがある状況において、口座名義人本人についての本人確認を行わないまま、平成 18 年 7 月 12 日から同 19 年 12 月 10 日までの間、当該口座における取引等を受託していた事実が認められた。

② 検査忌避行為

第 2 課次長は、今回検査における名古屋支店への臨店検査期間中である平成 20 年 2 月 4 日、顧客 A に電話連絡し、顧客 B 名義の取引には仮名取引の疑いがあると認識した上で、それが発覚しないようにするため、口裏合わせの依頼を行った。

また、第 2 課次長は、顧客 B の口座の受注形態に関して、検査官から質問を受けた際、すべて顧客 A からの受注であったにもかかわらず、顧客 B 本人から受注している旨の虚偽の回答を行っていた事実が認められた。

さらに、第 2 課次長は、上記の口裏合わせを確実なものにするため、顧客 A からの依頼に基づき、社内規則で定められている個人情報持出しの手続きをとることなく、顧客 B 名義の口座の取引明細等を社外に持ち出し、顧客 A の自宅及び顧客 A の会社の事務所へファックスで送付したという事実も認められた。

- ・ 勧告年月日
平成 20 年 6 月 27 日
- ・ 勧告対象
外務員 1 名
- ・ 行政処分の内容
未定

2 投資運用業者、投資助言・代理業者等に対する検査結果に基づく勧告

(1) 投資一任契約に係る業務の認可取得前にファンドの一任運用をする行為〔投資顧問業法第 24 条第 1 項違反〕

- ムーンライトキャピタル株式会社は、平成 15 年 8 月 26 日に運用会社との間で投資顧問（助言）契約を締結し、その運用に関し助言を行っていたとするファンドについて、投資一任契約に係る業務の認可を受けた同年 12 月 3 日の前に事実上投資一任契約を締結し、その一任運用を行っていた。

- ・ 勧告年月日
平成 19 年 11 月 16 日
- ・ 勧告対象
当社
- ・ 行政処分の内容
 - ① 業務停止命令
新規の投資一任契約締結の禁止及び新規の投資顧問契約締結の禁止 1 か月間
 - ② 業務改善命令（イ 本件の法令違反行為の責任を明確化すること、ロ 内部管理態勢の充実・強化を図るとともに、法令違反の根絶に向けた再発防止策を策定し、役職員に周知徹底すること、ハ 法令遵守に関する経営管理態勢の改善を図ること、ニ 社内検査態勢の充実のための方策を講じること）

(2) 投資法人が、資産運用会社の利害関係人が本来負担すべきであった費用を負担している状況〔投信法第 214 条第 1 項該当〕

- ① ジャパン・ホテル・アンド・リゾート投資法人は、平成 17 年 12 月 14 日、当投資法人

が資産運用を委託しているジャパン・ホテル・アンド・リゾート株式会社（以下「当運用会社」という。）の利害関係人（以下「本件利害関係人」という。）との間で、当投資法人の運用資産として予定していた建物（以下「本件建物」という。）の取得に関し、不動産信託受益権譲渡契約を締結した。その際、当投資法人と本件利害関係人は、本件建物に係る信託受益権の譲渡日までに本件利害関係人が発注することとなっていたテナント集合看板（以下「本件看板」という。）に関する費用（以下「本件看板費用」という。）を本件利害関係人が負担することで合意した。

② 当投資法人の執行役員（当時）は、平成 18 年 2 月末日頃、本件建物の賃借人（以下「本件賃借人」という。）から、本件利害関係人が未発注のままにしていた本件看板の設置を求められた際、本件看板費用については本件利害関係人が本来負担すべきものであることを認識しながら、当投資法人が本件看板費用を負担するという前提で、本件看板の設置を本件賃借人をして外部業者に対して発注させることとし、その後、同年 4 月 17 日には、当投資法人を代表して、本件利害関係人との間で、本件看板費用を本件利害関係人の負担から当投資法人の負担に変更する旨の覚書（以下「本件覚書」という。）を締結した（なお、同人は、本件覚書を締結することに関して、当投資法人の他の役員には、あえて何ら相談・報告を行っていない。）。

③ 当投資法人は、本件覚書に従い、同年 5 月 1 日に 1,106,910 円を、また、同年 7 月 10 日に 1,234,380 円を本件看板の設置工事を施工した外部業者に支払うことにより、本件看板費用として合計 2,341,290 円を負担した。

- ・ 勧告年月日

平成 20 年 2 月 29 日

- ・ 勧告対象

当社

- ・ 行政処分の内容

業務改善命令（イ 投資法人として、業務の健全かつ適切な運営を実現するため、法令等遵守態勢の充実・強化を図ること、ロ 実効性のある再発防止策を策定・実施し、責任の所在の明確化を図ること。）

(3) 利益相反状況における資産運用会社の忠実義務違反〔投信法第 34 条の 2 第 1 項違反〕

① ジャパン・ホテル・アンド・リゾート投資法人は、平成 17 年 12 月 14 日、当投資法人が資産運用を委託しているジャパン・ホテル・アンド・リゾート株式会社（以下「当運用会社」という。）の利害関係人（以下「本件利害関係人」という。）との間で、当投資法人の運用資産として予定していた建物（以下「本件建物」という。）の取得に関し、不動産信託受益権譲渡契約（以下「本件譲渡契約」という。）を締結した。その際、当投資法人と本件利害関係人は、本件建物に係る信託受益権の譲渡日までに本件利害関係人が発注することとなっていたテナント集合看板（以下「本件看板」という。）に関する費用（以下「本件看板費用」という。）を本件利害関係人が負担することで合意した。

② 当投資法人の執行役員（当時）は、平成 18 年 2 月末日頃、本件建物の賃借人（以下「本件賃借人」という。）から、本件利害関係人が未発注のままにしていた本件看板の設置を求められた際、本件看板費用については本件利害関係人が本来負担すべきものであることを認識しながら、当投資法人が本件看板費用を負担するという前提で、本件看板の設置を本件賃借人をして外部業者に対して発注させることとし、その後、同年 4 月 17 日には、当投資法人を代表して、本件利害関係人との間で、本件看板費用を本件利害関係人の負担から当投資法人の負担に変更する旨の覚書（以下「本件覚書」という。）を締結した（なお、

同人は、本件覚書を締結することに関して、当投資法人の他の役員にも、当運用会社の役員にも、あえて何ら相談・報告を行っていない。）。

- ③ 当運用会社の代表取締役（当時。なお、当投資法人の上記執行役員が当時当該役職を兼務していた。）は、本件看板費用については、当初の本件譲渡契約では本件利害関係人が負担すべきものとされており、本件覚書の締結により当投資法人が負担することになったことを認識しながら、本件賃借人に対して、本件看板費用を当投資法人が費用負担する資本的支出として処理することを求める申請書を当運用会社に対して提出するよう指示した。当該指示を受けて、当該賃借人は、当運用会社に対して当該申請書を提出したところ、当運用会社代表取締役及び同社管理本部長（当時）は、同年4月26日及び5月16日、何らの異議なく、当該申請を承認した。

- ・ 勧告年月日

平成20年2月29日

- ・ 勧告対象

当社

- ・ 行政処分の内容

業務改善命令（イ 投資運用業者として、公正かつ適切な業務運営を実現するため、法令等遵守に係る経営姿勢の明確化、経営陣による責任ある法令等遵守態勢及び内部管理体制の構築、並びにこれらを着実に実現するための業務運営方法の見直しを図ること、ロ 実効性のある再発防止策を策定・実施し、責任の所在の明確化を図ること。）

(4) 不適切な利益相反管理態勢〔金商法第51条該当〕

- プロスペクト・レジデンシャル・アドバイザーズ株式会社は、プロスペクト・レジデンシャル投資法人（以下「当投資法人」という。）との間で締結した資産の運用に係る委託契約に基づき行っている本投資法人の資産の運用において、当社の親会社等の利害関係を有する者（以下「当社の利害関係者」という。）からの取得となる不動産の鑑定評価を依頼するに際し、以下のとおり、利益相反防止の観点から問題となる、不動産鑑定業者の独立性を損なう不適切な働きかけを行い、また、不適切な不動産鑑定業者選定プロセスをとっていた。

① 不動産鑑定業者への不適切な働きかけ

当社は、当社の利害関係者からの取得となる3物件の不動産の鑑定評価を依頼するに際し、概算の鑑定評価額（以下「概算評価額」という。）の算定を依頼した不動産鑑定業者に対し、売主の売却希望価格と同額以上で概算評価額の算定をするよう依頼し、不動産鑑定業者の独立性を損なう不適切な働きかけを行い、特に、うち1物件の不動産については、概算評価額が売主の売却希望価格に必ず到達するよう、特段の働きかけを行っていた。

② 不適切な不動産鑑定業者選定プロセス

当社は、当社の利害関係者からの取得となる5物件の不動産の鑑定評価を依頼するに際し、複数の不動産鑑定業者に対し、売主の売却希望価格を伝えただけで概算評価額の算定を依頼し、概算評価額が売主の売却希望価格に達しない場合には、当該希望価格以上又はそれに近似する額が提示されるまで、不動産鑑定業者を追加して概算評価額の算定を依頼するとともに、いずれの物件についても、最高価格であり、売主の売却希望価格以上又はそれに近似する概算評価額を提示した不動産鑑定業者に鑑定評価を依頼する、売主の売却希望価格を最優先とした不適切な不動産鑑定業者選定プロ

セスをとっていた。

- ・ 勧告年月日
平成 20 年 6 月 17 日
- ・ 勧告対象
当社
- ・ 行政処分の内容
未定

(5) 不動産鑑定業者に対する不適切な資料提供に係る善管注意義務違反〔投信法第 34 条の 2 第 2 項違反〕

- プロスペクト・レジデンシャル・アドバイザーズ株式会社は、当社の利害関係者からの取得となる不動産の鑑定評価を依頼するに際し、不動産鑑定業者に対し、不適切な資料の提供をし、必要な資料の提供をしなかった。

(注) 勧告年月日、行政処分の内容については、(4) の「**不適切な利益相反管理態勢**」を参照。

3 自主規制機関等に対する検査結果に基づく勧告

(1) 上場審査業務に係る不備〔金商法第 153 条該当〕

- 株式会社名古屋証券取引所は、その開設する取引所金融商品市場であるセントレックスへの有価証券の上場審査において、複数の銘柄に関し、その成長可能性を判断するに際し、利益計画の策定根拠及びその合理性、妥当性の一部について、実現可能性等の観点から十分な審査を行っていない不備が認められた。

(参考)

具体的には、複数の上場申請会社について、①上場申請当期に著しい予実の差異が生じ、かつ、その前期に売上計上の是非に関連し監査法人が変更されている、②上場申請の直後に当該期の売上高等が数回にわたり減額された結果、売上高の上昇基調が継続していると判断し得る最低水準にとどまる等の事実が認められているなど、十分な審査が求められる状況であったにもかかわらず、当取引所が、十分な審査を行っていないといった不備が認められた。

- ・ 勧告年月日
平成 19 年 12 月 13 日
- ・ 勧告対象
当社
- ・ 行政処分の内容

業務改善命令（証券監視委から指摘された各事項について、名古屋証券取引所としてその発生原因や問題点等について分析、検証を行った上で、具体的かつ実効性のある改善策を講じること。）

(注) 上記処分の内容は、この法令違反とともに勧告の対象とした (2) の「**前回検査指摘事項等の改善措置の実施状況等に係る不備**」に係る処分を含む。

(2) 前回検査指摘事項等の改善措置の実施状況等に係る不備〔金商法第 153 条該当〕

- 株式会社名古屋証券取引所は、前回の証券監視委検査及び金融庁検査において不備を指摘された事項等について、改善報告書を提出し改善措置を講じているとしていたにもかかわらず、一部の指摘事項等への改善措置の実施状況等に不備が認められた。

(参考)

具体的には、①審査業務について、売買審査の結果等の情報を利用するよう指摘されていたが、結果的にその改善が図られていなかった、②売買審査業務については、前回検査の指摘事項の改善は図られていたものの、株価形成に係る売買審査の審査項目等に不備があり、その実効性が不十分であるといった不備が認められた。

- ・ 勧告対象

当社

(注) 勧告年月日及び行政処分の内容については、(1)の「上場審査業務に係る不備」を参照。

(3) 品貸入札における不公正な調整について〔金商法第156条の33該当〕

- 日本証券金融株式会社は、貸借取引における貸株超過銘柄については、当該銘柄を保有する証券会社及び生命保険会社、損害保険会社等を参加者とする入札（以下「品貸入札」という。）により、貸付料率（以下「品貸料」という。）を決定し、株券を調達することとしている。

しかしながら、同社においては、一部の銘柄に係る品貸入札において特定の入札参加者に対し、料率及び株数といった入札条件の変更などを要請し、不公正な入札調整を行うことにより、品貸料を引き上げていた事実が認められた。なお、当該入札調整は、遅くとも平成10年6月頃から行われていたものと認められる。

- ・ 勧告年月日

平成19年12月14日

- ・ 勧告対象

当社

- ・ 行政処分の内容

業務改善命令（イ 内部管理態勢及びコンプライアンス態勢のあり方について検証するとともに、責任の所在の明確化を図ること、ロ 役職員の投資者保護の意識を高め、当社が定める各種規定を遵守し、公正かつ適切に業務運営がなされるよう必要な研修及び周知徹底すること、ハ 内部監査部門の抜本的な改善・強化により監査機能の実効性を確保すること、ニ 当社の関連規程及び業務運営について、公正性及び適切性を確保するための改善の余地を検証すること、ホ 品貸入札業務に係る取引記録について、事後的に検証できるよう必要な整備を行うこと、ヘ イ～ホを踏まえ、再発防止策を策定し、実施すること、ト 改善を行った取り組みについて公表すること。）

第8 平成 20 事務年度証券検査基本方針及び証券検査基本計画

平成 20 事務年度（平成 20 年 7 月 1 日から平成 21 年 6 月 30 日まで）については、平成 20 年 7 月、証券検査基本方針及び証券検査基本計画を以下のとおり定めた。

平成 20 事務年度証券検査基本方針及び証券検査基本計画

第 1 証券検査基本方針

1. 基本的考え方

証券取引等監視委員会（以下「証券監視委」という。）の基本的使命は、取引の公正の確保を図り、市場に対する投資者を含めた市場参加者の信頼を保持することにある。これを実現するために、市場の仲介者である金融商品取引業者等に対して、証券検査（以下「検査」という。）を厳正かつ適切に実施することが、検査に求められる最も重要な役割である。また、金融商品取引業者等自身にも、市場の実情に精通する者として、自らを律して投資者からの信頼や公正・健全な市場の確保のために貢献するゲートキーパーとしての役割が期待されている。金融商品取引業者等との対話を通じ、そうしたゲートキーパーとしての自覚を促すことも検査の重要な役割である。

我が国金融・資本市場は、金融商品・取引の複雑化・多様化・グローバル化といった環境の変化や、金融商品取引法の改正をはじめとする制度の変革など、ダイナミックな状況変化に直面している。このような局面変化に対応するため、また、金融・資本市場の活性化、国際競争力の強化を進めるため、金融庁においては、市場参加者にとってより質の高い規制を目指すベター・レギュレーションの取組みが行われている。国際的にも、各国証券規制当局において、同様の取組みが既に行われてきているところである。

証券監視委においては、こうした国内外の動きを踏まえた対応を本格化させる必要がある。もとよりベター・レギュレーションとは、投資者を含めた市場参加者にとって、より良い規制を目指すものであり、そして、市場参加者にとって望ましい検査の姿とは、効率的かつ効果的な検査であると考ええる。

「効率的な検査」とは、単にリスクに基づく密度の濃い検査を行うということだけではない。金融商品取引業者等における内部管理態勢の充実、そして市場規律の強化による、金融商品取引業者等自身による自己改善努力を最大限に活かし、これを補完するような検査を行うことである。そして、「効果的な検査」とは、検査の結果が金融商品取引業者等の内部管理態勢の持続的な改善、ひいては市場参加者による信頼の向上に確実に結びつくような検査を行うことである。そして、こうした効率的かつ効果的な検査を実現するためにも、金融商品取引業者等との対話と、関係部局等との連携は、不可欠な前提であると考ええる。

具体的には、以下の点に留意しつつ、効率的かつ効果的な検査を行う。

- ① 市場ルールに関する違反行為の検証を行うとともに、金融商品取引業者等の経営管理態勢等の態勢整備に着目したプリンシプル・ベースも踏まえた検査を行う。
- ② 検査対象先の選定にあたっては、内在するリスクをできるだけ早く認識し、検査対象先のリスクの所在を分析するとともに、当該リスクに焦点を当てたメリハリのある検査を行う。
- ③ 実効性のある内部管理態勢の整備に向けた金融商品取引業者等の自主的な取組みに資するよう、双方向の対話等を重視した検査を行う。

- ④ 検査の透明性・予測可能性を向上させるため、必要に応じ、「金融商品取引業者等検査マニュアル」の見直しを図るとともに、これを公表する。

他方、サブプライムローン問題を通じて顕在化した、証券化商品の世界的な広がり、それに伴うリスク管理上の問題を踏まえ、特に、証券化商品の組成、引受、販売等を行う金融商品取引業者の引受審査態勢、リスク管理態勢及び販売管理態勢等に着目して検証を行っていく必要がある。

また、今般、金融商品取引法が改正され、多様な質の高い金融サービスの提供の実現に向け、証券・銀行等間のファイアーウォール規制が見直されるとともに、利益相反管理体制の構築が求められることになる。証券監視委としては、これを踏まえた対応も必要となる。

さらに、証券監視委は、必要に応じ、金融庁等に対し、行政処分について勧告等を行うとともに、新たな市場ルールの整備についても関心を持って、建議を含めた適切な対応を図っていくこととする。

2. 平成 20 事務年度の検査実施方針

(1) 効率的かつ効果的な検査に向けて

① リスクに基づいた密度の濃い検査

機動的かつ効率的な検査を実施する観点から、リスクに基づいた検査計画を策定する。市場動向等を的確に捉えた情報収集・分析を行うと同時に、検査対象先の市場における位置付けや抱えている問題点などを総合的に勘案し、検査対象先を弾力的に選定し、検査の優先度を判断する。その際、市場をめぐる横断的なテーマが認められる場合には、必要に応じ、共通の課題のある検査対象先に対して機動的に特別検査も行う。さらに、業務改善命令が行われた問題点や検査で指摘した問題点の改善状況を中心に検証を行う特別検査（「フォローアップ検査」）も必要に応じ実施する。

② 関係部局等との連携強化

検査の効率性及び実効性を高めるため、検査官に対するバックオフィスによるサポート体制の充実を図るとともに、財務局監視官部門との間においても、検査手法や問題意識を共有するため、合同検査の積極化や検査官の交流等を図る。

さらに、以下のように、関係部局等とも連携を強化し、問題意識の共有と目線の統一を目指す。

- ・ 監督部局との間では、適切な役割分担のもと、監督を通じて把握された検査に有効な情報や、検査を通じて把握された監督に有効な情報を交換することによって、相互の問題意識や情報を共有するなど、適切な連携を図る。
- ・ 金融庁検査局との間では、問題意識等を共有し、同一グループ内の検査対象先に対する検査を円滑に実施する観点等から、必要に応じ、金融コングロマリットを構成するグループ内の検査対象先に対する同時検査を実施するとともに、情報交換を行うなど、必要な連携を図る。
- ・ 自主規制機関との間では、業界や自主規制機能の発揮の状況について実態把握に努める観点から、定期的もしくは随時に情報交換を行うなど、必要な連携を一層強化する。
- ・ 外国証券規制当局との間では、外資系の検査対象先や海外にも拠点を置く本邦の検査対象先に関して、必要な情報交換を行うなど、連携を強化する。

③ 検査マニュアルの見直しの公表

今般の金融商品取引法改正により、役職員の兼職規制が撤廃されることに伴い、金融グループとしての総合的な内部管理体制の構築を促進する観点から、利益相反管理体制の整備が義務付けられるとともに、こうした体制整備に係る検査権限が証券監視委に付与される。これを踏まえ、検査の着眼点等を定めた「金融商品取引業者等検査マニュアル」を改訂し、検査の透明性確保の観点から公表する。

④ 金融商品取引業者等の自助努力（内部管理態勢のあり方）の検証

検査において認められた業務運営上の問題については、その事実関係や経緯等を分析することにより、法令に抵触するか否かにとどまらず、検査マニュアル中の「金融商品取引業者等のあるべき姿」を想定しつつ、検査対象先の内部管理態勢面からも検証する。内部管理態勢のあり方は検査対象先の姿勢を把握する上で重要な要素であることを踏まえ、形式的な管理体制のみならず、その有効性及び実効性についても深度ある検証を行う。なお、問題の把握に当たっては、検査対象先の組織としての責任について重点的に検証を行う。

⑤ グループ一体型検査の着眼点

同一のグループ内の金融商品取引業者等に対して実施するグループ一体型検査におけるグループ内取引の検証に際しては、顧客情報の取扱いや利益相反取引の防止など、内部管理態勢の状況にかかる検証を行う。特に、利益相反取引については、今般の金融商品取引法改正により、金融グループとしての利益相反管理体制の整備が義務付けられることから、グループ会社に係る取引に伴い、顧客の利益が不当に害されていないか等その実効性について検証する。さらに、グループ内企業が検査対象先に及ぼす影響等の検証の観点から、必要に応じ、持株会社等グループ全体を実態把握することとする。

(2) 重点検証分野

① 金融商品取引業者等の市場仲介機能に係る検証

公正・透明な質の高い金融・資本市場を形成していく上で、金融商品取引業者が顧客管理、売買審査、引受審査等を通じて、市場を悪用あるいは濫用する者の参加を未然に防止する、ゲートキーパーとしての役割を果たすことが極めて重要であることから、その役割を適切に果たしているかについて検証する。

このうち反社会的勢力への対応について、情報収集等により反社会的勢力との取引を未然に防止する態勢の整備に努めているかについて検証する。また、疑わしい取引の届出について、社内基準の作成等により制度の実効性を確保するための態勢の整備に努めているかについて検証する。その際、口座開設時における本人確認が適切に行われているかについても検証する。

また、資本市場の機能の十全な発揮と健全な発展を図るため、有価証券の引受業務を行う際に、引受審査、情報管理、売買管理、配分等の業務が投資者保護の観点から適切に行われているか等について検証する。なお、CDO等の証券化商品の組成、引受、販売等を行う金融商品取引業者に対しては、その引受審査態勢、リスク管理態勢及び販売管理態勢等についても検証する。

さらに、システム障害の問題等が円滑な有価証券の流通の障害となることのないよう、引き続きシステムリスク等が適切に管理されているかについて検証する。なお、金融商品取引

業者等における株券電子化への対応状況についても、関係部局と連携しつつ、適切に対応する。

② 法人関係情報の管理態勢（不公正な内部者取引の未然防止）に係る検証

不公正な内部者取引を未然に防止する観点から、金融商品取引業者及び登録金融機関において法人関係情報が適切に管理されているか、具体的には、法人関係情報の登録、役職員による株式取引、情報漏洩及び売買審査等について、実効性のある管理態勢が構築されているか等の観点から検証する。

③ 投資運用業者等の業務の適切性に係る検証

投資運用業者等は投資者から信任を受け、投資者の利益のために運用を行う者であるが、その運用状況を投資者がチェックすることは非常に困難であること等を踏まえ、投資者保護等を図る観点から、投資運用業者等に対し、忠実義務や善管注意義務等の法令等遵守状況を引き続き検証する。特に、不動産投資法人の資産を運用する投資運用業者については、忠実義務等の法令等遵守状況や、利益相反管理態勢並びにデューデューリジェンスが有効に機能しているかについて検証する。

④ 公正な価格形成を阻害するおそれのある行為の検証

公正な価格形成は、公正かつ透明性の高い健全な金融・資本市場の構築のための根幹となるものであるが、これを阻害するおそれのある行為だけでなく、その売買管理態勢等に対する検証を行う。

また、インターネット取引やDMAを通じた電子媒体取引を取り扱う金融商品取引業者に対しては、顧客の注文がそのまま市場に取り次がれるといった特質を考慮した売買管理態勢等についても検証する。

⑤ 投資勧誘の状況や分別管理の適切性に係る検証

投資者保護及び誠実かつ公正な営業姿勢を確保する観点から、適切な投資勧誘が行われているかについて検証する。投資勧誘状況の検証に当たっては、顧客の知識、経験等の状況を総合的に考慮して、それに見合った説明責任が果たされているかなど、特に適合性原則の観点から検証する。このほか、投資者が最初に商品について接する媒体である広告の中で、投資効果や市場要因の変化の状況等について誤解を生ぜしめるべき表示等を行っていないか検証する。

また、外国為替証拠金取引を取扱う金融商品取引業者を含め、分別管理等の適切性や、財務の健全性の確保の状況についても検証する。

⑥ 自主規制機関の適切な機能発揮等のための検証

自主規制機関については、自主規制業務が実効性の高いものとなっているか、その機能が適切に発揮されているか、機能発揮のために十分な態勢が整えられているかについて検証する。具体的には、会員等に対する規則の制定、考査等及び処分等を行う業務、上場審査・管理を行う業務等について検証する。なお、上場審査・管理の検証に当たっては、発行会社・上場会社への反社会的勢力の関与に係る情報収集を行う等、反社会的勢力の金融・資本市場への介入を防止するための取組状況等についても検証する。

さらに、市場インフラとしての取引所の重要性を踏まえ、システムリスク管理など取引所

が開設する金融商品市場の運営を円滑かつ適切に行う態勢を構築しているかについて検証する。

⑦ 新たな検査対象先・金融商品等に係る検証

証券監視委の検査対象範囲が拡大したことを踏まえ、引き続き、集団投資スキーム（いわゆるファンド）等新たに検査対象先となった業者等の実態把握に努めるとともに、投資者保護を念頭に検査手法やノウハウの確立に取り組むこととする。

⑧ 過去の検査における問題点の改善状況

過去に指摘されている法令違反行為事項等が依然として改善されていない事例が認められていることに鑑み、前回検査で指摘した問題点の指摘事項の改善状況等について検証し、繰り返し同様の問題点が認められる場合には、厳しく対処する。

第2 証券検査基本計画

第1種金融商品取引業者等

130社（うち財務局等が行うもの110社）
[98社（82社）]

投資運用業者、投資助言・代理業者

70社（うち財務局等が行うもの35社）
[52社（26社）]

自主規制機関

必要に応じて実施

第2種金融商品取引業者等

必要に応じて実施

（注1）特別検査等を実施することにより、上記検査先については変動があり得る。

（注2）[]の数字は平成21年3月末までに着手予定の件数。平成21事務年度より7月～6月ベースではなく、会計年度（4月～3月）ベースに移行して当該基本方針及び基本計画を公表予定。

第4章 不公正取引及びディスクロージャーに関する調査等

第1 概 説

相場操縦やインサイダー取引(内部者取引)、風説の流布や偽計といったいわゆる不公正取引は、市場の公正性・透明性を損ね、投資者を欺く行為である。

また、市場原理が働く公正な市場を実現するためには、情報が適正に開示されることが不可欠であり、ディスクロージャー制度は金融・資本市場を支える最も基本的な制度である。

証券監視委では、金融・商品取引の複雑化・多様化・グローバル化といった環境変化に対応し、機動性・戦略性の高い市場監視を実現するために、課徴金制度の特性を活かした迅速・効率的な調査を行うとともに、悪質な事案に対しては、犯則調査を実施し刑事告発を行うことにより金融・資本市場に対する信頼性の確保及び投資者の保護に努めている。

平成17年4月から導入されている課徴金制度は、法令違反行為に対して審判手続という裁判に似た手続を経て、行政処分として課徴金を課すものであり、刑事裁判に比べれば立証の程度が少なく済む。

平成19事務年度の特色としては、このような課徴金制度の特性を活かして迅速・効率的な調査の実施に努め、課徴金制度の一層の活用を図り、その結果、課徴金納付命令の発出を求める勧告の件数は、不公正取引に係る事案について、平成18事務年度は9件であったものが、平成19事務年度においては21件、また、開示に係る事案については、平成18事務年度は5件であったものが、平成19事務年度においては10件となっている。

また、犯則事件調査については、平成19事務年度において相場操縦事案4件、インサイダー取引(内部者取引)事案2件、風説の流布事案1件、有価証券報告書等の虚偽記載事案2件に加え、複合的な態様が組み合わさった偽計事案1件の合計10件の告発を行い、幅広い態様の事案を手掛けることで、効果的に市場監視を行った。

なお、平成18年6月に成立した「証券取引法等の一部を改正する法律」により、平成20年4月1日以後に開始する事業年度から、上場会社等に対して四半期報告書、内部統制報告書及び確認書の提出が義務付けられた。併せてこれらの書類が開示検査の対象になり、四半期報告書の虚偽記載が課徴金の対象となるとともに、四半期報告書及び内部統制報告書の虚偽記載及び不提出が、犯則事件調査の対象となった。

証券監視委としては、課徴金調査・開示検査及び犯則事件調査の体制の充実・強化を中心として増員を行うなど、課徴金調査・開示検査及び犯則事件調査の対象範囲の拡大等に適切に対応している。

第2 課徴金調査等

1 課徴金制度の目的

内部者取引等の違反行為に対しては、主として刑事罰によって実効性の確保を図ってきたところ、平成16年における証取法の改正により、刑事罰に加えて、平成17年4月に課徴金制度が導入された。

課徴金制度は、違反行為の抑止を図り、規制の実効性を確保するという行政目的を達成するため、金商法上の一定の規定に違反した者に対して、金銭的負担を課する行政上の措置である。金銭的負担の水準は、違反行為によって違反行為者が得られる経済的利得相当額を基準に法定されている。

この課徴金制度の導入に伴い、平成 17 年 4 月 1 日、課徴金の対象となる違反行為を取り締まることを目的とし、証券監視委に課徴金調査・有価証券報告書等検査室が設置された。さらに、平成 18 年 7 月に「課徴金・開示検査課」に改組され、体制の強化が図られている。

証券監視委は、課徴金に係る必要な調査を行い、その結果、違反行為が認められれば、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して課徴金納付命令の発出を求める勧告を行うこととなる（設置法第 20 条）。

なお、課徴金納付命令の発出を求める勧告が行われた場合には、金融庁長官（内閣総理大臣より委任）は、審判手続開始の決定を行い、審判官が、審判手続を経た上、事件についての決定案を作成し、金融庁長官（内閣総理大臣より委任）が決定案に基づき課徴金の納付を命ずる決定を行うことになる（68 ページ参照）。

2 課徴金の対象となる行為及び課徴金額

具体的な課徴金の対象となる行為及び課徴金額は、以下のとおりである。

- (1) 虚偽の有価証券届出書（募集・売出しの発行開示）等の提出により有価証券を取得させ、売り付ける行為（金商法第 172 条）

課徴金額：募集・売出価額の 100 分の 1（株券等は 100 分の 2）

- (2) 虚偽の有価証券報告書（事業年度ごとの継続開示）等の提出（金商法第 172 条の 2）

課徴金額：300 万円又は株式の市場価額の総額の 10 万分の 3 のいずれか大きい額（半期報告書及び臨時報告書の場合はその 2 分の 1）

（注 1） 継続開示書類に係る虚偽記載については、平成 17 年 12 月 1 日以降に提出された有価証券報告書等が課徴金の対象となる。

なお、平成 18 年 11 月 30 日までに提出された有価証券報告書等の虚偽記載について、自発的に訂正報告書を提出していること等の一定の要件を満たした対象者に対する課徴金額は、200 万円又は株式の市場価額の総額の 10 万分の 2 のいずれか大きい額と定められている。

（平成 17 年法律第 76 号附則第 5 条第 2 項）

（注 2） 平成 18 年 6 月に成立した「証券取引法等の一部を改正する法律」により、虚偽の四半期報告書の提出が新たに課徴金の対象とされ、平成 20 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度から適用されている。

- (3) 風説の流布・偽計（金商法第 173 条）

課徴金額：違反行為（風説の流布・偽計）の終了後 1 か月以内に売り付けた価額から違反行為直前の価額を控除した額、又は違反行為直前の価額から違反行為終了後 1 か月以内に買い付けた価額を控除した額

- (4) 相場操縦（金商法第 174 条）

課徴金額：違反行為（相場操縦）による利得と、違反行為への反対売買で違反行為終了後 1 か月以内に行われたものによる利得の合計額

（注） 平成 18 年 6 月に成立した「証券取引法等の一部を改正する法律」により、顧客によるいわゆる「見せ玉」等売買の申込み行為及び証券会社の自己の計算における「見せ玉」等売買の申込み行為による相場操縦が新たに課徴金の対象とされ、平成 18 年 7 月 4 日以後に行われる同行為について適用されている。

(5) 内部者取引（金商法第 175 条）

課徴金額：重要事実の公表前 6 か月以内に売り付けた価額から重要事実公表後の価額を控除した額、又は重要事実公表後の価額から重要事実の公表前 6 か月以内に買い付けた価額を控除した額

3 課徴金調査の権限等

有価証券届出書・有価証券報告書等の開示書類の虚偽記載に係る課徴金調査の権限は、開示検査（後述）として、金商法第 26 条で定められており、有価証券届出書の届出者、発行登録書の提出者、有価証券報告書の提出者、自己株券買付状況報告書の提出者、親会社等状況報告書の提出者若しくは有価証券の引受人その他の関係者若しくは参考人に対し、

(1) 参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じること

(2) その者の帳簿書類その他の物件を検査すること

ができることとされている。

風説の流布・偽計、相場操縦及び内部者取引の不正取引に係る課徴金調査の権限は、金商法第 177 条で定められており、

(1) 事件関係人若しくは参考人に質問し、又はこれらの者から意見若しくは報告を徴すること

(2) 事件関係人の営業所その他必要な場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査すること
ができることとされている。

4 開示検査

金商法においては、開示の適正性の確保を通じて公益及び投資者保護を図るため、内閣総理大臣は、必要かつ適当であると認めるときは、有価証券届出書の届出者、発行登録書の提出者、有価証券報告書の提出者、公開買付者、大量保有報告書の提出者等に対し、報告、資料の提出を命じ、又は帳簿書類その他の物件の検査を行う（以下「開示検査」という。）ことができることとされている。

平成 16 年 10 月中旬以降、証取法上のディスクロージャーをめぐり、不適正な事例が相次いで判明したことから、開示検査の権限については、ディスクロージャー制度の信頼性確保に向けた有価証券報告書等の審査体制の強化策として、平成 17 年 7 月より、内閣総理大臣及び金融庁長官から、証券監視委に委任されている。

開示検査の具体的な権限は、以下のとおりである。

(1) 有価証券届出書の届出者、発行登録書の提出者、有価証券報告書の提出者、自己株券買付状況報告書の提出者、親会社等状況報告書の提出者、有価証券の引受人、その他の関係者又は参考人に対する報告徴取及び検査権限（金商法第 26 条（同法第 27 条において準用する場合を含む。））

(2) 公開買付者、その特別関係者、その他の関係者又は参考人に対する報告徴取及び検査権限（金商法第 27 条の 22 第 1 項（同法第 27 条の 22 の 2 第 2 項において読み替えて準用する場合を含む。））

(3) 意見表明報告書の提出者、その関係者又は参考人に対する報告徴取及び検査権限（金商法第 27 条の 22 第 2 項）

(4) 大量保有報告書の提出者、その提出者の共同保有者、その他の関係者又は参考人に対する報告徴取及び検査権限（金商法第 27 条の 30 第 1 項）

(5) 大量保有報告書に係る株券等の発行者である会社又は参考人に対する報告徴取権限（金商法第 27 条の 30 第 2 項）

(6) 監査証明を行った公認会計士又は監査法人に対する報告徴取権限（金商法第 193 条の 2 第 5 項）

(注1) なお、以下の権限については証券監視委に委任されていない。

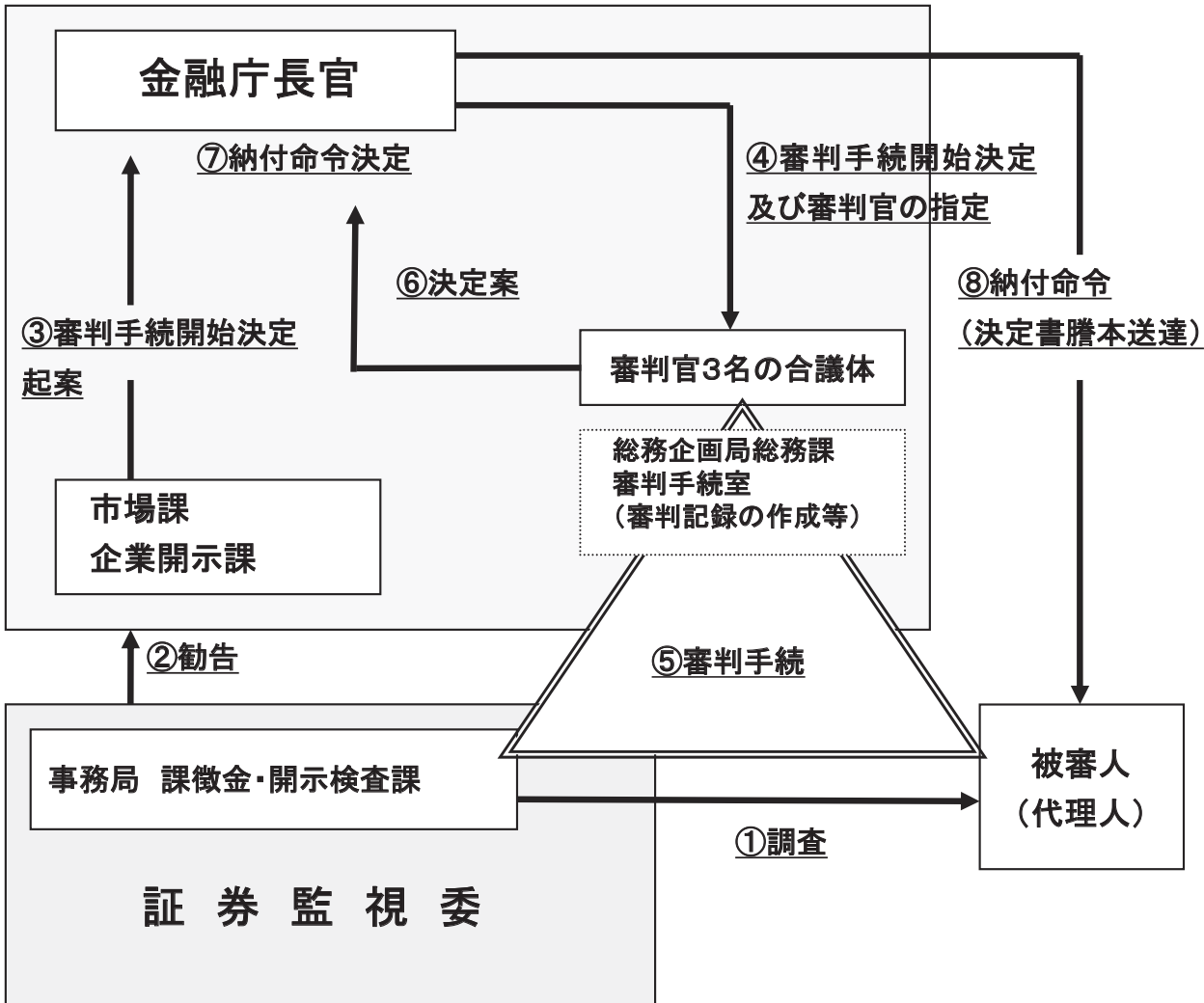
- ・有価証券届出書等の効力発生前における届出者等に対する報告徴取及び検査権限（金商法施行令第38条の2第1項第1号及び第2号）
- ・公開買付期間中における公開買付者等及び意見表明報告書の提出者等に対する報告徴取及び検査権限（金商法施行令第38条の2第1項第3号）

(注2) 上記の報告徴取権限及び公益又は投資者保護のため緊急の必要があると認められる場合における検査権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げないこととなっており（金商法施行令第38条の2第1項ただし書）、これらの権限及び（注1）に掲げる権限については、金融庁長官から財務局長等に委任されている。

金商法上、開示書類において、重要な事項についての虚偽記載が認められた場合、内閣総理大臣は当該開示書類の提出者等に対し、課徴金を納付することを命じなければならない（第2「2 課徴金の対象となる行為及び課徴金額」（1）及び（2）参照）ほか、訂正報告書等の提出を命ずることができることとされている（金商法第10条第1項等）。

我が国金融・資本市場においては、約3,900社の上場会社を含む開示会社約4,800社から有価証券報告書等の開示書類が提出されている。証券監視委は、これら開示会社が適時開示を行った企業情報、訂正した開示書類、開示会社に関する報道、一般からの情報等の様々な資料・情報を収集・分析し、開示書類に虚偽記載等のおそれがある場合には、開示検査を行う。その結果、重要な事項についての虚偽記載等が認められた場合、内閣総理大臣及び金融庁長官に対し、必要な行政処分を求める勧告等を行うほか、開示会社に対し、開示書類を自発的に訂正するよう促しているところである。

課徴金納付命令までの流れ



- ① 証券監視委が調査
- ② その結果、課徴金の対象となる法令違反行為があると認める場合には、内閣総理大臣及び金融庁長官に対し勧告
- ③・④ 勧告を受け、金融庁長官（内閣総理大臣から委任。以下同じ。）は審判手続開始決定及び審判官を指定
- ⑤ 審判官による審判手続
- ⑥ 審判手続を経たうえで、審判事件についての決定案を作成、金融庁長官に提出
- ⑦・⑧ 金融庁長官は、決定案に基づき、課徴金の納付を命ずる決定（課徴金納付命令）

第3 犯則事件の調査

1 犯則事件の調査の目的

投資者が安心して参加できる金融・資本市場を維持していくためには、市場ルールの違反者に対して厳正に処罰することにより、金融・資本市場の公正性・透明性が確保され、投資者の信頼感を醸成することが重要である。犯則事件の調査の目的は、これら証券取引等の公正を害する悪質な行為の真相を解明し、投資者保護を図る目的から、平成4年、証券監視委の発足に伴い設けられたものである。

犯則事件の調査は、証券監視委職員の固有の権限として、金商法に規定されている。権限行使の対象も金融商品取引業者等に限定されず、投資者を含め広く金融商品取引等に関与するすべての者に及ぶものである。さらに、犯罪収益移転防止法においても、金商法を準用する形で犯則事件の調査権限が証券監視委に付与されている。

証券監視委では、金融商品や取引が複雑化・多様化している中で、機動的な犯則調査を行うべく発行市場・流通市場全体に目を向けた犯則調査を行っている。

2 犯則事件の調査の権限及び範囲等

犯則事件の調査に係る具体的な権限としては、犯則嫌疑者又は参考人（以下「犯則嫌疑者等」という。）に対する質問、犯則嫌疑者等が所持し又は置き去った物件の検査、犯則嫌疑者等が任意に提出し又は置き去った物件の領置等の任意調査権限（金商法第210条）と、裁判官の発する許可状により行う臨検、搜索及び差押えの強制調査権限（金商法第211条等）とがある。

犯則事件の範囲は、取引の公正を害するものとして政令（金商法施行令第45条）で定められている。主なものとしては、発行会社を対象とする虚偽の有価証券届出書及び同報告書提出のほか、会社関係者等を対象とする内部者取引、何人をも対象とする風説の流布、偽計、相場操縦などがある（附属資料133頁以下参照）。

また、犯罪収益移転防止法では、金融商品取引業者等が本人確認を行う場合において、顧客等による氏名・住所等の隠ぺい行為が犯則事件の調査対象とされている。

証券監視委職員は、犯則事件の調査を終えたときは、調査結果を証券監視委に報告し（金商法第223条、犯罪収益移転防止法第28条）、証券監視委は、その調査によって犯則の心証を得たときは、告発し、領置・差押物件があるときは、領置・差押目録とともに引き継ぐことになっている。（金商法第226条、犯罪収益移転防止法第28条）

第4 不公正取引に対する勧告・告発

1 課徴金納付命令に係る勧告

(1) 勧告の状況

平成19事務年度においては、不公正取引に関して21件（すべて個人）、1,206万円の課徴金納付命令の発出を求める勧告を行った。この結果、課徴金制度が導入された平成17年4月からは合計39件（個人35件、法人4件）、9,393万円の勧告を行ったこととなり、刑事告発とあわせて、違反行為に対するよりきめ細かい監視を行うことが可能となっている。

平成19事務年度における勧告事案は、いずれも内部者取引に関するものであり、課徴金納付命令対象者は、上場会社の役職員、上場会社の契約締結先の役職員、これらの会社関係者から重要事実の伝達を受けた第一次情報受領者等であったり、その重要事実の内容についても、業務提携、公開買付け、業績予想の下方修正、新株予約権付社債の募集等であったりと、多岐にわたるものとなった。

上場会社等においては、内部規程や社内管理体制の見直しを行うなど、内部者取引の未然防止についての取組みが進められているものの、課徴金納付命令対象者は、依然として、内部者取引に該当することを認識していながら、「少額の取引であれば見つからないだろう」と考えて違法取引を行うなど、法令遵守意識が欠如しているように見受けられた。

また、上場会社の契約締結先の役職員や第一次情報受領者に対する課徴金納付命令勧告などには、公認会計士が監査の過程で知った監査先企業の内部情報を利用して取引を行ったものや、報道機関の職員が情報端末に入力された放送用原稿を閲覧したことにより重要事実を知り公表前に取引を行ったものなど、上場会社の重要情報を知り得る特別な立場にある者の職業倫理やその所属する法人等の情報管理体制にも問題があるような事例も見受けられた。

なお、課徴金額については、最低で4万円、最高で245万円となった。

(2) 勧告事案の概要

平成19事務年度において、不公正取引に関して課徴金納付命令の発出を求める勧告を行った事案の概要は次のとおりである。

なお、内部者取引における課徴金額は、原則として下記のとおり金商法第175条の規定に基づき算出される。

- ・ 買付けを行った場合

$(\text{重要事実が公表された翌日の終値}) \times (\text{買付株数}) - (\text{買付価格}) \times (\text{買付株数})$

- ・ 売付けを行った場合

$(\text{売付価格}) \times (\text{売付株数}) - (\text{重要事実が公表された翌日の終値}) \times (\text{売付株数})$

① 株式会社倉元製作所の株券に係る内部者取引に対する課徴金納付命令勧告

株式会社倉元製作所の契約締結先の社員は、株式会社倉元製作所がショットアーゲーと業務提携を行うことを決定した事実を同契約の締結及びその交渉に関し知り、この事実が公表される平成17年11月24日以前の同月16日及び同月17日に、株券合計3,000株を総額187万7,200円で買い付けたものである。

- ・ 勧告年月日 平成19年7月3日

- ・ 課徴金額 15万円

(注) 課徴金額は、重要事実公表日翌日の11月25日の株式会社倉元製作所の株価の終値である678円と上記買付価額を上記計算式に当てはめた結果、以下のように算出される。

$(678 \text{ 円} \times 3,000 \text{ 株}) - \text{買付価額 } 187 \text{ 万 } 7,200 \text{ 円} = 15 \text{ 万 } 6,800 \text{ 円}$

⇒買付価額は、 $\left\{ \begin{array}{l} 619 \text{ 円} \times 100 \text{ 株} \\ 625 \text{ 円} \times 100 \text{ 株} \\ 626 \text{ 円} \times 2,800 \text{ 株} \end{array} \right\}$ の合計額である。

⇒課徴金額は1万円未満を切り捨てるため15万円

- ・ 勧告後の経緯 審判手続開始決定日 平成19年7月3日

課徴金納付命令日 平成19年7月13日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行われなかった。

② 泉州電業株式会社の株券に係る内部者取引に対する課徴金納付命令勧告

泉州電業株式会社の社員（課徴金納付命令対象者①）は、同社が転換社債型新株予約権付社債を引き受ける者の募集を行うことを決定した事実をその職務に関し知り、この事実が公表される平成18年11月9日以前の同月6日に、株券200株を54万円で売り付けたものである。

泉州電業株式会社の社員（課徴金納付命令対象者②）は、同社が転換社債型新株予約権付社債を引き受ける者の募集を行うことを決定した事実をその職務に関し知り、この事実が公表される平成18年11月9日以前の同年9月5日に、株券合計1,000株を総額306万6,000円で売り付けたものである。

- ・ 勧告年月日 平成19年10月19日
- ・ 課徴金額 課徴金納付命令対象者① 4万円
課徴金納付命令対象者② 58万円

（注）課徴金額は、重要事実公表日翌日の11月10日の泉州電業株式会社の株価の終値である2,480円と上記売付価額を上記計算式に当てはめた結果、以下のように算出される。

課徴金納付命令対象者①

売付価額54万円 $(2,700円 \times 200株) - (2,480円 \times 200株) = 44,000円$

⇒課徴金額は1万円未満を切り捨てるため4万円

課徴金納付命令対象者②

売付価額306万6,000円 $- (2,480円 \times 1,000株) = 58万6,000円$

⇒売付価額は、
$$\left\{ \begin{array}{l} 3,050円 \times 100株 \\ 3,060円 \times 500株 \\ 3,070円 \times 100株 \\ 3,080円 \times 300株 \end{array} \right\}$$
の合計額である。

⇒課徴金額は1万円未満を切り捨てるため58万円

- ・ 勧告後の経緯 審判手続開始決定日 平成19年10月19日
課徴金納付命令日 平成19年11月8日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行われなかった。

③ カッパ・クリエイト株式会社の株券に係る内部者取引に対する課徴金納付命令勧告

課徴金納付命令対象者は、カッパ・クリエイト株式会社の資本業務提携契約の締結交渉先の役員から、同人が同契約の締結の交渉に関し知ったカッパ・クリエイト株式会社が株式会社ゼンショーと資本提携を伴う業務上の提携を行うことを決定した事実の伝達を受け、平成19年3月8日、この事実が公表される午後3時15分より以前に、株券4,000株を665万6,000円で買い付けたものである。

- ・ 勧告年月日 平成19年11月2日
- ・ 課徴金額 44万円

（注）課徴金額は、重要事実公表日翌日の3月9日のカッパ・クリエイト株式会社の株価の終値である1,774円と上記買付価額を上記計算式に当てはめた結果、以下のように算出される。

(1,774 円× 4,000 株) - 買付価額 665 万 6,000 円 (1,664 円× 4,000 株) = 44 万円

- | | | |
|----------|-----------|-------------------|
| ・ 勧告後の経緯 | 審判手続開始決定日 | 平成 19 年 11 月 2 日 |
| | 課徴金納付命令日 | 平成 19 年 11 月 15 日 |

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行われなかった。

④ 株式会社ベルックスの株券に係る内部者取引に対する課徴金納付命令勧告

課徴金納付命令対象者は、K Yプランニング株式会社の業務に従事していた者から、同人がその職務に関し知った同社が株式会社ベルックスの株券の公開買付けを行うことを決定した事実の伝達を受け、この事実が公表される平成 19 年 5 月 22 日以前の同月 2 日から同月 9 日までの間に、株券合計 7,000 株を総額 568 万 9,000 円で買い付けたものである。

- ・ 勧告年月日 平成 19 年 12 月 14 日
・ 課 徴 金 額 245 万円

(注) 課徴金額は、公開買付けの実施に関する事実の公表日翌日の5月23日の株式会社ベルックスの株価の終値である1,164円と上記買付価額を上記計算式に当てはめた結果、以下のように算出される。

(1,164 円 × 7,000 株) - 買付価額 568 万 9,000 円 = 245 万 9,000 円

⇒買付価額は、 $\left\{ \begin{array}{l} 805 \text{ 円} \times 1,000 \text{ 株} \\ 814 \text{ 円} \times 6,000 \text{ 株} \end{array} \right\}$ の合計額である。

⇒課徴金額は1万円未満を切り捨てるため245万円

- | | | |
|----------|-----------|-------------------|
| ・ 勧告後の経緯 | 審判手続開始決定日 | 平成 19 年 12 月 14 日 |
| | 課徴金納付命令日 | 平成 20 年 1 月 11 日 |

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行われなかった。

⑤ 株式会社WDIの株券に係る内部者取引に対する課徴金納付命令勧告

株式会社WD I の社員は、同社が平成 19 年 3 月期の個別及び連結業績予想を下方修正する事実をその職務に関し知り、この事実が公表される平成 19 年 4 月 10 日以前の同年 3 月 19 日に、株券合計 1,500 株を総額 129 万 3,500 円で売り付けたものである。

- ・ 勧告年月日 平成 19 年 12 月 14 日
・ 課 徴 金 額 9 万円

(注) 課徴金額は、重要事実公表日翌日の4月11日の株式会社WDIの株価の終値である802円と上記売付価額を上記計算式に当てはめた結果、以下のように算出される。

売付価額 129 万 3,500 円 - (802円 × 1,500株) = 9 万 500 円

⇒ 売付価額は、 $\left\{ \begin{array}{l} 862 \text{ 円} \times 1,000 \text{ 株} \\ 863 \text{ 円} \times 500 \text{ 株} \end{array} \right\}$ の合計額である。

⇒課徴金額は1万円未満を切り捨てるため9万円

- ・ 勧告後の経緯 審判手続開始決定日 平成 19 年 12 月 14 日

課徴金納付命令日 平成 20 年 1 月 11 日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行われなかった。

⑥ 株式会社サンシティの株券に係る内部者取引に対する課徴金納付命令勧告

株式会社サンシティの役員は、同社が転換社債型新株予約権付社債を引き受ける者の募集を行うことを決定した事実をその職務に関し知り、この事実が公表される平成 18 年 7 月 20 日以前の同年 5 月 30 日及び同年 6 月 1 日に、株券合計 48 株を総額 470 万 8,800 円で売り付けたものである。

- ・ 勧告年月日 平成 20 年 1 月 22 日
- ・ 課 徴 金 額 53 万円

(注) 課徴金額は、重要事実公表日翌日の 7 月 21 日の株式会社サンシティの株価の終値である 8 万 7,000 円と上記売付価額を上記計算式に当てはめた結果、以下のように算出される。

売付価額 470 万 8,800 円 - (8 万 7,000 円 × 48 株) = 53 万 2,800 円

⇒ 売付価額は、
$$\left\{ \begin{array}{l} 9 \text{ 万 } 9,200 \text{ 円} \times 6 \text{ 株} \\ 9 \text{ 万 } 9,100 \text{ 円} \times 4 \text{ 株} \\ 9 \text{ 万 } 9,000 \text{ 円} \times 10 \text{ 株} \\ 9 \text{ 万 } 7,400 \text{ 円} \times 28 \text{ 株} \end{array} \right\}$$
の合計額である。

⇒ 課徴金額は 1 万円未満を切り捨てるため 53 万円

- ・ 勧告後の経緯 審判手続開始決定日 平成 20 年 1 月 22 日
課徴金納付命令日 平成 20 年 2 月 6 日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行われなかった。

⑦ 宝印刷株式会社関係者からの情報受領者①による内部者取引に対する課徴金納付命令勧告

課徴金納付命令対象者は、オーツキ・ストラテジック・インベストメント株式会社ほか 9 社の契約締結先である宝印刷株式会社社員から、同人がその契約の履行に関し知ったオーツキ・ストラテジック・インベストメント株式会社ほか 9 社が、それぞれテクノエイト株式会社ほか 9 社の株券の公開買付けを行うことを決定した事実の伝達を受け、これらの事実が公表される前に、平成 17 年 11 月 10 日から平成 19 年 8 月 6 日までの間、テクノエイト株式会社ほか 9 社の株券合計 1 万 1,700 株を総額 833 万 9,000 円で買い付けたものである。

- ・ 勧告年月日 平成 20 年 1 月 25 日
- ・ 課 徴 金 額 167 万円

(注) 課徴金額は、以下のように算出される。

① テクノエイト株式会社の株券について

(公開買付者：オーツキ・ストラテジック・インベストメント株式会社)

公開買付けの実施に関する事実の公表日(平成 17 年 11 月 11 日)翌日が市場休業日であったため、公表日翌日以後の直近の 11 月 14 日のテクノエイト株式会社の株価の始値である 546 円と買付価額 45 万 3,000 円を上記計算式に当てはめた結果、以下のように算出される。

$$(546 \text{ 円} \times 1,000 \text{ 株}) - \text{買付価額} 45 \text{ 万} 3,000 \text{ 円} (453 \text{ 円} \times 1,000 \text{ 株}) = 9 \text{ 万} 3,000 \text{ 円}$$

⇒課徴金額は1万円未満を切り捨てるため、9万円

②NECインフロンティア株式会社の株券について

(公開買付者：日本電気株式会社)

公開買付けの実施に関する事実の公表日（平成17年11月25日）翌日が市場休業日であったため、公表日翌日以後の直近の11月28日のNECインフロンティア株式会社の株価の始値である566円と買付価額48万5,000円を上記計算式に当てはめた結果、以下のように算出される。

$$(566 \text{ 円} \times 1,000 \text{ 株}) - \text{買付価額} 48 \text{ 万} 5,000 \text{ 円} (485 \text{ 円} \times 1,000 \text{ 株}) = 8 \text{ 万} 1,000 \text{ 円}$$

⇒課徴金額は1万円未満を切り捨てるため、8万円

③オリジン東秀株式会社の株券について

(公開買付者：イオン株式会社)

公開買付けの実施に関する事実の公表日（平成18年1月31日）翌日の2月1日のオリジン東秀株式会社の株価の終値である3,150円と買付価額134万円を上記計算式に当てはめた結果、以下のように算出される。

$$(3,150 \text{ 円} \times 500 \text{ 株}) - \text{買付価額} 134 \text{ 万円} (2,680 \text{ 円} \times 500 \text{ 株}) = 23 \text{ 万} 5,000 \text{ 円}$$

⇒課徴金額は1万円未満を切り捨てるため、23万円

④和光堂株式会社の株券について

(公開買付者：アサヒビール株式会社)

公開買付けの実施に関する事実の公表日（平成18年4月24日）翌日の4月25日の和光堂株式会社の株価の終値である7,380円と買付価額99万6,000円を上記計算式に当てはめた結果、以下のように算出される。

$$(7,380 \text{ 円} \times 200 \text{ 株}) - \text{買付価額} 99 \text{ 万} 6,000 \text{ 円} (4,980 \text{ 円} \times 200 \text{ 株}) = 48 \text{ 万円}$$

⑤株式会社キャビンの株券について

(公開買付者：株式会社ファーストリテイリング)

公開買付けの実施に関する事実の公表日（平成18年7月24日）翌日の7月25日の株式会社キャビンの株価の終値である675円と買付価額61万2,000円を上記計算式に当てはめた結果、以下のように算出される。

$$(675 \text{ 円} \times 1,000 \text{ 株}) - \text{買付価額} 61 \text{ 万} 2,000 \text{ 円} (612 \text{ 円} \times 1,000 \text{ 株}) = 6 \text{ 万} 3,000 \text{ 円}$$

⇒課徴金額は1万円未満を切り捨てるため、6万円

⑥筒中プラスチック工業株式会社の株券について

(公開買付者：住友ベークライト株式会社)

公開買付けの実施に関する事実の公表日（平成18年11月1日）翌日の11月2日の筒中プラスチック工業株式会社の株価の終値である532円と買付価額88万6,000円を上記計算式に当てはめた結果、以下のように算出される。

$$(532 \text{ 円} \times 2,000 \text{ 株}) - \text{買付価額} 88 \text{ 万} 6,000 \text{ 円} (443 \text{ 円} \times 2,000 \text{ 株}) = 17 \text{ 万} 8,000 \text{ 円}$$

⇒課徴金額は1万円未満を切り捨てるため、17万円

⑦東芝セラミックス株式会社の株券について

(公開買付者：エスアイシー・インベストメント株式会社)

公開買付けの実施に関する事実の公表日（平成18年10月31日）翌日の11月1日の東芝セラミックス株式会社の株価の終値である596円と買付価額56万円を上記計算式に当てはめた結果、以下のように算出される。

$$(596 \text{ 円} \times 1,000 \text{ 株}) - \text{買付価額} 56 \text{ 万円} (560 \text{ 円} \times 1,000 \text{ 株}) = 3 \text{ 万} 6,000 \text{ 円}$$

⇒課徴金額は1万円未満を切り捨てるため、3万円

⑧株式会社バルテクノの株券について

公開買付けの実施に関する事実の公表日（平成 18 年 11 月 18 日）翌日が市場休業日であったため、公表日翌日以後の直近の 11 月 20 日の株式会社ベルテクノの株価の始値である 845 円と買付価額 150 万円を上記計算式に当てはめた結果、以下のように算出される。

⇒課徴金額は1万円未満を切り捨てるため、45万円

② 株式会社ダイヤモンドシティの株券について

(公開買付者：イオン株式会社)

公開買付けの実施に関する事実の公表日（平成18年4月5日）翌日の4月6日の株式会社ダイヤモンドシティの株価の終値である5,410円と買付価額199万2,000円を上記計算式に当てはめた結果、以下のよう

に算出される。

$$(5,410 \text{ 円} \times 400 \text{ 株}) - \text{買付価額} 199 \text{ 万} 2,000 \text{ 円} (4,980 \text{ 円} \times 400 \text{ 株}) = 17 \text{ 万} 2,000 \text{ 円}$$

⇒課徴金額は1万円未満を切り捨てるため、17万円

③ 株式会社セントラルユニの株券について

(公開買付者：グリーンホスピタルサプライ株式会社)

公開買付けの実施に関する事実の公表日（平成18年10月3日）翌日の10月4日の株式会社セントラルユニの株価の終値である850円と買付価額44万9,500円を上記計算式に当てはめた結果、以下のよう

に算出される。

$$(850 \text{ 円} \times 700 \text{ 株}) - \text{買付価額} 44 \text{ 万} 9,500 \text{ 円} = 14 \text{ 万} 5,500 \text{ 円}$$

⇒買付価額は、 $\left\{ \begin{array}{l} 639 \text{ 円} \times 500 \text{ 株} \\ 650 \text{ 円} \times 200 \text{ 株} \end{array} \right\}$ の合計額である。

⇒課徴金額は1万円未満を切り捨てるため、14万円

・ 勧告後の経緯 審判手続開始決定日 平成20年1月25日

課徴金納付命令日 平成20年2月14日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行われなかった。

⑨ 日本放送協会職員による内部者取引に対する課徴金納付命令勧告

課徴金納付命令対象者①は、日本放送協会の職員であったが、株式会社ゼンショーの社員から同協会の記者が職務上伝達を受けたカップ・クリエイト株式会社と株式会社ゼンショーが資本提携を伴う業務上の提携を行うことをそれぞれ決定した事実を、その職務に関し知り、平成19年3月8日、この事実が公表される午後3時15分より以前に、カップ・クリエイト株式会社の株券合計3,150株を総額539万7,900円で、株式会社ゼンショーの株券合計2,500株を総額327万6,000円でそれぞれ買い付けたものである。

課徴金納付命令対象者②は、日本放送協会の職員であったが、株式会社ゼンショーの社員から同協会の記者が職務上伝達を受けたカップ・クリエイト株式会社が株式会社ゼンショーと資本提携を伴う業務上の提携を行うことを決定した事実を、その職務に関し知り、平成19年3月8日、この事実が公表される午後3時15分より以前に、カップ・クリエイト株式会社の株券合計3,000株を総額515万円で買い付けたものである。

課徴金納付命令対象者③は、日本放送協会の職員であったが、株式会社ゼンショーの社員から同協会の記者が職務上伝達を受けたカップ・クリエイト株式会社が株式会社ゼンショーと資本提携を伴う業務上の提携を行うことを決定した事実を、その職務に関し知り、平成19年3月8日、この事実が公表される午後3時15分より以前に、カップ・クリエイト株式会社の株券合計1,000株を総額171万950円で買い付けたものである。

・ 勧告年月日 平成20年2月29日

- ・ 課 徴 金 額 課徴金納付命令対象者① 26 万円
 課徴金納付命令対象者② 17 万円
 課徴金納付命令対象者③ 6 万円

(注) 課徴金額は、重要事実公表日翌日の3月9日のカップ・クリエイト株式会社の株価の終値である1,774円及び株式会社ゼンショーの株価の終値である1,340円と上記買付価額を上記計算式に当てはめた結果、以下のように算出される。

課徴金納付命令対象者①

i カップ・クリエイト株式会社の株券について

$(1,774 \text{ 円} \times 3,150 \text{ 株}) - \text{買付価額 } 539 \text{ 万 } 7,900 \text{ 円} = 19 \text{ 万 } 200 \text{ 円}$

⇒買付価額は、 $\left\{ \begin{array}{l} 1,705 \text{ 円} \times 200 \text{ 株} \\ 1,706 \text{ 円} \times 50 \text{ 株} \\ 1,707 \text{ 円} \times 800 \text{ 株} \\ 1,711 \text{ 円} \times 150 \text{ 株} \\ 1,715 \text{ 円} \times 150 \text{ 株} \\ 1,717 \text{ 円} \times 1,000 \text{ 株} \\ 1,718 \text{ 円} \times 300 \text{ 株} \\ 1,719 \text{ 円} \times 300 \text{ 株} \\ 1,720 \text{ 円} \times 200 \text{ 株} \end{array} \right\}$ の合計額である。

⇒課徴金額は1万円未満を切り捨てるため、19万円

ii 株式会社ゼンショーの株券について

$(1,340 \text{ 円} \times 2,500 \text{ 株}) - \text{買付価額 } 327 \text{ 万 } 6,000 \text{ 円} = 7 \text{ 万 } 4,000 \text{ 円}$

⇒買付価額は、 $\left\{ \begin{array}{l} 1,310 \text{ 円} \times 2,000 \text{ 株} \\ 1,312 \text{ 円} \times 500 \text{ 株} \end{array} \right\}$ の合計額である。

⇒課徴金額は1万円未満を切り捨てるため、7万円

課徴金納付命令対象者②

$(1,774 \text{ 円} \times 3,000 \text{ 株}) - \text{買付価額 } 515 \text{ 万円} = 17 \text{ 万 } 2,000 \text{ 円}$

⇒買付価額は、 $\left\{ \begin{array}{l} 1,715 \text{ 円} \times 1,000 \text{ 株} \\ 1,716 \text{ 円} \times 1,000 \text{ 株} \\ 1,719 \text{ 円} \times 1,000 \text{ 株} \end{array} \right\}$ の合計額である。

⇒課徴金額は1万円未満を切り捨てるため、17万円

課徴金納付命令対象者③

$(1,774 \text{ 円} \times 1,000 \text{ 株}) - \text{買付価額 } 171 \text{ 万 } 950 \text{ 円} = 6 \text{ 万 } 3,050 \text{ 円}$

⇒買付価額は、 $\left\{ \begin{array}{l} 1,709 \text{ 円} \times 50 \text{ 株} \\ 1,710 \text{ 円} \times 50 \text{ 株} \\ 1,711 \text{ 円} \times 800 \text{ 株} \\ 1,712 \text{ 円} \times 100 \text{ 株} \end{array} \right\}$ の合計額である。

⇒課徴金額は1万円未満を切り捨てるため、6万円

- ・ 勧告後の経緯 審判手続開始決定日 平成20年2月29日
 課徴金納付命令日 平成20年3月19日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行われなかった。

⑩ 新日本監査法人職員による内部者取引に対する課徴金納付命令勧告

株式会社マーベラスエンターテイメントの契約締結先である新日本監査法人の職員（公認会計士）は、株式会社マーベラスエンターテイメントが平成19年3月期の個別及び連結業績予想を下方修正する事実をその契約の履行に関し知り、この事実が公表される平成19年3月20日午後3時より以前の同月12日から同月20日までの間に、株券合計261株を総額1,225万6,700円で売り付けたものである。

- ・ 勧告年月日 平成20年3月18日
- ・ 課徴金額 134万円

（注）重要事実公表日翌日が市場休業日であったため、課徴金額は、当該翌日以後の直近の3月22日の株式会社マーベラスエンターテイメントの株価の始値である4万1,800円と上記売付価額を上記計算式に当てはめた結果、以下のように算出される。

売付価額1,225万6,700円－（4万1,800円×261株）＝134万6,900円

⇒売付価額は、以下の計算の合計額となる。

4万8,300円×10株	4万8,250円×4株
4万8,200円×4株	4万8,150円×2株
4万8,100円×2株	4万8,050円×12株
4万8,000円×11株	4万7,800円×1株
4万7,700円×3株	4万7,600円×12株
4万7,550円×13株	4万7,400円×10株
4万7,250円×10株	4万7,200円×20株
4万7,100円×10株	4万7,000円×10株
4万6,800円×10株	4万6,750円×10株
4万6,700円×10株	4万6,650円×10株
4万6,300円×35株	4万6,250円×2株
4万6,200円×8株	4万6,100円×1株
4万6,050円×4株	4万6,000円×5株
4万5,950円×1株	4万5,900円×7株
4万5,850円×14株	4万5,800円×10株

⇒課徴金額は1万円未満を切り捨てるため、134万円

- ・ 勧告後の経緯 審判手続開始決定日 平成20年3月18日
課徴金納付命令日 平成20年4月9日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行われなかった。

⑪ 株式会社セタとの契約締結交渉先法人等の関係者らによる内部者取引に対する課徴金納付命令勧告

株式会社セタの業務委託契約の締結先（A社）の役員（課徴金納付命令対象者①）は、株式会社セタが株式会社メーシー販売と業務上の提携を行うことを決定した事実をその契約の締結の交

渉に関し知り、この事実が公表される平成 19 年 4 月 20 日以前の同月 4 日及び同月 5 日に、株式会社セタの株券合計 2 万 6,000 株を総額 988 万円で買い付けたものである。

株式会社セタの業務委託契約の締結交渉先（B 社）の役員（課徴金納付命令対象者②）は、株式会社セタが株式会社メーシー販売と業務上の提携を行うことを決定した事実をその契約の締結の交渉に関し知り、この事実が公表される平成 19 年 4 月 20 日以前の同月 13 日に、株式会社セタの株券合計 1 万株を総額 392 万 5,000 円で買い付けたものである。

株式会社セタの業務委託契約の締結交渉先（B 社）の役員（課徴金納付命令対象者③）は、株式会社セタが株式会社メーシー販売と業務上の提携を行うことを決定した事実をその契約の締結の交渉に関し知り、この事実が公表される平成 19 年 4 月 20 日以前の同月 13 日に、株式会社セタの株券 5,000 株を 188 万円で買い付けたものである。

株式会社セタの業務委託契約の締結先（C 社）の役員（課徴金納付命令対象者④）は、株式会社セタが株式会社メーシー販売と業務上の提携を行うことを決定した事実をその契約の締結の交渉に関し知り、この事実が公表される平成 19 年 4 月 20 日以前の同月 2 日及び同月 6 日に、株式会社セタの株券合計 6,000 株を総額 228 万 9,000 円で買い付けたものである。

株式会社セタの業務委託契約の締結交渉先（D 社）の役員（課徴金納付命令対象者⑤）は、株式会社セタが株式会社メーシー販売と業務上の提携を行うことを決定した事実をその契約の締結の交渉に関し知り、この事実が公表される平成 19 年 4 月 20 日以前の同月 9 日及び同月 11 日に、株式会社セタの株券合計 3,000 株を総額 109 万 9,000 円で買い付けたものである。

株式会社セタの業務委託契約の締結交渉先（D 社）の役員（課徴金納付命令対象者⑥）は、株式会社セタが株式会社メーシー販売と業務上の提携を行うことを決定した事実をその契約の締結の交渉に関し知り、この事実が公表される平成 19 年 4 月 20 日以前の同月 6 日及び同月 12 日に、株式会社セタの株券合計 8,000 株を総額 295 万円で買い付けたものである。

課徴金納付命令対象者⑦は、D 社の取引先（E 社）の役員であったが、D 社の役員等から E 社のほかの役員が職務上伝達を受けた、株式会社セタが株式会社メーシー販売と業務上の提携を行うことを決定した事実をその職務に関し知り、この事実が公表される平成 19 年 4 月 20 日以前の同月 11 日及び同月 12 日に、株式会社セタの株券合計 5,000 株を総額 184 万 8,000 円で買い付けたものである。

・ 勧告年月日	平成 20 年 4 月 22 日	
・ 課 徴 金 額	課徴金納付命令対象者①	104 万円
	課徴金納付命令対象者②	27 万円
	課徴金納付命令対象者③	22 万円
	課徴金納付命令対象者④	23 万円
	課徴金納付命令対象者⑤	16 万円
	課徴金納付命令対象者⑥	41 万円
	課徴金納付命令対象者⑦	25 万円

（注）重要事実公表日翌日が市場休業日であったため、課徴金額は、公表日翌日以後の直近の 4 月 23 日の

株式会社セタの株価の始値である 420 円と上記買付価額を上記計算式に当てはめた結果、以下のように算出される。

課徴金納付命令対象者①

$$(420 \text{ 円} \times 2 \text{ 万 } 6,000 \text{ 株}) - \text{買付価額} 988 \text{ 万円} (380 \text{ 円} \times 2 \text{ 万 } 6,000 \text{ 株}) = 104 \text{ 万円}$$

課徴金納付命令対象者②

$$(420 \text{ 円} \times 1 \text{ 万株}) - \text{買付価額 } 392 \text{ 万 } 5,000 \text{ 円} = 27 \text{ 万 } 5,000 \text{ 円}$$

$$\Rightarrow \text{買付価額は、} \left[\begin{array}{l} 379 \text{ 円} \times 1,000 \text{ 株} \\ 380 \text{ 円} \times 1,000 \text{ 株} \\ 381 \text{ 円} \times 1,000 \text{ 株} \\ 385 \text{ 円} \times 1,000 \text{ 株} \\ 400 \text{ 円} \times 6,000 \text{ 株} \end{array} \right] \text{ の合計額である。}$$

$\Rightarrow$ 課徴金額は 1 万円未満を切り捨てるため、27 万円

課徴金納付命令対象者③

$$(420 \text{ 円} \times 5,000 \text{ 株}) - \text{買付価額} 188 \text{ 万円} (376 \text{ 円} \times 5,000 \text{ 株}) = 22 \text{ 万円}$$

課徴金納付命令対象者④

$$(420 \text{ 円} \times 6,000 \text{ 株}) - \text{買付価額 } 228 \text{ 万 } 9,000 \text{ 円} = 23 \text{ 万 } 1,000 \text{ 円}$$

$$\Rightarrow \text{買付価額は、} \left[\begin{array}{l} 365 \text{ 円} \times 2,000 \text{ 株} \\ 386 \text{ 円} \times 1,000 \text{ 株} \\ 388 \text{ 円} \times 1,000 \text{ 株} \\ 390 \text{ 円} \times 1,000 \text{ 株} \\ 395 \text{ 円} \times 1,000 \text{ 株} \end{array} \right] \text{ の合計額である。}$$

$\Rightarrow$ 課徴金額は 1 万円未満を切り捨てるため、23 万円

課徴金納付命令対象者⑤

$$(420 \text{ 円} \times 3,000 \text{ 株}) - \text{買付価額 } 109 \text{ 万 } 9,000 \text{ 円} = 16 \text{ 万 } 1,000 \text{ 円}$$

$$\Rightarrow \text{買付価額は、} \left[\begin{array}{l} 364 \text{ 円} \times 1,000 \text{ 株} \\ 365 \text{ 円} \times 1,000 \text{ 株} \\ 370 \text{ 円} \times 1,000 \text{ 株} \end{array} \right] \text{ の合計額である。}$$

$\Rightarrow$ 課徴金額は 1 万円未満を切り捨てるため、16 万円

課徴金納付命令対象者⑥

$$(420 \text{ 円} \times 8,000 \text{ 株}) - \text{買付価額 } 295 \text{ 万円} = 41 \text{ 万円}$$

$$\Rightarrow \text{買付価額は、} \left[\begin{array}{l} 360 \text{ 円} \times 1,000 \text{ 株} \\ 370 \text{ 円} \times 7,000 \text{ 株} \end{array} \right] \text{ の合計額である。}$$

課徴金納付命令対象者⑦

$$(420 \text{ 円} \times 5,000 \text{ 株}) - \text{買付価額 } 184 \text{ 万 } 8,000 \text{ 円} = 25 \text{ 万 } 2,000 \text{ 円}$$

$$\Rightarrow \text{買付価額は、} \left[\begin{array}{l} 369 \text{ 円} \times 2,000 \text{ 株} \\ 370 \text{ 円} \times 3,000 \text{ 株} \end{array} \right] \text{ の合計額である。}$$

$\Rightarrow$ 課徴金額は 1 万円未満を切り捨てるため、25 万円

- ・ 勧告後の経緯 審判手続開始決定日 平成 20 年 4 月 22 日
課徴金納付命令日 平成 20 年 5 月 16 日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行われなかった。

⑫ 日本電子材料株式会社社員による内部者取引に対する課徴金納付命令勧告

日本電子材料株式会社において営業戦略の企画立案等の業務に従事していた社員は、同社が平成 20 年 3 月期の業績予想を下方修正する事実をその職務に関し知り、この事実が公表される平成 19 年 8 月 7 日以前の同月 6 日に、株券合計 3,400 株を総額 501 万 5,000 円で売り付けたものである。

- ・ 勧告年月日 平成 20 年 4 月 25 日
- ・ 課 徴 金 額 94 万円

(注) 課徴金額は、重要事実公表日翌日の 8 月 8 日の日本電子材料株式会社の株価の終値である 1,197 円と上記売付価額を上記計算式に当てはめた結果、以下のように算出される。

売付価額 501 万 5,000 円 - (1,197 円 × 3,400 株) = 94 万 5,200 円

⇒ 売付価額は、
$$\left\{ \begin{array}{l} 1,477 \text{ 円} \times 200 \text{ 株} \\ 1,476 \text{ 円} \times 600 \text{ 株} \\ 1,475 \text{ 円} \times 1,900 \text{ 株} \\ 1,474 \text{ 円} \times 400 \text{ 株} \\ 1,473 \text{ 円} \times 300 \text{ 株} \end{array} \right\}$$
 の合計額である。

⇒ 課徴金額は 1 万円未満を切り捨てるため、94 万円

- ・ 勧告後の経緯 審判手続開始決定日 平成 20 年 4 月 25 日
課徴金納付命令日 平成 20 年 5 月 21 日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行われなかった。

2 犯則事件の調査・告発実績

(1) 犯則事件の調査の実施状況

平成 19 事務年度に告発した事件については、犯則嫌疑者等の居宅及び関係事務所等に対する必要な強制調査を実施するとともに、任意調査を実施した。

なお、アイ・シー・エフ株取得に係る偽計嫌疑事件については、大阪府警察本部と合同で強制調査を実施しており、事件の状況に応じて他の捜査機関と連携を図りつつ、効果的・効率的な調査の遂行に努めてきたところである。

(2) 告発の状況

証券監視委は、犯則事件の調査結果に基づき、風説の流布及び偽計の嫌疑で 2 件・6 名（大盛工業株券に係る風説の流布事件、アイ・シー・エフ株券取得に係る偽計事件）、相場操縦の嫌疑で 4 件・13 名（オーエー・システム・プラザ株券に係る相場操縦事件、南野建設株券に係る相場操縦事件、オー・エイチ・ティー株券に係る相場操縦事件、ケイエス冷凍食品株券に係る相場固定事件）、内部者取引の嫌疑で 2 件・5 名（宝印刷（株）社員による内部者取引事件、野村證券（株）社員らによる内部者取引事件）の合計 8 件・24 名について、検察官に告発した。

(附属資料 185 頁以下の告発事件の概要一覧表参照)

なお、平成 19 事務年度の告発案件のうち、大盛工業株券に係る風説の流布事件及び野村證券(株)社員らによる内部者取引事件については東京地方検察庁検察官、アイ・シー・エフ株券に係る偽計事件、オーエー・システム・プラザ株券に係る相場操縦事件及び南野建設株券に係る相場操縦事件については大阪地方検察庁検察官、ケイエス冷凍食品株券に係る相場固定事件については名古屋地方検察庁検察官、宝印刷(株)社員による内部者取引事件については札幌地方検察庁検察官、オー・エイチ・ティー株券に係る相場操縦事件についてはさいたま地方検察庁検察官にそれぞれ告発した。このように事案が地域的な広がりを見せるなか証券監視委としては、不公正取引に対して、機動的かつ効果的に対応し、厳正な対処に努めてきたところである。

(3) 告発事案の概要

① オーエー・システム・プラザ株券に係る相場操縦事件

【調査の実施状況及び告発の状況】

証券監視委は、(株)オーエー・システム・プラザの株券に係る相場操縦が証取法(第 159 条第 1 項等 相場操縦行為等の禁止)に違反するとして平成 19 年 9 月 26 日、大阪地方検察庁と合同で強制調査を実施したほか、必要な任意調査を行い、同年 10 月 15 日、犯則嫌疑者 2 名を大阪地方検察庁検察官に告発した。

【告発の対象となった犯則事実】

犯則嫌疑者 2 名は、共謀の上、平成 18 年 10 月中旬、(株)オーエー・システム・プラザの株券について、

- i その株価の高値形成を図り、同株券の売買を誘引する目的をもって、連続した成行注文又は高指値注文を行って高値を買い上げるなどの方法により、同株券約 126 万株を買い付ける一方、同株券合計約 70 万株を売り付ける一連の取引をし、さらに、下値買い注文を入れて下値を支えるなどの方法により、同株券合計約 30 万株の買い付けの委託を行い、その株価を 193 円から 250 円まで高騰させるなど、いわゆる株価変動操作を行うとともに、
- ii 他人をして同株券の売買が繁盛に行われていると誤解させる目的をもって、同株券合計約 38 万株について、権利の移転を目的としない仮装の売買を行ったものである。

【告発後の経緯】

平成 19 年 10 月 16 日、上記犯則嫌疑者のうち 1 名について公訴の提起が行われた。平成 20 年 7 月 25 日、大阪地方裁判所において懲役 3 年(執行猶予 5 年)、追徴金約 4 億 4,225 万円の判決が言い渡され、大阪高等裁判所において公判係属中である。

② 大盛工業株券に係る風説の流布事件

【調査の実施状況及び告発の状況】

証券監視委は、(株)大盛工業の株券に係る風説の流布が証取法(第 158 条 風説の流布の禁止)に違反するとして、平成 17 年 10 月 3 日、東京地方検察庁と合同で強制調査を実施したほか、必要な任意調査を行い、平成 19 年 10 月 30 日、犯則嫌疑者 1 名を東京地方検察庁検察官に告発した。

【告発の対象となった犯則事実】

犯則嫌疑者は、(株)大盛工業の株券について、その売買等の取引のため及びその株価の上昇維持を図る目的をもって、真実は、同社の子会社である(株)ジャパンメディアネットワークにおいて、

携帯電話の通話料金を月額 4,500 円程度に定額・固定化するサービスを開始させられる見込みがないことを知りながら、同子会社社員らをして、「月額固定料金で携帯電話が使い放題となるサービスをスタートする」などの旨を記載した文書を記者多数に配布させるとともに、同旨の文書をインターネットで閲覧可能な同子会社のホームページに掲載させる等し、もって、有価証券の売買のため及び相場の変動を図る目的をもって、風説を流布したものである。

【告発後の経緯】

平成 19 年 10 月 31 日、上記犯則嫌疑者について公訴の提起が行われ、東京地方裁判所において公判係属中である。

③ 南野建設株券に係る相場操縦事件

【調査の実施状況及び告発の状況】

証券監視委は、南野建設(株)の株券に係る相場操縦が証取法（第 159 条第 1 項等 相場操縦行為等の禁止）に違反するとして、平成 19 年 10 月 12 日、大阪地方検察庁と合同で強制調査を実施したほか、必要な任意調査を行い、同年 11 月 1 日、犯則嫌疑者 5 名を大阪地方検察庁検察官に告発した。

【告発の対象となった犯則事実】

犯則嫌疑者 5 名は、共謀の上、南野建設(株)の株券につき、

- i 株価の高値形成を図ろうと企て、平成 14 年 11 月下旬から同年 12 月中旬までの間、同株券の売買を誘引する目的をもって、連続した高指値注文を行って高値を買い上げるなどの方法により、同株券合計約 978 万株を買い付ける一方、同株券合計約 1,042 万株を売り付け、さらに、大量の下値買い注文を入れて下値を支えるなどの方法により同株券合計約 445 万株の買付けの委託を行い、その株価を 95 円から 350 円まで高騰させるなどし、もって同株券の売買が繁盛であると誤解させ、かつ、同株券の相場を変動させるべき一連の売買及びその委託をするとともに、
- ii 他人をして同株券の売買が繁盛に行われていると誤解させる目的をもって、同期間中、同株券合計約 529 万株について、権利の移転を目的としない仮装の売買をしたものである。

【告発後の経緯】

平成 19 年 11 月 1 日、上記犯則嫌疑者 5 名中 3 名について公訴の提起が行われた。犯罪嫌疑者 A については、平成 20 年 3 月 21 日、大阪地方裁判所において、懲役 2 年（執行猶予 5 年）、追徴金約 3 億 8,379 円の判決が言い渡され、同裁判は確定した。犯則嫌疑者 B については、平成 20 年 7 月 25 日、大阪地方裁判所において、懲役 3 年（執行猶予 5 年）、追徴金約 4 億 4,225 万円の判決が言い渡され、大阪高等裁判所において公判係属中である。犯則嫌疑者 C については、大阪地方裁判所において公判係属中である。

④ オー・エイチ・ティー株券に係る相場操縦事件

【調査の実施状況及び告発の状況】

証券監視委は、オー・エイチ・ティー(株)の株券に係る相場操縦が証取法（第 159 条第 1 項等 相場操縦行為等の禁止）に違反するとして、必要な任意調査を行い、平成 19 年 11 月 29 日、犯則嫌疑者 2 名をさいたま地方検察庁検察官に告発した。

【告発の対象となった犯則事実】

- 犯則嫌疑者2名等は、共謀の上、オー・エイチ・ティー(株)の株券について、平成17年10月中旬、
- i その株価の高値形成を図ろうと企て、同株券の売買を誘引する目的をもって、連続した成行注文又は高指値注文を行って高値を買い上げるなどの方法により、同株券合計約2,500株を買い付ける一方、同株券合計約800株を売り付け、さらに大量の下値買注文を入れて下値を支えるなどの方法により、同株券合計約4,100株の買付けの委託を行い、同株券の株価を27万円から31万4,000円まで高騰させるなどし、もって、同株券の売買が繁盛であると誤解させ、かつ、同株券の相場を変動させるべき一連の売買及びその委託をするとともに、
 - ii 他人をして同株券の売買が繁盛に行われていると誤解させる目的をもって、同株券合計約720株について、権利の移転を目的としない仮装の売買を行ったものである。

【告発後の経緯】

平成19年11月30日、上記犯則嫌疑者2名について公訴の提起が行われた。平成20年6月30日、さいたま地方裁判所において犯則嫌疑者Aについては、懲役2年6月（執行猶予4年）、罰金300万円、犯則嫌疑者Bについては懲役1年6月（執行猶予4年）、罰金200万円、連帯で追徴金約5億1,108万円が言い渡され、東京高等裁判所において公判係属中である。

⑤ ケイエス冷凍食品株券に係る相場固定事件

【調査の実施状況及び告発の状況】

証券監視委は、ケイエス冷凍食品(株)の株券に係る相場固定が証取法（第159条第3項等 相場操縦行為等の禁止）に違反するとして、平成20年2月13日、名古屋地方検察庁と合同で強制調査を実施したほか、必要な任意調査を行い、同年3月4日、同社の主幹事証券会社であった犯則嫌疑法人（丸八証券(株)）及び犯則嫌疑者3名を名古屋地方検察庁検察官に告発した。

【告発の対象となった犯則事実】

犯則嫌疑者3名は、共謀の上、犯則嫌疑法人の業務に関し、ケイエス冷凍食品(株)の株券について、その株価を1,850円の公募価格以上に維持しようとして、同株券の相場を固定する目的をもって、政令で定めるところに違反して、平成18年4月上旬から同年5月下旬までの間、個人顧客への勧誘等により、顧客から1,850円の指値等による同株券3万8,700株の買付け注文を受託させた上、これらを執行させて買い支えるなどの方法により、同株価を1,850円から1,900円の間に固定させ、もって、相場を固定させる目的をもって、一連の有価証券売買の受託等をしたものである。

【告発後の経緯】

平成20年3月4日、上記犯則嫌疑法人及び犯則嫌疑者3名について公訴の提起が行われた。同年6月17日、名古屋地方裁判所において、犯則嫌疑法人について罰金2,500万円、犯則嫌疑者Bについては懲役1年（執行猶予3年）、犯則嫌疑者Cについては懲役10月（執行猶予3年）の判決が言い渡され、確定した。犯則嫌疑者Aについては名古屋地方裁判所において公判係属中である。

⑥ アイ・シー・エフ株券取得に係る偽計事件

【調査の実施状況及び告発の状況】

証券監視委は、(株)アイ・シー・エフ株券取得に係る偽計取引が証取法（第158条等 偽計の禁止）に違反するとして、平成20年2月13日、大阪府警察本部と合同で強制調査を実施したほか、必要な任意調査を行い、同年3月5日、犯則嫌疑法人（(株)アイ・シー・エフ）及び犯則嫌疑者4名を大阪地方検察庁検察官に告発した。

【告発の対象となった犯則事実】

犯則嫌疑者4名は、共謀の上、犯則嫌疑者のうち1名が実質的に支配する法人を(株)アイ・シー・エフの完全子会社とする株式交換を行うため、同法人の企業価値を過大に評価した上、同法人と(株)アイ・シー・エフとの間で締結された株式交換契約に基づく株式交換比率及び株式交換により発行する新株式数が正当なものである旨公表するなど偽計を用いようと企て、実体のない売上やこれに基づく利益を同法人に計上させ、将来的に同法人の業績が飛躍的に向上するかのように出作するとともに、同法人が債務超過状態にあったのを増資を装うなどして同法人の企業価値を過大に評価して算定した上、(株)アイ・シー・エフの取締役会決議を経て、同法人を(株)アイ・シー・エフの完全子会社化する旨の株式交換契約を締結し、虚偽の内容を含む公表を行うなどし、もって、有価証券取引のため、偽計を用いたものである。

【告発後の経緯】

平成20年3月6日、上記犯則嫌疑法人及び犯則嫌疑者4名のうち、犯則嫌疑法人及び犯則嫌疑者3名について公訴の提起が行われ、大阪地方裁判所において公判係属中である。

⑦ 宝印刷(株)社員による内部者取引事件

【調査の実施状況及び告発の状況】

証券監視委は、(株)ポッカコーポレーション他4銘柄に係る内部者取引が証取法（第167条第1項 公開買付者等関係者の禁止行為）に違反するとして、平成19年8月7日に強制調査を実施したほか、必要な任意調査を行い、平成20年3月14日、犯則嫌疑者2名を札幌地方検察庁検察官に告発した。

【告発の対象となった犯則事実】

犯則嫌疑者両名は、企業情報に関する開示書類の作成等を業とする印刷会社の従業員であったものであるが、

- i 犯則嫌疑者Aは、同印刷会社が公開買付届出書等の作成に係る業務委託契約を締結していた3社の業務執行決定機関が、上場会社3社の株券につき、公開買付けを行うことを決定したとの重要事実を、自己の職務に関し知り、あらかじめ上記上場会社3社の株券を買い付け、同事実の公表後にそれらの株券を売り抜けて利益を得ようと企て、同事実の公表前である平成17年8月から同年10月までの間、上記上場会社の株券合計6万1,000株を代金合計約5,410万円で買い付け
- ii 犯則嫌疑者両名は、同印刷会社が公開買付届出書等の作成に係る業務委託契約を締結していた2社の業務執行機関が、上場会社2社の株券につき、公開買付けを行うことを決定したとの重要事実を、犯則嫌疑者Bにおいて自己の職務に関して知り、あらかじめ上記上場会社2社の株券を買い付け、同事実の公表後にそれらの株券を売り抜けて利益を得ようと企て、共謀のうえ、同事実の公表前である平成18年5月から同年7月までの間、上記上場会社2社の株券合計9万2,500株を代金合計約8,341万円で買い付けたものである。

【告発後の経緯】

平成20年3月25日、上記犯則嫌疑者2名について公訴の提起が行われた。犯則嫌疑者Bについては、同日、札幌簡易裁判所にて罰金50万円の判決が言い渡された。犯則嫌疑者Aについては、同年5月23日、札幌地方裁判所において、懲役2年6月（執行猶予3年）、罰金700万円、追徴

金約 1 億 5,938 万円の判決が言い渡され、それぞれ確定した。

⑧ 野村證券(株)社員らによる内部者取引事件

【調査の実施状況及び告発の状況】

証券監視委は、三光純薬(株)他 3 銘柄に係る内部者取引が証取法（第 167 条 公開買付者等関係者の禁止行為）に違反するとして、平成 20 年 4 月 22 日に強制調査を実施したほか、必要な任意調査を行い、平成 20 年 5 月 30 日、犯則嫌疑者 3 名を東京地方検察庁検察官に告発した。

【告発の対象となった犯則事実】

犯則嫌疑者 A 及び B は共謀し、又は犯則嫌疑者 B が単独で、犯則嫌疑者 A がその職務上知った、三光純薬(株)他 3 社の各業務執行決定機関が株式交換等を行うことについての決定をした旨の重要事実等の公表前に、合計 4 銘柄の株券を買い付け、各重要事実等の公表後に売り抜けるなどし、また、犯則嫌疑者 C は、犯則嫌疑者 B が上記犯行に使用することを知りながら、自己名義の証券取引口座を開設し、犯則嫌疑者 B に自由に使用させ、同犯行を幫助したものである。

【告発後の経緯】

平成 20 年 6 月 2 日、上記犯則嫌疑者 3 名のうち犯則嫌疑者 A 及び犯則嫌疑者 B について公訴の提起が行われた。東京地方裁判所において公判係属中である。

第5 ディスクロージャーに関する勧告・告発

1 課徴金納付命令に係る勧告

(1) 勧告の状況

平成 19 事務年度においては、平成 20 年 6 月 19 日に、課徴金額の過去最高額である 15 億 9,457 万 9,999 円の課徴金納付命令勧告（株式会社 I H I に係る有価証券報告書等の虚偽記載）を行うなど、開示書類の虚偽記載に関して 10 件、16 億 4,660 万 9,996 円の課徴金納付命令の発出を求める勧告を行った。

平成 19 事務年度における勧告事案は、虚偽記載のある開示書類が、発行開示書類（有価証券届出書、発行登録追補書類）や継続開示書類（有価証券報告書、半期報告書、訂正報告書）であり、虚偽記載の態様が、売上原価の過少計上、有形固定資産等の過大計上、架空売上及び架空仕入の計上、関係会社株式の過大計上、売上の前倒し計上等であったりと、その内容は多岐にわたるものとなっている。

(2) 勧告事案の概要

平成 19 事務年度において、開示書類の虚偽記載に関して課徴金納付命令の発出を求める勧告を行った事案の概要は次のとおりである。なお、発行開示書類の虚偽記載に係る課徴金額は、金商法第 172 条の規定に基づき、募集により取得させた有価証券の発行価額又は売出しにより売り付けた有価証券の売価額の 100 分の 1（その有価証券が株券等である場合には 100 分の 2）と算定される。

継続開示書類の虚偽記載に係る課徴金額は、金商法第 172 条の 2 の規定に基づき、300 万円又は株式の市場価額の総額の 10 万分の 3 のいずれか大きい額（半期報告書はその 2 分の 1）と算定される。

（注 1） 継続開示書類の虚偽記載に係る課徴金額の算定において、株式の市場価額がないとき等は、貸借対

照表に計上されている資産の額の合計額から負債の額の合計額を控除して得た額とする（金商法施行令第33条の5の3）。

（注2） 継続開示書類の虚偽記載については、平成17年12月1日以後に提出された有価証券報告書等が課徴金の対象となる。なお、平成18年11月30日までに提出された有価証券報告書等の虚偽記載について、自発的に訂正報告書を提出していること等の一定の要件を満たした対象者に対する課徴金額は、200万円又は株式の市場価額の総額等の10万分の2のいずれか大きい額と定められている（平成17年法律第76号附則第5条第2項）。

① **株式会社東日カーライフグループに係る有価証券報告書等の虚偽記載に係る課徴金納付命令勧告**
株式会社東日カーライフグループは、売上原価の過少計上、販売費及び一般管理費の過少計上等により、

（1）第93期事業年度について、平成19年1月15日、連結当期純損益が261百万円（百万円未満切捨て。以下、連結当期純利益額、連結中間純利益額及び連結当期純損失額について同じ。）の損失であったにもかかわらず、これを404百万円の利益と記載するなどした連結損益計算書を掲載した平成17年3月期有価証券報告書に係る訂正報告書を

（2）第94期事業年度について、

① 平成17年12月13日、連結中間純損益が1,101百万円の利益であったにもかかわらず、これを1,803百万円の利益と記載するなどした中間連結損益計算書を掲載した平成17年9月中間期半期報告書を

② 平成18年6月23日、連結当期純損益が69百万円の損失であったにもかかわらず、これを1,352百万円の利益と記載するなどした連結損益計算書を掲載した平成18年3月期有価証券報告書を

③ 平成19年1月15日、連結当期純損益が69百万円の損失であったにもかかわらず、これを836百万円の利益と記載するなどした連結損益計算書を掲載した平成18年3月期有価証券報告書の訂正報告書を

それぞれ、関東財務局長に対して提出したものである。

・ 勧告年月日 平成19年7月18日
・ 課徴金額 600万円

（注）課徴金額は、以下のように算出される。

① 平成17年3月期有価証券報告書の訂正報告書に係るもの

同社の株式の市場価額の総額に10万分の3を乗じて得た額（38万9,074円）が300万円を超えないことから、300万円となる。

② 平成17年9月中間期半期報告書、平成18年3月期有価証券報告書及び同有価証券報告書の訂正報告書に係るもの

同社の株式の市場価額の総額に10万分の3を乗じて得た額（81万4,197円）が300万円を超えないことから、平成17年9月中間期半期報告書については300万円の2分の1に相当する額である150万円、平成18年3月期有価証券報告書については300万円、同有価証券報告書の訂正報告書については300万円が、各個別決定ごとの算出額となる。

ここで、証取法第185条の7第2項の規定により、同一の事業年度に係る2以上の虚偽の継続開示書類が提出されたときは、課徴金額を調整することとなるため、下記のとおり300万円を個別決定ごとの算出額に基づき按分した金額が課徴金の額となる。

イ 平成17年9月中間期半期報告書について

口 平成18年3月期有価証券報告書について

ハ 同有価証券報告書の訂正報告書について

・ 勧告後の経緯 審判手続開始決定日 平成19年7月18日

課徴金納付命令日 平成19年8月7日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行われなかった。

② 日特建設株式会社に係る有価証券報告書等の虚偽記載に係る課徴金納付命令勧告

日特建設株式会社は、有形固定資産等の過大計上により、

- (1) 平成 17 年 12 月 16 日、連結純資産額が 3,500 百万円(百万円未満切捨て。以下、連結純資産額について同じ。)であったにもかかわらず、連結純資産額に相当する「資本合計」欄に 4,532 百万円と記載するなどした中間連結貸借対照表を掲載した平成 17 年 9 月中間期半期報告書を
- (2) 平成 18 年 6 月 29 日、連結純資産額が 3,978 百万円であったにもかかわらず、連結純資産額に相当する「資本合計」欄に 5,001 百万円と記載するなどした連結貸借対照表を掲載した平成 18 年 3 月期有価証券報告書を
- (3) 平成 18 年 12 月 15 日、連結純資産額が 2,579 百万円であったにもかかわらず、連結純資産額に相当する「純資産合計」欄に 3,588 百万円と記載するなどした中間連結貸借対照表を掲載した平成 18 年 9 月中間期半期報告書を

それぞれ、関東財務局長に対して提出したものである。

・ 勧告年月日 平成 19 年 11 月 20 日

・課徴金額 349万9,999円

(注) 課徴金額は、以下のように算出される。

① 平成17年9月中間期半期報告書及び平成18年3月期有価証券報告書に係るもの

同社の株式の市場価額の総額に10万分の2を乗じて得た額（20万4,390円）が200万円を超えないことから、平成17年9月中間期半期報告書については200万円の2分の1に相当する額である100万円、平成18年3月期有価証券報告書については200万円が、各個別決定ごとの算出額となる。

ここで、金商法第 185 条の 7 第 2 項の規定により、同一の事業年度に係る 2 以上の虚偽の継続開示書類が提出されたときは、課徴金額を調整することとなるため、下記のとおり 200 万円を個別決定ごとの算出額に基づき按分した金額が課徴金の額となる。

イ 平成17年9月中間期半期報告書について

2,000,000 × 1,000,000	／	(2,000,000 + 1,000,000)
(半期報告書の個別決定額)		(個別決定額の合計)

口 平成18年3月期有価証券報告書について

2,000,000 × 2,000,000	／	(2,000,000 + 1,000,000)
(有価証券報告書の個別決定額)		(個別決定額の合計)

$$= 1,333,333 \text{ 円}$$

② 平成18年9月中間期半期報告書に係るもの

同社の株式の市場価額の総額に 10 万分の 3 を乗じて得た額 (22 万 128 円) が 300 万円を超えないことから、課徴金の額は 300 万円の 2 分の 1 に相当する額である 150 万円となる。

・ 勧告後の経緯	審判手続開始決定日	平成 19 年 11 月 20 日
	課徴金納付命令日	平成 19 年 12 月 5 日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行われなかった。

③ 株式会社ネットマークスに係る有価証券報告書等の虚偽記載に係る課徴金納付命令勧告

株式会社ネットマークスは、架空売上及び架空仕入の計上により、

(1) 平成 18 年 6 月 26 日、連結当期純損益が 60 百万円（百万円未満切捨て。以下、連結当期純利益額及び連結当期純損失額について同じ。）の損失であったにもかかわらず、これを 346 百万円の利益と記載するなどした連結損益計算書を掲載した平成 18 年 3 月期有価証券報告書を

(2) 平成 19 年 2 月 15 日、連結当期純損益が 60 百万円の損失であったにもかかわらず、これを 346 百万円の利益と記載するなどした連結損益計算書を掲載した平成 18 年 3 月期有価証券報告書の訂正報告書を

それぞれ、関東財務局長に対して提出したものである。

・ 勧告年月日 平成 19 年 12 月 21 日
・ 課 徴 金 額 300 万円

(注) 課徴金額は、以下のように算出される。

① 平成18年3月期有価証券報告書に係るもの

同社の株式の市場価額の総額に10万分の2を乗じて得た額(90万5,528円)が200万円を超えないことから、200万円となる。

② 同有価証券報告書の訂正報告書に係るもの

同社の株式の市場価額の総額に10万分の3を乗じて得た額（135万8,293円）が300万円を超えないことから、300万円となる。

ここで、金商法第 185 条の 7 第 2 項の規定により、同一の事業年度に係る 2 以上の虚偽の継続開示書類が提出されたときは、課徴金額を調整することとなるため、下記のとおり 300 万円を個別決定ごとの算出額に基づき按分した金額が課徴金の額となる。

イ 平成18年3月期有価証券報告書について

3,000,000 × 2,000,000	／	(2,000,000 + 3,000,000)
(有価証券報告書の個別決定額)		(個別決定額の合計)

=1.200.000 円

ロ 同有価証券報告書の訂正報告書について

$$3.000.000 \times 3.000.000 \quad \neq \quad (2.000.000 + 3.000.000)$$

(個別決定額の合計)

$$= 1,800,000 \text{ 円}$$

・ 勧告後の経緯	審判手続開始決定日	平成 19 年 12 月 21 日
	課徴金納付命令日	平成 20 年 1 月 18 日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行われなかった。

④ 三洋電機株式会社に係る半期報告書の虚偽記載に係る課徴金納付命令勧告

三洋電機株式会社は、関係会社株式の過大計上及び関係会社損失引当金の過少計上等により、平成17年12月28日、純資産額が174,641百万円（百万円未満切捨て。以下、純資産額について同じ。）であったにもかかわらず、純資産額に相当する「資本合計」欄に226,872百万円と記載するなどした中間貸借対照表を掲載した平成17年9月中間期半期報告書を関東財務局長に対して提出したものである。

・ 勧告年月日 平成 19 年 12 月 25 日
・ 課 徴 金 額 830 万円

(注) 課徴金額は、同社の株式の市場価額の総額に10万分の3を乗じて得た額(1,660万3,609円)が300万円を超えていることから、1,660万3,609円の2分の1に相当する額(830万1,804円)について、金商法第176条第2項の規定により1万円未満の端数を切り捨てた830万円となる。

・ 勧告後の経緯	審判手続開始決定日	平成 19 年 12 月 25 日
	課徴金納付命令日	平成 20 年 1 月 18 日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行われなかった。

⑤ 株式会社アスキーソリューションズに係る有価証券報告書等の虚偽記載に係る課徴金納付命令勧告
株式会社アスキーソリューションズは、

(1) 有価証券報告書等について、

① 平成 18 年 6 月 29 日、売上の過大計上及び費用の無形固定資産への付替え等により、純資産額が 520 百万円（百万円未満切捨て。以下、当期純利益額、純資産額、中間純損失額、平成 17 年 4 月 1 日から同年 12 月 31 日までの期間における経常損益額及び純損益額について同じ。）であったにもかかわらず、純資産額に相当する「資本合計」欄に 615 百万円と記載するなどした貸借対照表、及び当期純利益が 56 百万円であったにもかかわらず、これを 151 百万円と記載するなどした損益計算書を掲載した平成 18 年 3 月期有価証券報告書を

② 平成 18 年 12 月 21 日、売上債権の過大計上及び棚卸資産の過大計上等により、純資産額が 669 百万円であったにもかかわらず、純資産額に相当する「純資産合計」欄に 1,071 百万円と記載するなどした中間貸借対照表、及び中間純損益が 358 百万円の損失であったにもかかわらず、これを 51 百万円の損失と記載するなどした中間損益計算書を掲載した平成 18 年 9 月中間期半期報告書を

③ 平成19年6月1日、売上債権の過大計上等により、純資産額が669百万円であったにもかかわらず、純資産額に相当する「純資産合計」欄に858百万円と記載するなどした中間貸借対照表、及び中間純損益が358百万円の損失であったにもかかわらず、これを263百万円

の損失と記載するなどした中間損益計算書を掲載した平成 18 年 9 月中間期半期報告書の訂正報告書を

- ④ 平成 19 年 6 月 28 日、前渡金の過大計上等により、純資産額が 196 百万円であったにもかかわらず、純資産額に相当する「純資産合計」欄に 386 百万円と記載するなどした貸借対照表を掲載した平成 19 年 3 月期有価証券報告書を

それぞれ、関東財務局長に対して提出したものである。

(2) 有価証券届出書について、

- ① 平成 18 年 3 月 1 日、売上の過大計上等により、経常損益が 5 百万円の損失であったにもかかわらず、これを 18 百万円の利益と、純損益が 8 百万円の損失であったにもかかわらず、これを 15 百万円の利益と記載するなどした平成 17 年 4 月 1 日から同年 12 月 31 日までの期間における損益計算書を掲載した有価証券届出書を関東財務局長に対して提出し、同有価証券届出書に基づく募集により、平成 18 年 4 月 5 日、1,500 株の株券を 5 億 2,500 万円で、

- ② 平成 19 年 8 月 10 日、平成 19 年 3 月期有価証券報告書を組込情報とする有価証券届出書を関東財務局長に対して提出し、同有価証券届出書に基づく募集により、平成 19 年 8 月 27 日、2,650 株の株券を 1 億 5,370 万円で

それぞれ、取得させたものである。

・ 勧告年月日 平成 20 年 2 月 1 日

・ 課 徴 金 額 1,957 万円

(注) 課徴金額は、以下のように算出される。

① 平成 18 年 3 月期有価証券報告書に係るもの

同有価証券報告書に記載されている貸借対照表に計上されている資産の額の合計額（17 億 3,185 万 61 円）から負債の額の合計額（11 億 1,631 万 9,322 円）を控除して得た額（6 億 1,553 万 739 円）に 10 万分の 3 を乗じて得た額（1 万 8,465 円）が 300 万円を超えないことから、300 万円となる。

② 平成 18 年 9 月中間期半期報告書及び同半期報告書の訂正報告書並びに平成 19 年 3 月期有価証券報告書に係るもの

同社の株式の市場価額の総額に 10 万分の 3 を乗じて得た額（13 万 1,117 円）が 300 万円を超えないことから、同半期報告書及び同訂正報告書並びに同有価証券報告書に係る個別決定ごとの算出額は、

イ 同半期報告書については、300 万円の 2 分の 1 に相当する額である 150 万円

ロ 同訂正報告書については、300 万円の 2 分の 1 に相当する額である 150 万円

ハ 同有価証券報告書については、300 万円

となる。

ここで、金商法第 185 条の 7 第 2 項の規定により、同一の事業年度に係る 2 以上の虚偽の継続開示書類が提出されたときは、課徴金の額を調整することとなるため、下記のとおり 300 万円を個別決定ごとの算出額に基づき按分した金額が課徴金の額となる。

i 平成 18 年 9 月中間期半期報告書について

$$\begin{array}{rcl} 3,000,000 \times 1,500,000 & \div & (1,500,000 + 1,500,000 + 3,000,000) \\ \text{(半期報告書の個別決定額)} & & \text{(個別決定額の合計)} \\ & & = 750,000 \text{ 円} \end{array}$$

ii 同半期報告書の訂正報告書について

$$\begin{array}{rcl} 3,000,000 \times 1,500,000 & \div & (1,500,000 + 1,500,000 + 3,000,000) \\ \text{(訂正報告書の個別決定額)} & & \text{(個別決定額の合計)} \\ & & = 750,000 \text{ 円} \end{array}$$

iii 平成 19 年 3 月期有価証券報告書について

$$\frac{3,000,000 \times 3,000,000}{(1,500,000 + 1,500,000 + 3,000,000)} \\ \text{(有価証券報告書の個別決定額)} \quad \text{(個別決定額の合計)} \\ = 1,500,000 \text{ 円}$$

③ 平成 18 年 3 月 1 日及び平成 19 年 8 月 10 日提出の有価証券届出書に係るもの

重要な事項につき虚偽の記載がある発行開示書類に基づく募集により取得させた株券等の発行価額の総額の 100 分の 2 に相当する額が課徴金の額となることから、

i 平成 18 年 3 月 1 日提出の有価証券届出書に係る課徴金の額は、

$$5 \text{ 億 } 2,500 \text{ 万円} \times 2 \div 100 = 1,050 \text{ 万円}$$

ii 平成 19 年 8 月 10 日提出の有価証券届出書に係る課徴金の額は、

$$1 \text{ 億 } 5,370 \text{ 万円} \times 2 \div 100 = 307 \text{ 万 } 4,000 \text{ 円}$$

について、金商法第 176 条第 2 項の規定により 1 万円未満を切り捨てて、307 万円

・ 勧告後の経緯 審判手続開始決定日 平成 20 年 2 月 1 日

 課徴金納付命令日 平成 20 年 2 月 21 日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行われなかった。

⑥ 丸善株式会社に係る有価証券報告書等の虚偽記載に係る課徴金納付命令勧告

丸善株式会社は、売上の前倒し計上等により、

(1) 平成 17 年 12 月 13 日、連結経常損益が 939 百万円(百万円未満切捨て。以下、連結経常損失、連結中間純損失、連結純資産額、連結当期純損失について同じ。)の損失であったにもかかわらず、これを 802 百万円の損失と、連結中間純損益が 6,950 百万円の損失であったにもかかわらず、これを 6,815 百万円の損失と記載するなどした中間連結損益計算書、及び連結純資産額が 4,079 百万円であったにもかかわらず、連結純資産額に相当する「資本合計」欄に 5,051 百万円と記載するなどした中間連結貸借対照表を掲載した平成 17 年 9 月中間期半期報告書を

(2) 平成 18 年 4 月 28 日、連結経常損益が 529 百万円の損失であったにもかかわらず、これを 360 百万円の損失と、連結当期純損益が 6,790 百万円の損失であったにもかかわらず、これを 6,624 百万円の損失と記載するなどした連結損益計算書、及び連結純資産額が 4,257 百万円であったにもかかわらず、連結純資産額に相当する「資本合計」欄に 5,261 百万円と記載するなどした連結貸借対照表を掲載した平成 18 年 1 月期有価証券報告書を

それぞれ、関東財務局長に対して提出したものである。

・ 勧告年月日 平成 20 年 3 月 14 日

・ 課 徴 金 額 165 万 9,999 円

(注) 課徴金額は、以下のように算出される。

平成 17 年 9 月中間期半期報告書及び平成 18 年 1 月期有価証券報告書に係る課徴金の額について、同社の株式の市場価額の総額に 10 万分の 2 を乗じて得た額 (48 万 6,677 円) が 200 万円を超えないこと及び同事業年度の月数が 10 月であることから、同半期報告書及び同有価証券報告書に係る個別決定ごとの算出額 (金商法第 176 条第 2 項の規定により 1 万円未満の端数切捨て) は、

イ 同半期報告書については、200 万円の 2 分の 1 に相当する額に 12 分の 10 を乗じた額である 83 万円

ロ 同有価証券報告書については、200 万円に 12 分の 10 を乗じた額である 166 万円

ここで、金商法第 185 条の 7 第 2 項の規定により、同一の事業年度に係る 2 以上の虚偽の継続開示書類が提出されたときは、課徴金額を調整することとなるため、下記のとおり 166 万円を個別決定ごとの算出額に基づき按分した金額が課徴金の額となる。

$$= 553,333 \text{ 円}$$
$$= 1,106,666 \text{ 円}$$

i 平成17年9月中間期半期報告書について

ii 平成18年3月期有価証券報告書について

・ 勧告後の経緯	審判手続開始決定日	平成 20 年 4 月 15 日
	課徴金納付命令日	平成 20 年 5 月 9 日

(3) 平成 19 年 4 月 27 日、連結当期純損益が 1,227 百万円の損失であったにもかかわらず、これを 463 百万円の損失と記載するなどした連結損益計算書、及び連結純資産額が 3,483 百万円であったにもかかわらず、連結純資産額に相当する「純資産合計」欄に 4,679 百万円と記載するなどした連結貸借対照表を掲載した平成 19 年 1 月期有価証券報告書をそれぞれ、関東財務局長に対して提出したものである。

- ・ 勧告年月日 平成 20 年 6 月 3 日
- ・ 課 徴 金 額 500 万円

(注) 課徴金額は、以下のように算出される。

① 平成 18 年 1 月期有価証券報告書に係るもの

同社の株式の市場価額の総額に 10 万分の 2 を乗じて得た額 (12 万 2,612 円) が 200 万円を超えないことから、200 万円となる。

② 平成 18 年 7 月中間期半期報告書及び平成 19 年 1 月期有価証券報告書に係るもの

平成 18 年 7 月中間期半期報告書について、同社の株式の市場価額の総額に 10 万分の 2 を乗じて得た額 (10 万 7,143 円) が 200 万円を超えないこと及び平成 19 年 1 月期有価証券報告書について、同社の株式の市場価額の総額に 10 万分の 3 を乗じて得た額 (16 万 714 円) が 300 万円を超えないことから、同半期報告書及び同有価証券報告書に係る個別決定ごとの算出額は、

イ 同半期報告書については、200 万円の 2 分の 1 に相当する額である 100 万円

ロ 同有価証券報告書については、300 万円

となる。

ここで、金商法第 185 条の 7 第 2 項の規定により、同一の事業年度に係る 2 以上の虚偽の継続開示書類が提出されたときは、課徴金額を調整することとなるため、下記のとおり 300 万円を個別決定ごとの算出額に基づき按分した金額が課徴金の額となる。

i 平成 18 年 7 月中間期半期報告書について

$$\begin{array}{rcl} 3,000,000 \times 1,000,000 & \div & (1,000,000 + 3,000,000) \\ \text{(半期報告書の個別決定額)} & & \text{(個別決定額の合計)} \\ & & = 750,000 \text{ 円} \end{array}$$

ii 平成 19 年 1 月期有価証券報告書について

$$\begin{array}{rcl} 3,000,000 \times 3,000,000 & \div & (1,000,000 + 3,000,000) \\ \text{(有価証券報告書の個別決定額)} & & \text{(個別決定額の合計)} \\ & & = 2,250,000 \text{ 円} \end{array}$$

- ・ 勧告後の経緯 審判手続開始決定日 平成 20 年 6 月 3 日
課徴金納付命令日 平成 20 年 6 月 19 日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行われなかった。

⑩ 株式会社 I H I に係る有価証券報告書等の虚偽記載に係る課徴金納付命令勧告

株式会社 I H I は、

(1) 有価証券報告書等について、

- ① 平成 18 年 12 月 15 日、売上の過大計上及び売上原価の過少計上等により、連結中間純損益が 10,095 百万円 (百万円未満四捨五入。以下、連結中間純損失額及び連結当期純損益額

について同じ。)の損失であったにもかかわらず、これを2,817百万円の損失と記載するなどした中間連結損益計算書を掲載した平成18年9月中間期半期報告書を

- ② 平成19年6月27日、売上の過大計上及び売上原価の過少計上等により、連結当期純損益が4,593百万円の損失であったにもかかわらず、これを15,825百万円の利益とするなどした連結損益計算書を掲載した平成19年3月期有価証券報告書を

それぞれ、関東財務局長に対して提出したものである。

(2) 有価証券届出書等について、

- ① 平成19年1月9日、平成18年9月中間期半期報告書を参照書類とする有価証券届出書を関東財務局長に対して提出し、同有価証券届出書に基づく一般募集により、平成19年1月26日、1億4,300万株の株券を559億1,300万円で
- ② 平成19年1月9日、平成18年9月中間期半期報告書を参照書類とする有価証券届出書を関東財務局長に対して提出し、同有価証券届出書に基づく第三者割当による募集により、平成19年2月26日、2,145万株の株券を80億4,460万8,000円で
- ③ 平成19年6月8日、平成18年9月中間期半期報告書を参照書類とする発行登録追補書類を関東財務局長に対して提出し、同発行登録追補書類に基づく募集により、平成19年6月18日、社債券を300億円で

それぞれ、取得させたものである。

- ・ 勧告年月日 平成20年6月19日
- ・ 課徴金額 15億9,457万9,999円

(注) 課徴金額は、以下のように算出される。

- ① 平成18年9月中間期半期報告書及び平成19年3月期有価証券報告書に係るもの

同社の株式の市場価額の総額に10万分の3を乗じて得た額(1,543万5,019円)が300万円を超えていることから、同半期報告書及び同有価証券報告書に係る個別決定ごとの算出額(金商法第176条第2項の規定により1円未満の端数切捨て)は、

イ 同半期報告書については、1,543万5,019円の2分の1に相当する額である771万円

ロ 同有価証券報告書については、1,543万円

となる。

ここで、金商法第185条の7第2項の規定により、同一の事業年度に係る2以上の虚偽の継続開示書類が提出されたときは、課徴金の額を調整することとなるため、下記のとおり1,543万円を個別決定ごとの算出額に基づき按分した金額が課徴金の額となる。

- i 平成18年9月中間期半期報告書について

$$\begin{array}{rcl} 15,430,000 \times 7,710,000 & \div & (7,710,000 + 15,430,000) \\ \text{(半期報告書の個別決定額)} & & \text{(個別決定額の合計)} \\ & & = 5,141,110 \text{ 円} \end{array}$$

- ii 平成19年3月期有価証券報告書について

$$\begin{array}{rcl} 15,430,000 \times 15,430,000 & \div & (7,710,000 + 15,430,000) \\ \text{(訂正報告書の個別決定額)} & & \text{(個別決定額の合計)} \\ & & = 10,288,889 \text{ 円} \end{array}$$

- ② 平成19年1月9日提出の有価証券届出書及び平成19年6月8日提出の発行登録追補書類に係るもの
重要な事項につき虚偽の記載がある発行開示書類に基づく募集により取得させた株券等の発行価額の総額の100分の2に相当する額が課徴金の額となることから、

- i 平成19年1月9日提出の一般募集についての有価証券届出書に係る課徴金の額は、

ii 平成19年1月9日提出の第三者割当についての有価証券届出書に係る課徴金の額は、
80億4,460万8,000円 $\times 2/100 = 1$ 億6,089万2,160円

iii 平成19年6月8日提出の発行登録追補書類に係る課徴金の額は、 $300 \text{ 億円} \times 1/100 = 3 \text{ 億円}$

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行われなかった。

平成 19 事務年度においては、有価証券報告書等の訂正報告書等の提出命令の発出を求める勧告は行っていない。

平成 20 年 6 月 17 日、上記犯則嫌疑法人及び犯則嫌疑者について公訴の提起が行われ、神戸地方裁判所において公判係属中である。

② (株)アイ・エックス・アイに係る虚偽有価証券報告書等提出事件

【調査の実施状況及び告発の状況】

証券監視委は、(株)アイ・エックス・アイに係る虚偽の記載のある有価証券報告書等の提出が証取法（第 197 条第 1 項等 重要な事項につき虚偽の記載のある有価証券報告書の提出）に違反するとして、平成 20 年 5 月 29 日、大阪地方検察庁と合同で強制調査を実施したほか、必要な任意調査を行い、同年 6 月 17 日、犯則嫌疑法人 1 社（(株)アイ・エックス・アイ）及び犯則嫌疑者 5 名を、大阪地方検察庁検察官に告発した。

【告発の対象となった犯則事実】

犯則嫌疑者 5 名は、共謀の上、いずれも嫌疑法人の業務に関し、

- i 嫌疑法人の平成 15 年 3 月期につき、循環取引を利用した架空売上を計上するなどの方法により、虚偽の記載のある有価証券報告書を提出し、
- ii 嫌疑法人の東証二部上場に伴う株式の募集に際し、前記 i 記載の有価証券報告書の写しをとじ込んだ、重要な事項につき虚偽の記載のある有価証券の募集に関する事項を記載した届出書を提出した

ものである。

【告発後の経緯】

平成 20 年 6 月 18 日、上記犯則嫌疑者 5 名のうち、3 名について公訴の提起が行われ、大阪地方裁判所において公判係属中である。

第5章 建 議

第1 概 説

公正性・透明性の高い健全な市場を確立するとともに、市場に対する投資者の信頼を保持するためには、市場のルールが市場を取り巻く環境の変化に対応したものでなければならない。このため、市場の実態を踏まえたルール整備が適切に行われるよう、証券監視委は、検査・調査等の結果に基づき、必要があると認めるときは、取引の公正を確保するため、又は投資者の保護その他の公益を確保するために必要と認められる施策について、内閣総理大臣、金融庁長官又は財務大臣に建議することができる（設置法第21条）（附属資料125頁参照）。

建議は、証券監視委が、検査・調査等の結果把握した事項を総合分析した上で、法規制や自主規制ルールの在り方等について証券監視委としての見解を明らかにし、これを行政や自主規制機関が行う諸施策に反映させようとするものである。証券監視委の行う建議は、規制当局等の政策対応の上で、重要な判断材料として扱われる。

具体的な建議の内容としては、証券監視委は、取引の実態等から見て現行の法規制、自主規制ルールでは不十分であるような場合に、その事実を指摘した上で、取引の公正又は投資者保護その他の公益を確保する観点から、法規制、自主規制ルールの在り方等について検討すべき課題を示し、その見直しを求めている。

第2 建議の実施状況及び建議に基づいて執られた措置

1 平成18事務年度までの建議の実施状況及び建議に基づいて執られた措置

平成4年の発足以来、証券監視委は、市場を取り巻く環境の変化に対応し、19事務年度までに15件の建議を行ってきたところである。特に、平成18事務年度には、発行市場における不正取引の増加などを背景に、金融庁長官に対し、①引受審査、②市場指標を歪める取引の規制、及び、③法定帳簿の保存期間の見直しについて、次の3件の建議を行った（附属資料218頁参照）。

(1) 引受審査について

証券会社が発行体の業績の見通し等について適切な引受審査を行わない事例が認められたことから、平成19年2月16日、証券会社が厳正かつ十分な引受審査を行うことを求める建議を行った。

これを踏まえ、金融庁は、有価証券の元引受を行う証券会社が、当該有価証券の発行者の財政状態、経営成績その他引受けの適否の判断に資する事項について、適切な審査を行うべき旨を規定する内容の盛り込まれた「金融商品取引業等に関する内閣府令」を制定し、平成19年9月30日に施行された。

(2) 市場指標を歪める取引の規制について

市場指標を変動させる偽装取引が認められたことから、平成19年2月16日、市場指標を実勢を反映しないものに歪めさせる取引を行うこと及び証券会社がこれらの取引を受託することが規制されることを求める建議を行った。

これを踏まえ、金融庁は、証券会社が市場VWAP、あるいは、出来高といった市場指標を変動させる目的で偽装取引を行うこと、及び、これらの取引を受託することを禁止・規制するべき旨を規定する内容の盛り込まれた「金融商品取引業等に関する内閣府令」を制定し、平成19年9月30日に施行された。

(3) 法定帳簿の保存期間の見直しについて

虚偽有価証券報告書等の提出等の罪の公訴時効が延長されたことから、平成 19 年 2 月 16 日、法定帳簿の保存期間を公訴時効の延長も勘案し、適切に見直すことを求める建議を行った。

これを踏まえ、金融庁は、虚偽の有価証券報告書等の提出等の罪について、公訴時効が延長されたことに伴い、注文伝票の保存期間（5 年）と公訴時効（最大 7 年）との整合性が図られる内容の盛り込まれた「金融商品取引業等に関する内閣府令」を制定し、平成 19 年 9 月 30 日に施行された。

2 平成 19 事務年度における建議の実施状況等

平成 19 事務年度の建議の実績はないが、証券監視委は、取引の公正及び投資者保護の確保のため必要と認められる措置等について、金融審議会では意見を述べるなど、種々の形で金融庁や自主規制機関等に対して問題意識を伝達し、必要な政策対応等を促している。

課徴金制度の見直しについては、平成 17 年の改正証券取引法附則において「政府は、おおむね二年を目途として、この法律による改正後の課徴金に係る制度の実施状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、課徴金の額の算定方法、その水準及び違反行為の監視のための方策を含め、課徴金に係る制度の在り方等について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。」とされている。これを受け、執行当局である証券監視委としては、金融審議会金融分科会第一部会に設置された法制ワーキング・グループに参加し、課徴金制度の実施状況・運用実績を踏まえ、意見を述べた。具体的には、例えば、課徴金額の水準の引上げ、課徴金の適用範囲の拡大及び課徴金の加減算制度の導入などについて、現状を解説しつつ、意見を述べた。これを踏まえ、これらの内容の盛り込まれた「金融商品取引法等の一部を改正する法律」が、平成 20 年 6 月 6 日に成立、6 月 13 日に公布されており、建議を行うのと同様の効果を得ている（本文 107 頁「第 7 章第 2 『1 課徴金制度の見直し』」参照）。

第6章 監視活動・機能強化への取組み等

第1 市場監視体制の充実・強化

1 組織の充実

(1) 組織の充実

証券監視委の組織については、課徴金調査の権限委任、検査権限範囲の拡大などの市場監視機能の充実・強化に併せ、従来の総務検査課及び特別調査課の2課体制から、現行の5課体制に拡充し、組織の充実を図っているところである。

平成20年度の機構・定員においても、国家公務員全体の厳しい定員事情の中、課徴金・開示検査体制の整備を大きな柱として増員要求を行った結果、22人の増員が認められ、証券監視委の平成20年度末の定員は358人となっている。

財務局等の証券取引等監視官（部門）においては、課徴金調査・開示検査体制の整備を中心に20人の増員が認められ、平成20年度末の定員は282人となり、証券監視委の定員と合計すると全体で640人となっている。

(2) 民間専門家等の採用

証券監視委は、平成19事務年度において、的確な市場監視及び職員の専門性向上を図る視点から、証券業務等に関して専門的知識・経験のある者、弁護士及び公認会計士など、合計25人の民間専門家を採用し、調査・検査体制を強化している。このような民間専門家の採用は、平成12年から実施しており、平成20年6月末現在88人が在籍している。

2 情報収集・分析能力の向上

(1) 証券総合システム（SCAN-System）の活用等

証券監視委においては、証券取引に係る複雑で膨大なデータを分析し、事実関係を解明する必要があることから、業務支援システムとして、平成5年以降、証券総合システムの開発を行い、業務の効率的運営に努めている。このシステムは、犯則事件の調査、課徴金の調査、開示検査、金融商品取引業者等の検査や日常的な市場監視、取引審査など証券監視委の業務に幅広く活用される総合的な電算システムであり、平成13年度までに基本的な開発を終了したが、業務の効率化の観点から引き続き各機能の見直し・拡充に努めているところである。平成19事務年度においては、電子政府構築計画の理念を踏まえた「金融検査及び監督並びに証券取引等監視等業務に関する業務・システム最適化計画」（平成18年3月28日付金融庁行政情報化推進会議決定）に基づく次期システムに係る要件定義書の見直し作業の支援を行ったところである。

（参考）証券総合システムの主な機能は、「証券会社検査系システム」と「取引審査系システム」に大別される。また、証券総合システムの支援システムとして、「インターネット巡回監視システム（SCAN-IPSS）」、「電子開示財務内容分析システム（SCAN-STAF）」及び一般から受け付けた情報を効率的に処理するための「情報管理システム」がある。

(2) 職員研修の充実

証券監視委は、これまで実際の検査やその結果の分析などを通じて様々な監視手法に係るノウハウの蓄積を行ってきており、それらをオン・ザ・ジョブ・トレーニングや研修などを通じて職員に身に付けさせ、その資質向上に努めてきている。

また、近年、取引内容の仕組みが複雑化、多様化し新たな金融商品が続々と開発されるとともに、クロスボーダー取引の増加やインターネット取引が急速に増大するなど金融・資本市場を取

り巻く環境が日々刻々と急激に変化してきている。こうした状況に的確に対応するため、個々の職員が高度な専門知識や技能を習得できるよう、業務に関する基礎的な研修はもとより、デリバティブ等に関する専門的な研修を実施しているほか、平成 19 年 9 月に施行した金融商品取引法の制度改正の詳細等についての理解を深めるよう研修を実施している。

一方、証券監視委職員の人材育成や人材活用等の重要性が高まっている中、直接部下を指導する立場にある中間監督者の役割が益々重要になってきているため、中間監督者会議を開催しこれらの者の意識の醸成に努めているところである。

さらに、海外規制当局における監視や検査の手法を習得し、証券監視委の市場監視業務に活かすため、証券監督者国際機構（IOSCO）や米国証券取引委員会（SEC）等が主催する研修に証券監視委事務局職員を参加させたほか、米国商品先物取引委員会（CFTC）や英国金融サービス機構（FSA）に職員を派遣している。

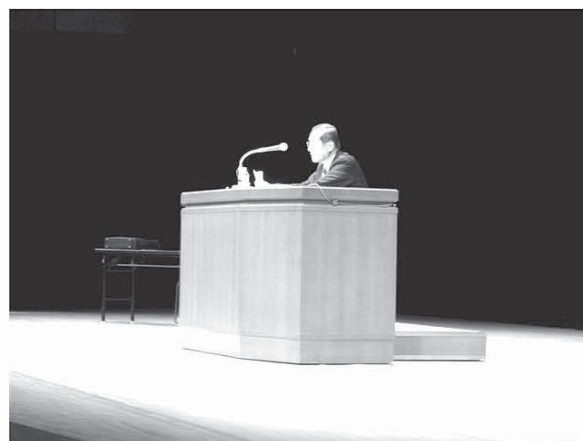
第2 市場参加者・投資者への情報発信等の取組み

1 概説

証券監視委は、「活動方針」の第二の柱である「市場規律の強化に向けた働きかけ」の一環として、市場参加者との対話、市場への情報発信の強化を掲げ、投資者へも幅広く積極的に情報発信に取り組んでいる。情報発信の手段としては、意見交換会、講演会、講義のほか証券監視委のホームページを通じて証券監視委の活動状況等の情報を提供することにより、市場参加者や個人投資家等に証券監視委の活動に対する理解と金融・資本市場に対する信頼を深めてもらうよう工夫を図っている。また、証券監視委の活動に有用な端緒となる情報がより多く寄せられるよう、上記の手段や政府広報等を通じてその提供を呼びかけている。

2 市場参加者・投資者への意見交換・講演会等の開催状況

証券監視委は、意見交換や講演等を通じ市場参加者や個人投資家等との対話、情報発信を積極的に実施中である。今事務年度は金融商品取引業者等に加え、特に公認会計士・監査法人や法律事務所等市場のゲートキーパーといわれる者との意見交換や講演を積極的に実施し、市場参加者として期待する役割に力点を置いた情報発信を行った。また、従来から実施している一般の大学のほか会計大学院や法科大学院の学生への講義も頻繁に実施し、証券監視委の活動を説明した。さらに、証券関係者以外にも経済同友会、日本経済団体連合会（金融制度委員会）といった企業経営者や経済団体、日本不動産鑑定協会、日本民間放送連盟等幅広く証券監視委の活動について情報発信を行った。



平成 20 年 6 月に行われた日本公認会計士協会での実務補修の様様

講師：福田委員

3 講演会、インターネット等による情報提供の呼びかけ

一般から寄せられる情報は、証券監視委の活動における市場分析審査、証券検査、課徴金調査、開示検査又は犯則事件の調査を行うに際しての端緒として非常に有用である。平成 19 事務年度においても、引き続き情報提供数の増加のための取組みとして、講演会やインターネットなどを活用した情報提供の呼びかけを行った。

特に、本事務年度では、これまで行ってきた投資者、学生等への講演会・講義に加え、新たに、業務説明会等を通じ弁護士や公認会計士などの市場参加者に対しても、不公正取引や金融商品取引業者の営業姿勢等に関する情報の提供を呼びかけた。

また、証券監視委ホームページにおいても引き続き情報提供を呼びかけてきたところであるが、これに加え、平成 20 年 4 月から開始した新着情報メール配信サービスにおいても、新着情報を電子メールで配信する際に情報提供を呼びかけているところである。

金融庁広報誌「アクセス F S A」においても「証券市場における不正・違法行為に関する情報を受け付けています！」と題した記事を毎号に掲載し、広く一般からの情報提供を呼びかけた。

証券監視委としては、一般からの情報提供は、証券監視委の業務の入り口として非常に重要であると考えていることから、より一層の情報提供を呼びかけるなど今後も引き続き情報提供増加のための取組みを行っていくこととしている。

4 ホームページの充実

インターネットが普及している昨今、証券監視委は、ホームページを通じて様々な情報を提供してきた。これまでも、活動状況や勧告の概要などの公表資料等をタイムリーに掲載し、証券監視委の監視活動について市場参加者等の認識を高めるべく、情報発信を強化してきたところである。

特に平成 19 事務年度においては、平成 20 年 4 月 2 日より新着情報メール配信サービスを開始し、利用者に最新の情報を提供している。<http://www.fsa.go.jp/haishin/sesc/index.html>

具体的には、あらかじめ電子メールアドレスを登録した者に、金融商品取引業者等に対する行政処分等に関する勧告や課徴金納付命令に関する勧告などの新着情報を、電子メールにて配信している。なお、19 事務年度末時点での登録者数は約 1,300 件となっている。

今後とも、ホームページの内容について充実を図り、情報発信の強化を行っていくこととしている。

第3 関係当局等との連携

1 概説

証券監視委は、我が国金融・資本市場の規制当局である金融庁との間で、緊密な情報交換を行うなど、一層の連携の強化に努めるとともに、各金融商品取引所や日本証券業協会などの自主規制機関との間でも緊密な情報交換に努めている。また、日本証券クリアリング機構や証券保管振替機構など、市場規律を強化する上で重要な役割を担う市場関係者・参加者との意見交換も行っている。さらに、犯則事件が地域的な広がりを見せる中で、警察及び検察との連携を一層深めると共に反社会的な勢力による金融・資本市場への関与の排除に向けて、警察等との意見交換を実施している。

また、近年、国際的な金融商品取引の増加などに伴い、我が国市場の公正性を確保する上で、海外の証券規制当局との連携強化がこれまで以上に重要となっている。こうした中、IOSCO（証券監督者国際機構）等の主催する主要な国際会議への参加や、海外証券規制当局幹部との意見交換・情報交換等を通じ、海外の規制当局との連携の強化に努めているところである。証券監視委

は、今後ともこうした国際的な相互協力の促進に向けた活動の強化を図ることとしている。

2 金融庁関係部局との連携

証券監視委が、市場の公正性・透明性の確保及び投資者保護のため、業務を適切に遂行していくに当たっては、我が国金融・資本市場の規制当局である金融庁との間で問題意識の共有を図ることが不可欠であり、証券監視委としては、種々の機会を通じて金融庁との適切な連携に努めている。例えば、日常的な意見交換等に加え、平成14年8月、金融庁の証券市場行政を担当する部署間の相互の連絡を強化する目的で設置された「金融庁証券市場行政連絡会議」にオブザーバーとして出席しているほか、平成17年2月、監督部局と検査部局がそれぞれの独立性を尊重しつつ適切な連携を図る目的で設置された「検査・監督連携会議」にメンバーとして出席するなど、市場ルールの監視役としての立場から、市場行政について金融庁と情報交換等を行っている。

また、証券監視委はその業務の一部について財務局長等に委任しており、各財務局等の監視官部門は、証券監視委の指揮・監督を受ける財務局長等の下でこれらの委任事務等を遂行することとなる。証券監視委では、各財務局等の監視官部門と十分な情報交換と意思疎通を確保することにより委任事務等の円滑な遂行を図るため、金融庁の主催する財務局長会議等に参加しているほか、年に数回、証券取引等監視官会議を開催し、問題意識の共有・浸透に努めている。

3 自主規制機関との緊密な情報交換

自主規制機関（金融商品取引所、金融商品取引業協会）は、仲介者の会員等を通じて、市場と仲介者に対する利用者の信頼を高める立場にある。仲介者にとっても、そうした努力が、長期的には仲介者自身の利益の増進につながると考えられる。今後、金融システムが発展する中で、法律に裏付けられた自主規制機関がその役割を適切に発揮していくことがますます重要となっており、自主規制機関の活動の一層の充実が期待されている。

日常的な市場監視活動は、自主規制機関においても行われており、それぞれの機関に所属する会員等が法令や自主規制ルールに基づいて適正に業務を執行しているかをチェックする重要な機能を有している。このため、証券監視委においては、効率的・効果的な市場監視の観点から、これら自主規制機関の市場監視部門に対して、定期的又は随時に個別の事案について照会を行うなど、緊密な連携を図っている。

また、市場の公正性・透明性の確保に向けた社会的要請がますます高まる中、証券監視委と自主規制機関との一層の連携が求められており、随時、金融商品取引所や金融商品取引業協会との間で、市場監視の現場を巡る様々な問題・課題等について、議論及び意見交換を行い、相互の問題意識の共有を図っている（附属資料136頁参照）。

さらに、日本証券業協会では、会員等のコンプライアンスの充実強化を図るため、内部管理統括責任者研修や内部管理統括補助責任者研修等、自主規制ルールに規定された研修を実施しており、証券監視委からもこれらの研修に講師として職員を派遣している。金融商品取引所が実施する研修についても、自主規制機能強化の観点から、講師として職員を派遣するなど、自主規制機関との一層の連携に努め、市場規律の向上を図っている。

4 海外証券規制当局との連携

(1) IOSCO（証券監督者国際機構）への参加

IOSCOは、証券規制の国際的な調和や規制当局間の相互協力を目指して活動している国際的組織であり、各国・地域から182機関が加盟している。証券監視委は、平成5年10月に加盟（注：準会員資格。なお、我が国からは金融庁が普通会员として加盟。）した。

IOSCOでは、最高意思決定機関である代表委員会（President Committee）を中心とした

総会が年1回開催されており、毎年、各国の証券規制当局のトップらが集まり、証券行政の現状や課題について議論及び意見交換を行っている。金融・資本市場における国際的な取引が増加する中、我が国における市場監視を適切に行うためには、各国の証券規制当局者間での情報及び意見交換を通して国際的な協力関係を深めることが極めて重要であり、証券監視委からも委員長等が総会に参加している。直近では、パリで開催された第33回総会（平成20年5月）に熊野委員が出席している。このほか、証券監視委は、地域固有の問題を議論する場となっているアジア太平洋地域委員会（APRC）やアジア太平洋地域の法執行担当者会合等に参加しており、海外関係当局との連携強化に努めているところである。

このほかIOSCOには、国際市場が直面する主要な規制上の問題を検討し実務的な解決策を提案することを目的として、先進国・地域の関係当局から構成される専門委員会（Technical Committee）と、その下に5つの常設委員会（SC：Standing Committees）が設置されており、証券監視委は、そのうち法執行及び情報交換に関する第4常設委員会（SC4）に参加している。SC4では、国際間にわたる証券犯罪に対応するための各国当局間の情報交換や法執行面での協力のあり方について議論を行っており、本事務年度は、情報交換に関して非協力的な地域との対話等について議論を行った。また、平成14年5月のIOSCO年次総会で採択された証券当局間の多国間情報交換枠組み（多国間MOU）については、SC4の下に設置されている加盟申請国の審査等を行う審査グループ（SG：Screening Group）会合に参加している。

なお、マルチMOUは、平成17年4月のコロンボ総会において法執行に関する協力・情報交換についての「国際的ベンチマーク」と位置づけられており、IOSCOメンバーは遅くとも2010年（平成22年）1月1日までに、マルチMOUへの署名又は署名を可能とする必要な法的権限を追求する公式のコミットメントを行うことが決議されている。これを受けて我が国も、平成18年5月に同枠組みへの署名申請を行い、平成20年2月にマルチMOUの署名国として承認された。これにより、証券監視委は、マルチMOU署名国との間で、エンフォースメント上必要な情報を相互に交換し合うことが可能となった。

（2）海外当局との二国間協力

① 情報交換・意見交換

証券監視委は、海外証券規制当局との連携強化の見地から、情報交換に関する二国間協定等の枠組みを活用し、積極的な情報交換に努めてきている。

具体的には、これまで米国証券取引委員会（SEC）、英国金融サービス機構（FSA）、シンガポール通貨監督庁（MAS）及び香港証券先物委員会（SFC）等の海外証券規制当局との間で、不公正な取引の疑いのある事例等について情報交換を行っている。

また、海外証券規制当局幹部との意見交換も随時行っている。平成19事務年度においては、平成19年11月に東京で開催されたIOSCO国際コンファレンス期間中に、米国SECのコックス委員長、米国商品先物取引委員会（CFTC）のルッケン委員長代行、英国FSAのサンツCEO、韓国金融監督委員会キム委員長兼院長が証券監視委を訪問し、佐渡委員長等との間で意見交換を行った。

② 情報交換協定の締結

金融・資本市場における国際的な取引の増加などに伴い、国境を越えて各国市場の公正性を害する行為が発生することが予想されるため、証券規制当局間の情報交換は必要不可欠である。海外証券規制当局との情報交換を円滑に行うため、金融庁を情報交換の主体として、これまで中国証券監督管理委員会（CSRC）、シンガポールMAS、米国SEC及び米国商品先物取引委員

会（CFTC）、豪州証券投資委員会（ASIC）、香港SFC、ニュージーランド証券委員会（SC）との間で情報交換協定が締結されている。

また、金融庁は、平成20年2月にIOSCOが策定した枠組みである各国証券監督当局間の協議・協力及び情報交換に関する多国間覚書（マルチMOU）の署名当局になり、マルチMOUの署名当局である世界中の証券監督当局との間で監督・エンフォースメント上必要な情報を相互に交換し合うことが可能となり、国際協力の下で、クロスボーダー化する証券市場の公正性等を確保していくこととなった。

（3）海外当局者を対象とした研修の実施

証券監視委は、平成20年3月に、アジア諸国をはじめとする新興市場国（11か国）の証券当局法執行担当者等21名の研修生を対象として、「第7回証券法執行セミナー」を開催した。このセミナーでは、アジア新興市場国の人材育成ひいては証券行政・市場の発展に貢献できるよう、証券監視委の職員や我が国の自主規制機関の実務担当者等を講師として、証券監視委の担う調査、検査及び取引審査実務をケース・スタディーやプレゼンテーションなどを通じて研修生に紹介している。

第7章 金融商品取引法改正による業務の拡大等

第1 概 説

金融商品取引法等の一部を改正する法律については、平成20年6月6日に成立、6月13日に公布され、公布日から6月以内の政令で定める日（ただし、金融商品取引業者・銀行・保険会社の間のファイアーウォール規制の見直し及び利益相反管理体制の構築については、公布日から1年以内の政令で定める日）からの施行に向けて、現在、関係政令・府令等の整備が行われているところである。

この法律は、我が国金融・資本市場の競争力の強化を図るため、金融に関する知識を有する特定の投資家に参加者を限定した市場（いわゆるプロ向け市場）を創設するとともに、投資信託商品の多様化、金融商品取引業者に係る兼職規制の撤廃等（いわゆるファイアーウォール規制の見直し）を行うほか、課徴金について水準の引上げ及び対象範囲の拡大を行う等の措置を講ずるため、金融商品取引法その他の関係法律の整備等を行うものである。

今般の改正により、証券監視委の行う検査・調査の対象・範囲も拡大している。まず、プロ向け市場の創設に関しては、プロ向け市場における開示規制が緩和される中、プロ投資者への簡素な情報提供の枠組み等の実効性を確保するため、提供又は公表された情報が虚偽である場合などを念頭に、課徴金制度及び罰則が整備され、証券監視委がそれらの調査・検査を行うこととされている。外国基準による財務諸表等が掲載された開示書類の虚偽記載に対する調査については、従来より、証券監視委で対処してきているところであるが、プロ向け市場において提供又は公表される「特定証券情報」及び「発行者情報」に対しても、こうした実務上の経験を踏まえ、適正に提供又は公表されているかとの観点から対処していくこととなる（金商法第27条の35等）。

次に、ファイアーウォール規制の見直しに関しては、有価証券関連業を行う金融商品取引業者の取締役等と、その親銀行等、子銀行等の役職員との兼職に係る規制が撤廃され、届出制となる（金商法第31条の4）ことに伴い、利益相反による弊害防止の実効性を確保し、金融グループとしての総合的な内部管理態勢の構築を促進する観点から、利益相反管理態勢の整備が求められている。証券監視委としては、こうした態勢の整備状況についても検証することとなるが、その際には、今般の改正を受けて策定される内閣府令及び監督指針等の内容並びに実務上の経験を踏まえ、関係者とも協議しつつ、適切な検査を行っていく（金商法第56条の2第3項）。

このほか、今般の改正により課徴金制度が見直され、また、金商法等に違反する行為の禁止・停止を裁判所に申し立てる権限が、新たに証券監視委に委任された。これらに関しては次節で述べる。

第2 金融商品取引法改正による業務の拡大

1 課徴金制度の見直し

課徴金制度は、違反行為の抑止を図り、規制の実効性を確保するという行政目的を達成するため、平成17年4月に導入された。市場の公正性・透明性を向上するには、金融・資本市場における違反行為の抑止が十全に図られることが必要である。今回の課徴金制度の見直しに当たっては、このような観点から、課徴金による違反抑止の実効性を一層確保するため、現行の課徴金の算定方法の見直し、課徴金の対象範囲の見直し、課徴金の加算・減算制度の導入、除斥期間の延長及び審判手続の見直しが行われた。

主な改正内容は、以下のとおりである。

(1) 課徴金の算定方法の見直し

違反行為を実効的に抑止するため、現行の課徴金の金額水準が引き上げられた。

- ① 発行開示書類等の虚偽記載（改正金商法第 172 条の 2）
課徴金額：募集・売出し総額の 2.25%（株式の場合は 4.5%）（従来：1%（2%））
- ② 継続開示書類の虚偽記載（改正金商法第 172 条の 4）
課徴金額：600 万円又は市場価額の総額の 10 万分の 6 のいずれか高い方（従来 300 万円
又は市場価額の総額の 10 万分の 3 のいずれか高い方）（四半期報告書・半
期・臨時報告書等の場合はその半額）
- ③ 風説の流布・偽計（改正金商法第 173 条）
課徴金額：（違反行為後 1 ヶ月間の最高値－違反行為終了時までの買付け等の価格）
× 保有株数（従来：違反開始後 1 ヶ月以内の確定損益）
- ④ 相場操縦（改正金商法第 174 条の 2）
課徴金額：違反行為期間中の売買損益＋（違反行為後 1 ヶ月間の最高値－違反行為終
了時までの買付け等の価格）× 保有株数（従来：違反行為期間中の売買損
益＋違反行為終了後 1 ヶ月以内の反対売買による確定損益）
- ⑤ 内部者取引（改正金商法第 175 条）
課徴金額：（重要事実公表後 2 週間以内の最高値－購入価格）× 購入株数（従来：（重
要事実公表日翌日の価格－購入価格）× 購入株数）

（2）課徴金の対象範囲の見直し

違反行為を実効的に抑止するため、課徴金の対象範囲が拡大された。

- ① 発行開示書類等の不提出（改正金商法第 172 条）
課徴金額：募集・売出し総額の 2.25%（株式の場合は 4.5%）
- ② 継続開示書類の不提出（改正金商法第 172 条の 3）
課徴金額：前事業年度の監査報酬額（前事業年度の監査がない場合等は 400 万円）
（四半期・半期報告書の場合はその半額）
- ③ 公開買付開始公告の不実施等（改正金商法第 172 条の 5、第 172 条の 6）
課徴金額：買付総額の 25%
- ④ 大量保有報告書等の不提出等（改正金商法第 172 条の 7、第 172 条の 8）
課徴金額：対象株券等の発行者の市場価額の総額の 10 万分の 1
- ⑤ 「特定投資家向け有価証券」に係る「特定証券情報」等の虚偽等（改正金商法第 172 条
の 9～第 172 条の 11）
課徴金額：法定開示と同様
- ⑥ 仮装・馴合売買（改正金商法第 174 条）
課徴金額：（違反行為後 1 ヶ月間の最高値－違反行為終了時までの買付け等の価格）
× 保有株数
- ⑦ 安定操作取引（改正金商法第 174 条の 3）
課徴金額：（違反行為後 1 ヶ月間の平均価格－違反行為期間中の平均価格）× 保有株
数＋違反行為の売買損益

（3）課徴金の加算・減算制度（改正金商法第 185 条の 7 第 12 項、第 13 項）

違反行為を的確に抑止するため及び自律的に防止・発見する体制の構築を促すとともに、
将来に向けて再発を防止するため、課徴金の加算・減算制度が設けられた。

（加算制度） 過去 5 年間に課徴金納付命令を受けたことがある者が再度違反した場合には
課徴金の額を 1.5 倍に加算

（減算制度） 当局による調査前に違反行為を申告した場合には課徴金の額を半額に減算

(4) 除斥期間の延長（改正金商法第 178 条）

認定された過去の違反行為を課徴金の対象とすることにより、抑止の実効性を一層確保するため、除斥期間が現行 3 年から 5 年に延長された（課徴金の対象となる行為が行われた日等から、5 年を経過したときは、審判手続開始の決定をすることができない）。

(5) 審判手続の見直し（改正金商法第 185 条の 10、第 185 条の 13）

審判手続の円滑・適正な実施等のため、審判手続について次の改正が行われた。

- ① 審判手続に係る書類の送達場所等の届出を求めることとする。
- ② 事件記録の閲覧等について、拒否する正当な理由がある場合を除き利害関係人が閲覧等ができることを明確化する。

2 違反行為の禁止・停止の裁判所に対する申立て

金商法上の違反行為について、裁判所は、緊急の必要があり、かつ、公益及び投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、金融庁長官の申立てにより、その行為の禁止・停止を命ずることができることとされている（金商法第 192 条第 1 項）。また、金融庁長官には、この申立てについて必要な調査を行う権限が与えられている（金商法第 187 条）。

この申立てやそれに向けた調査を日常的に有価証券等の取引を監視している証券監視委が直接実施することにより、違反行為に対する迅速かつ機動的な対応が可能となると考えられることから、今般の改正において、これらの権限が証券監視委に委任された（ただし、金融庁長官自らが行うことを妨げないこととされている）（改正金商法第 194 条の 7 第 4 項）。これらの権限の発動に当たり、具体的にどのような事案を対象とし、どのような手法を用いていくのかについては、今後、さらに検討を積み重ねていく必要があるが、これらも含め、証券監視委の持つ種々の権限を戦略的・機動的に用い、市場の公正性や投資者保護の確保に努めていく。

おわりに（個人投資家の皆様へ）

日本の金融・資本市場においては、これまで、「貯蓄から投資へ」、「間接金融から直接金融へ」の流れを加速させるため、累次にわたり構造改革が着実に実施されてきております。こうした構造改革努力のほか、IT技術の進展や市場における競争効果も相まって、個人投資家を対象としたインターネット取引の発達など販売チャネルの拡充や投資サービスの多様化、新商品や新たな取引形態の出現など、幅広い投資家の参加を促す市場環境の整備が進展しつつあるところです。

こうした市場の進展は、個人投資家の皆様にとって、様々な投資ニーズに応じた多様な選択肢を提供し、飛躍的に利便性を向上させるものではありませんが、その半面、こうした商品やサービスの多様化により、それらの中から何を選びどう運用をしていくかといった投資判断をより難しくしている面もあるのではないかと考えられます。

近年においては、新たなタイプの金融商品が個人投資家を対象に数多く販売されるようになってきています。高度なデリバティブを組み込んだ複雑な商品もあり、一般の個人投資家にとって容易に理解し難い商品もあるのではないかと考えられます。

もちろん、金融商品を販売する金融商品取引業者等の側も、金融商品を勧誘する際には、その金融商品の持つリスクなどその仕組みについて顧客が理解できるよう、十分な説明を行う「説明責任」と、投資者の知識、投資経験及び財産状況等に照らして適切な勧誘を行う「適合性の原則」の遵守が求められています。証券監視委は、こうした「説明責任」が果たされているか、「適合性の原則」に欠けるような勧誘が行われていないかなどの観点から監視活動を行い、個人投資家の保護に全力で取り組んでいます。

また、個人投資家の皆様においても、自らの意思で投資活動を行う以上、こうしたリスクや商品性を理解するための努力と責任が求められていると思います。

株式や債券などの金融商品に投資されるに当たって、最も重要な考え方の一つとして、投資者自身がその責任を負う「自己責任原則」があります。投資効果を享受するのも損失・リスクを負うのも投資者自身であることを忘れてはなりません。

個人投資家の皆様におかれましては、この点に十分に留意し、御苦勞でも投資判断を行うに際しては、商品性を説明した目論見書や営業員のアドバイス等により、その金融商品の持つリスクやコストなどについて、必ずご自分で理解し、今後、様々なリスクが発生した場合の対応も念頭において、納得できる金融商品を選択していただきたいと思います。

また、個人投資家の皆様が投資を行うに当たっては、たとえば、虚偽の表示や誤解をさせるような表示による勧誘や、金融商品取引業者等が自身の利益を優先し個人投資家の利益を軽視するような勧誘を受ける場合があるかもしれません。また、場合によっては、内部者取引や相場操縦などの法令違反行為が行われていると疑われるような場面に遭遇することも考えられます。

こうした情報は、市場分析審査、証券検査、課徴金調査、開示検査や犯則事件の調査を行う場合の端緒として有用性が高いことから、証券監視委では、個人投資家をはじめとする一般の方々からの情報を、電話、文書（ファクシミリを含む。）、来訪又はインターネット等により広く受け付け、積極的な活用に取り組んでいます。

皆様からの情報は、証券監視委の監視活動に活用されることにより、市場における取引の公正の確保と投資者の信頼の保持に貢献し、ひいては個人投資家の皆様の利益にも資することとなります。不審な情報を入手した場合には、証券監視委に積極的な情報提供をしていただきますよう、よろしくお願いいたします。

これまで紹介してきた活動は、証券監視委の個々の職員の不断の努力の積み重ねのほか、個人投資家の皆様のご理解や関係各機関との緊密な連携による成果であると考えています。

金融・資本市場を取り巻く環境が不断に変化する中で、今後とも証券監視委は、個人投資家の皆様の保護のため、金融・資本市場の公正性に重大な影響を及ぼすような問題に対して、これまで以上に厳正かつ的確に対応し、その与えられた役割を果たしていきたいと考えております。

特に、金融商品取引法の全面的な施行により証券監視委の権限の対象・範囲がさらに拡大されたことや、同法改正による課徴金制度の見直し等も踏まえ、今後とも人材の厚みや専門性の充実など必要な体制を整備し、適正な市場監視に努めていきます。

こうした活動により市場に対する信頼を確保することが、皆様の金融資産運用の選択肢の幅を広げ、これによる新たな資金の流れが経済活性化の原動力になると確信しています。

